

予算審査特別委員会

平成14年3月 7日

午前9時00分 開会

於 斑鳩町第一会議室

議長

小野 隆 雄

委員長

山本 直 子

副委員長

里川 宜志子

出席委員

松田 正

里川 宜志子

萬里川 美代

子

喜多 郁 子

浅井 正 八

吉川 勝

義

理事者出席

町長

小城利重

助役

芳村 是

収入役

中野秀樹

教育長

栗本裕美

総務部長

植村哲男

総務課長

西本喜一

総務課参事

吉田昌敬

企画財政課長

池田善紀

企画財政課参事

野口英治

税務課長

植嶋滋継

住民生活部長

中井克己

福祉課長

浦口 隆

健康推進課長

西田哲也

環境対策課長

清水孝悦

住民課長

阪野輝男

都市建設部長

鍵田徳光

建設課長

堤 和雄

観光産業課長

杉本正二

都市整備課長

藤本宗司

教委総務課長

清水建也

生涯学習課長

水田美文

上下水道部長

辻 善次

上水道課長

御宮知恒夫

下水道課長

田口好夫

代表監査委員

辰巳忠次

監査委員書記

藤原伸宏

議会事務局職員

議会事務局長

小野美枝子

係長

上埜幸弘

-

(午前9時00分 開会)

○小野議長 おはようございます。

少し早いようですが、皆さんお寄りですので。

本日、予算審査特別委員会の開催をお願いいたしましたところ、委員の皆さんには早朝からご出席いただき、ありがとうございます。

ただいまから、本会議から付託されました平成14年度斑鳩町一般会計、各特別会計及び水道事業会計予算についての審査を行っていただきますが、会議に先立ちまして、正副委員長を互選いただきますため暫時休憩をいたします。

○小野議長 再開いたします。

休憩中に互選いただきました結果、委員長に山本委員、副委員長に里川委員を互選されましたので、お二人にはよろしくをお願いいたします。

ここで委員長と交代のため、暫時休憩いたします。

○山本委員長 再開いたします。

皆さんのご推挙によりまして、予算審査特別委員会の委員長を努めさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。副委員長とともに委員会の運営に当たらせていただきますので、皆さんのご協力方よろしくお願いを申し上げます。

理事者各位におかれましてもどうぞ的確な説明、答弁をされますようお願いを申し上げます。スムーズな審査ができますようお願いをしておきます。

それでは、ここで署名委員を私の方から指名をさせていただきます。松田委員、里川委員の両委員を指名させていただきます。両委員にはよろしくお願いをいたします。

初めに、町長よりごあいさつをお受けいたします。町長。

○小城町長 おはようございます。

去る1日の本会議から付託されました議案第17号 平成14年度斑鳩町一般会計予算についてほか、特別関係等6議案、計7議案でございます。どうかこのことにつきましては皆さん方の慎重なご審議を願います。また、なお1日の総括審議の中で、都市計画税の基金の取り崩しについて、不十分ではないかということで、私の方から不十分であったということについて深くおわびを申し上げまして、そのたぐいについては予算委員会等について資料等を作成いたしましたので、ご説明申し上げますので、本当にどうかひとつよろしくお願いをしたいと思います。

皆さん方におかれましては、慎重審議を経まして原案どおりご承認いただきますこと

を心からお願いいたしまして、冒頭のあいさつといたします。ありがとうございました。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、本会議から付託を受けました議案第17号 平成14年度斑鳩町一般会計予算について、議案第18号 平成14年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、議案第19号 平成14年度斑鳩町老人保健特別会計予算について、議案第20号 平成14年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算について、議案第21号 平成14年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について、議案第22号 平成14年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について、議案第23号 平成14年度斑鳩町水道事業会計予算について、以上7議案を一括上程をし、議題といたします。

初めに、審査の方法についてお諮りをさせていただきます。

最初に、一般会計につきまして審査をすることとし、理事者から一般会計の総括説明と歳入全般についての説明を受けました後、これに対する質疑を行い、次に歳出につきましては第1款から各款ごとに説明、質疑を順次行うこととして、一般会計の審査を行い、次に各特別会計の審査につきましては、会計ごとに全体の説明を受けた後、それぞれ質疑を行うことで審査を進めたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本委員長 ありがとうございます。異議がないということでございますので、そのように進めてまいらせていただきます。なお、皆さんの方からあらかじめお申し出のございました資料につきましては、お手元にご配付をさせていただいておりますので、ご確認の方よろしくをお願いいたします。

まず初めに、議案第17号 平成14年度斑鳩町一般会計予算についての審査に入ります。

総括説明と歳入全般についての説明を求めますが、本会議初日に町長から施政方針について詳細な内容の説明を受けております。この説明を受けておりますことを前提に、これと重複しない内容での説明を受けておきたいと思っております。

では、よろしくをお願いいたします。

植村総務部長。

○植村総務部長 それでは、議案第17号 平成14年度斑鳩町一般会計予算の総括説明をさせていただきます。

まず、議案書の朗読をさせていただきます。

議案第17号 平成14年度斑鳩町一般会計予算について。

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成14年3月1日提出。

斑鳩町長、小城利重。

それでは、一般会計予算につきましてご説明をさせていただきますが、その前に本町の財政事情等について少しご説明を申し上げたいと思います。

平成14年度におけます本町の財政事情は、歳入面では厳しい景気の事情と、さらには恒久的な減税の影響によりまして、主要な収入であります町税、地方交付税とも減少する、極めて厳しい状況となり、平成14年度の特例債を除く一般財源総額は、前年度に比較いたしまして1億4,764万6,000円、2.2%の減となり、例年に増して厳しい状況でございます。

一方、歳出面におきましては、義務的経費のうち人件費、公債費については、それぞれ4,816万6,000円、2.6%、1,283万4,000円、0.8%減となったものの、個性ある地域の活性化、福祉医療の充実、資源循環型社会の形成、生活基盤の整備、その他各分野において相当額の財政需要がございまして、予算編成上において大幅な財源不足が生じたところでございます。このため、引き続き各課における内部努力を行うとともに、事務事業の再点検を行い、歳出全般にわたり経費の見直しに努めたわけでございます。

また、歳入にありましては減税補てん債、臨時財政対策債などの特例的な町債を発行するとともに、平成14年度におきましてはやむを得ず財政調整基金及び都市計画事業整備基金の取り崩しをもって収支の均衡を図ることといたしました。なお、都市計画事業整備基金につきましては、本議会初日にご指摘がありまして、町長よりご答弁させていただいておりますが、本日資料をご提示申し上げております。また、都市計画事業整備基金の充当先は、都市計画事業を行うために充当しておりまして、充当先は公共下水道に1億1,000万円、法隆寺藤ノ木線整備に2,900万円でございます。それぞれの歳出予算の財源内訳に特定財源のその他の項に記載いたしております。なお、資料につきましては、歳入の説明の際にご説明申し上げたいと思います。

先ほども申し上げましたように、例年に増して厳しい財政環境の中ではありますが、

基本理念といたしまして、人にやさしいまちづくりを掲げ、個性ある地域の活性化、循環型社会の形成、少子・高齢社会への対応、さらには安全で快適な都市環境の整備など、第3次斑鳩町総合計画に掲げました主要施策の着実な推進を初めとして、各案の施策に優先的、効率的な財源配分を行い、町政の発展に最大限の努力を行うことといたしました。

以上、簡単ではありますが、本町の財政事情についての説明とさせていただきます。

それでは、お配りいたしております一般会計予算書の1ページをお開きください。

平成14年度斑鳩町一般会計予算。

平成14年度斑鳩町一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ84億8,000万円とする。第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為。第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によるということで、9ページをお開きいただきたいと思います。

第2表で債務負担行為の予算に係ります事項、期間及び限度額について定めております。その内容については、法定外公共物譲与申請事業等、2カ年で取り組みます事業等、斑鳩町土地開発公社に依頼しております都市計画事業、都市計画道路事業用地取得等に係る事業の債務負担となっております。

次に、もう一度お戻りいただきたいと思います、地方債でございます。

第3条でございます。地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。これにつきましては、10ページをごらんいただきたいと思います。

第3表の地方債でございます。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法等について定めております。その内容についてご説明させていただきたいと思います。予算書の46ページをお開きください。

46ページでございます。初めに、第1目の衛生債でございます。水道事業会計出資債といたしまして、第1浄水場の整備に対して支援を行う、一般会計からの出資金に係ります町債1億6,970万円を計上いたしております。これについては、起債充当率100%、交付税措置率50%を見込んでおります。

次に、第2目の土木債でございます。流域対策施設整備事業債といたしまして、治水事業に係ります町債1,460万円を計上しております。これについては、起債の充当率95%、交付税措置率は76%を見込んでおります。また、2つ目の地方特定道路整備事業債といたしましては、法隆寺線整備事業に係ります町債1億6,290万円を計上いたしております。これにつきましての起債充当率は95%、交付税措置率は52.5%を見込んでおります。

次に3つ目のまちづくり総合支援事業債でございますが、法隆寺藤ノ木線整備事業に係ります町債2,420万円を計上いたしております。これについての起債充当率は75%を見込んでおります。

次、4点目の公営住宅建設事業債でございますが、公営住宅建設事業に係ります町債1億910万円を計上いたしております。これについての起債充当率は100%を見込んでおります。

次に第3目の消防債でございます。1つ目の防災まちづくり事業として、防火水槽の設置に係ります町債480万円を計上いたしております。これについては、起債充当率75%、交付税措置率は52.5%を見込んでおります。

2つ目の地域情報通信基盤整備事業といたしましては、県防災無線整備負担金に係ります町債560万円を計上いたしております。これについては、起債充当率は75%、交付税措置率は52.5%を見込んでおります。

次に第4目の臨時財政対策債でございますが、平成13年度から平成15年度までの間に限りまして、地方負担分の地方一般財源の不足に対処するため、地方財政法第5条のつもりといたしまして発行されます臨時財政対策債3億820万円を計上いたしております。この臨時財政対策債の元利償還相当額につきましては、その全額を後年度、地方交付税の基金財政需要額に参入されることとなっております。

最後になりますが、減税補てん債でございます。第5目、減税補てん債では、恒久的減税の体質に伴う減収の一部に対処するため、地方財政法第5条の特例として発行されます減税補てん債5,090万円を計上しております。

以上、町債の合計は8億5,000万円となり、前年度の予算額と比較いたしまして、4億4,210万円、108.4%の大幅な増となっております。また、町債残高の見込みにつきましては、最後のページになります204ページでございます。ごらんいただきたいと思います。一般会計の平成14年度末の残高は91億5,636万2,000円とな

る見込みでございます。毎年度減少にあります。さらに水道事業、公共水道事業を合わせました平成14年度末残高は、156億7,574万9,000円となる見込みでございます。

それでは、もう一度1ページへお戻りいただきたいと思えます。

一時借入金でございます。第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は10億円と定める。

次に、歳出予算の流用でございます。第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるということで、第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成14年3月1日提出。

斑鳩町長、小城利重。

それでは、一般会計歳出予算からご説明申し上げます。

歳出予算の各費目の詳しい説明については、後ほど各担当部長の方からご説明いたしますが、私の方からは簡単に目的別について、前年度の予算額と比較すると、その主な事業、そして性質別の主な増減についてご説明をさせていただきたいと思えます。

それでは、予算書の13ページをお開き願います。

初めに第2款の総務費でございますが、10億9,857万8,000円を計上いたしております。前年度の予算額と比較いたしまして、9,107万円、9.9%の増となっております。主な取り組みにつきましては、コミュニティバスの運行1,050万円、男女共同参画づくりの推進175万4,000円、古代のロイヤルロード太子道を往くの開催100万円、OA化の推進4,857万6,000円。秋桜ライブの開催270万円、いかるが百景フォトコンテストの実施180万円。青少年健全育成の推進221万8,000円。住民基本台帳ネットワークの構築1,100万円、戸籍総合システムの構築1,500万円をそれぞれ計上いたしております。

次に、第3款の民生費についてでございます。14億7,851万5,000円を計上いたしております。前年度の予算額と比較して、3,909万9,000円、2.7%の増となっております。主な取り組みにつきましては、国民健康保険事業への支援といたしまして、8,227万4,000円、老人福祉施設への入所などの高齢者福祉の推進といたしま

して、7,441万4,000円、介護保険事業計画及び老人保健福祉計画の見直しといたしまして150万円。老人保健への支援といたしまして、1億2,461万3,000円。老人等医療費の助成といたしまして、9,590万円。人権問題の啓発といたしまして、662万円。身体障害者の更生援護措置などの障害者福祉の推進といたしまして、1億1,903万5,000円。介護保険事業への支援といたしまして、1億7,556万4,000円。保健体制の充実などの児童福祉の推進といたしまして、4億4,087万2,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に第4目の衛生費でございます。11億5,674万2,000円を計上いたしております。前年度の予算額と比較いたしまして、1億8,201万7,000円、18.7%の増となっております。主な取り組みでございますが、第1浄水場整備の支援といたしまして、1億6,970万円。愛と輝き夢フェスタの開催で330万7,000円。高齢者インフルエンザ予防接種の実施など、感染者の予防対策といたしまして3,152万7,000円。乳児健診の実施など、母子保健の推進といたしまして、471万6,000円。基本健康診査などの健康づくりの推進といたしまして5,531万5,000円。精神保健相談の実施といたしまして104万9,000円。家庭生ごみの減量化の促進などのごみ減量化・資源化の推進といたしまして、2,297万3,000円。衛生処理場の維持管理など、ごみ・し尿の処理といたしまして、2億8,580万6,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、第5款の農林水産業費でございます。2億2,988万5,000円を計上いたしております。前年度の予算額と比較いたしまして、5,156万円、28.9%の増となっております。主な取り組みにつきましては、農道整備といたしまして1億5,940万円。産業フェスティバルの開催といたしまして、200万円をそれぞれ計上いたしております。

続きまして第6款の商工費でございますが、9,573万9,000円を計上いたしております。前年度の予算額と比較いたしまして、601万9,000円、6.7%の増となっております。主な取り組みにつきましては、シルバー人材センターの事務費といたしまして1,043万円。商工会に対する支援といたしまして1,200万円。観光協会に対する支援といたしまして1,050万円。斑鳩の里ふるさと秋祭りの開催といたしまして500万円をそれぞれ計上いたしております。

次に第7款の土木費でございます。14億4,037万3,000円を計上いたしております。

ます。前年度の予算額と比較いたしまして、1億8,011万2,000円、14.3%の増となっております。主な取り組みでございますが、道路の新設改良で2億6,885万3,000円。法隆寺線の整備で2億919万8,000円。公共下水道事業への支援といたしまして、3億1,035万5,000円。法隆寺藤ノ木線の整備といたしまして8,699万円。公営住宅の整備といたしまして、2億6,369万7,000円をそれぞれ計上いたしております。

続きまして第8款の消防費でございます。3億2,156万6,000円を計上いたしております。前年度の予算額と比較いたしまして、7,473万6,000円、18.9%の減となっております。主な取り組みについてであります。西和消防組合の連携といたしまして、2億7,396万5,000円。県防災無線の整備といたしまして728万円。防火水槽の整備といたしまして650万円、それぞれ計上いたしております。

次に、第9款の教育費でございます。9億5,005万7,000円を計上いたしております。前年度の予算額と比較いたしまして、2,606万5,000円、2.8%の増となっております。主な取り組みでございますが、小・中学校講師の配置といたしまして、2,368万8,000円を。学校いきいきプランの実施といたしまして284万3,000円を。トイレ改修などの教育環境の充実といたしまして4,080万円。情報教育の推進といたしまして3,042万7,000円。総合的な学習の推進といたしまして150万円。斑鳩の里文化芸術祭の開催といたしまして288万円。町内遺跡の発掘調査、保存といたしまして1,000万5,000円。古文書の保存・整理といたしまして80万円をそれぞれ計上いたしております。

続いて第11款の公債費でございますが、15億4,431万4,000円を計上いたしております。前年度の予算額と比較いたしまして、1,283万4,000円、0.8%の減となっております。平成12年度まで借入れを行った町債の元利償還と、平成13年度に借入れを見込んでおります町債の利子償還及び一時借入金の利子を計上いたしております。

続きまして、性質別において前年度の予算額と比較して、大きく増減のあったものについてご説明申し上げます。恐れ入りますが、平成14年の予算関係資料の13ページをお開き願いたいと思います。

それでは説明させていただきます。初めに義務的経費では、36億2,177万8,000円。前年度と比較いたしまして、3,717万8,000円、1%の減となっております。

義務的経費のうち、人件費、公債費はそれぞれ4,816万6,000円、2.6%、1,283万4,000円、0.8%の減となっております。この扶助費につきましては、2,382万2,000円、9.3%の増と引き続き増加しております。

次に、経常的経費でございますが、33億8,049万3,000円、前年と比較いたしまして、1億2,414万4,000円、3.8%の増となっております。経常的経費のうち物件費につきましては、経費全般にわたって、これまで以上にコスト意識を徹底させ、その削減、合理化に努めているものの、戸籍総合システムの構築、保育園・学童保育等の児童福祉の推進、各種住民健診等の充実を図ったことから、3,526万3,000円、2.2%の増となっております。また、繰出金は各特別会計への支援、さらには斑鳩町土地開発公社への健全化を図るため、同土地開発公社で保有いたしておりますJR法隆寺駅前の駐輪用地を土地開発基金で買収するため基金の拡充を図ったことから、1億793万7,000円、13.6%の増となっております。

一方、維持補修費につきましては、衛生処理場につきましては増加しているものの、道路、し尿処理場においては平年度ベースに戻ったことから、2,094万6,000円、16%の減となっております。

次に、臨時的経費でございますが、1億8,689万4,000円。前年度と比較いたしまして、1億844万8,000円、138.2%の大幅な増となっております。これにつきましては、投資及び出資金が第1浄水場整備に係る水道事業会計出資金の増加に伴い、1億817万7,000円、17.5%増となったためでございます。

次に、投資的経費でございますが、12億4,083万5,000円。前年と比較いたしまして、2億8,458万6,000円、29.8%の増となっております。補助事業が公営住宅の整備、法隆寺藤ノ木線の整備の取り組みにより、1億9,626万円。149.1%の大幅な増となっております。また、単独事業につきましても法隆寺線の整備、消防第2分団、詰所の整備建設などが減額となったものの、農道の整備、衛生処理場の周辺対策、河川環境の整備が増額となることから、8,832万6,000円、10.7%の増となっております。

以上、簡単ではありますが、目的別及び性質別により歳出予算の説明とさせていただきます。

続きまして、一般会計歳入予算についてのご説明を申し上げます。

予算書の14ページをお開き願いたいと思います。

まず初めに、第1款の町税でございます。町税全体といたしましては、29億9,780万1,000円を計上しております。前年度の予算額と比較いたしまして、1億830万円、3.5%の減となっております。低迷いたしております景気が反映して厳しい状況となっておりますが、引き続き課税客体、課税標準等の的確な把握、着実なたんよう整備を図り、その確保に努めてまいりたいと考えております。各税目ごとに、費目ごとに前年度との比較についてご説明いたしますと、第1項町民税につきましては、14億4,180万円を計上いたしております。前年度の予算額と比較して、1億2,250万円、7.8%の減となっております。

続いて15ページに移ります。

第2項の固定資産税についてでございますが、12億1,780万円を計上いたしております。前年度の予算額と比較いたしまして1,400万円、1.2%の増となっております。第3項の軽自動車税についてであります。2,740万円を計上いたしております。前年度の予算額と比較いたしまして20万円、0.7%の増となっております。

次に16ページに移ります。

第4項のたばこ税については、前年度と同額の1億7,000万円を計上いたしております。また、17ページの第5項の特別土地保有税につきましては、予算編成を行う時点では、課税の客体となるべものは存在いたしておりませんが、今後に備えて計上したものでございます。

第6項の都市計画税については、前年と同額の1億4,080万円を計上いたしております。

18ページに移りたいと思います。お聞き願いたいと思います。

第2款の地方譲与税でございます。地方譲与税全体といたしまして、6,810万円を計上いたしております。前年度の予算額と比較いたしまして100万円、1.5%の増となっております。これにつきましては、地方財政計画等勘案して計上したものでございまして、第1項自動車重量譲与税で4,220万円、第2項地方道路譲与税で2,590万円となっております。

次に、19ページに移ります。

第3款の利子割交付金でございます。6,850万円を計上いたしております。前年度の予算額と比較して5,850万円、45.1%の減となっております。これについては、高金利等の郵便預金の満期ににつきまして、平年度ベースに戻ったためでございます。

続きまして、第4款の地方消費税交付金でございますが、1億8,160万円を計上いたしております。前年度の予算額と比較いたしまして440万円、2.4%の減となっております。これについては、平成13年度決算の見込み額、また地方財政計画等を勘案して計上いたしております。

20ページへ移ります。

第5款のゴルフ場利用税交付金でございますが、前年度と同額の4,800万円を計上いたしました。

第6款の自動車取得税交付金については、4,960万円を計上いたしております。前年度の予算額と比較いたしまして1,420万円、40.1%増となっております。これについては、平成13年度決算見込み額または地方財政計画等を勘案して計上させていただいております。

次、21ページに移ります。

第7款の地方特例交付金でございます。1億3,430万円を計上いたしております。前年度の予算額と比較いたしまして3,200万円、31.3%の増となっております。これについては、恒久的な減税に伴う地方税減収見込み額の一部を補てんするために交付されるものでございます。

次に第8款の地方交付税でございますが、26億6,750万円を計上しております。前年度の予算額と比較いたしまして950万円、0.4%の減となっております。この内訳でございますが、普通交付税で23億8,100万円、特別交付税で2億8,600万円とそれぞれなっております。

なお、予算関係資料の11ページに平成13年度交付決定額と比較した資料を添付しておりますが、普通交付税につきましては、平成13年度交付決定額の5.2%の減でございます。また、後ほどご参照いただきたいと思います。

次、22ページに移らせていただきます。

第9款の交通安全対策特別交付金でございます。前年度予算額とほぼ同額の430万円を計上いたしております。

第10款の分担金及び負担金についてでございます。初めに第1項の分担金につきましては、農林水産業費分担金といたしまして3,739万9,000円を計上いたしております。前年度の予算額と比較いたしまして1,983万5,000円、112.9%の増となっております。これについては、土地改良事業費の増額によるものでございます。第2

項の負担金については、9,301万4,000円を計上いたしております。前年度の予算額と比較いたしまして182万6,000円、2%の増となっております。その内訳は、民生費負担金で8,971万4,000円、土木費負担金で330万円とそれぞれとなっております。

次に、24ページに移ります。

第11款の使用料及び手数料であります。これにつきましては、それぞれの使用の件数等を見込み、第1項使用料で1億6,217万4,000円、第2項手数料で7,340万7,000円を計上いたしております。

次に移りまして、27ページへ移ります。

第12款の国庫支出金であります。国庫支出金全体といたしましては、3億9,257万9,000円を計上いたしております。前年度の予算額と比較いたしまして2,118万6,000円、5.7%の増となっております。その主な内訳でございますが、第1項の国庫負担金で、保育園の運営に係ります保育所運営費負担金、国民健康保険事業の財政基盤の安定に係ります保険基盤安定負担金の増額によりまして、1,104万7,000円、6.8%の増。第2項の国庫補助金で、法隆寺線の整備に係ります緊急地方道路整備事業交付金、治水対策に係ります流域対策施設整備事業費補助金、緊急地域雇用対策特別交付金などが減額になったものの、公営住宅整備事業費補助金の増額によりまして、差し引き2,379万4,000円、12.8%の増となっております。

また、第3項の国庫委託金では、国民年金事務の一部が社会保険事務所へ移行されることから、前年度の予算額と比較して895万8,000円、47.3%の減となっております。

次、31ページの方に移ります。

第13款の県支出金でございます。県支出金全体といたしまして2億6,267万4,000円を計上いたしております。前年度の予算額と比較いたしまして889万4,000円、3.3%の減となっております。その主な内訳といたしまして、第1項県負担金で、県民税取り扱い負担金が減額になったものの、国庫支出金と同様に保育所運営負担金、県基盤安定負担金の増額によりまして、差し引き532万9,000円、5.2%の増となっております。

第2項の県補助金では、乳児保育促進事業費補助金、学校いきいきプランに係ります公立学校社会人活用事業費補助金の増額があったものの、情報通信技術講習推進事業費

補助金、地域活性化事業総合補助金などの減額によりまして、差し引き404万9,000円、2.7%の減となっております。

第3項の県委託金につきましては、選挙委託金、ふれあいフレンドの活用調査事業費委託金の減により1,017万4,000円、49.4%の減となっております。

36ページに移ります。

第14款の財産収入でございます。これは、各基金に係ります利子等、308万4,000円を計上させていただいております。

次に寄附金でございますが、公共施設整備事業協力金といたしまして、900万円を計上いたしております。

次に、38ページに移ります。

第16款の繰入金でございますが、2億5,810万円を計上いたしております。前年度の予算額と比較いたしまして、1億8,992万6,000円、278.6%の増となっております。第1項の基金繰入金で町税が大幅な減収となることから、各施設推進のための財源を確保するため、本年度につきましてはやむを得ず財政調整基金から1億1,000万円、あとは都市計画事業の財源として、都市計画事業整備基金から1億3,900万円などの基金繰入金を計上いたしております。

それでは、都市計画事業整備基金の充当につきましては、お手元に配付いたしております資料によりましてご説明申し上げたいと思います。

A4の紙1枚。平成14年度都市計画税の用途状況に関する調べという資料でございます。ございますか。

それでは、資料に基づきまして説明を申し上げたいと思います。まず、1番目の都市計画税の収入でございますが、平成14年度の都市計画税の収入額、1億4,080万円と都市計画事業整備基金を取り崩し繰り入れた額、1億3,900万円。合わせ2億7,980万円というのが財源として充当いたすことにしております。なお、都市計画事業整備基金につきましては、今回の取り崩しにより、平成14年度末での積立額は4億2,587万円となります。

次、2番目の都市計画税等の充当可能な事業でございますが、都市計画事業といたしまして、道路事業では平成14年度の事業費は、2億9,618万8,000円となっており、国庫補助金、町債等を除きました都市計画税の充当可能額は6,313万8,000円で、都市計画税の充当状況につきましては、都市計画事業整備基金の繰入金で2,900

万円を充当いたします。これは、道路事業には法隆寺線整備事業につきましては都市計画税充当可能額が3,364万8,000円、法隆寺藤ノ木線整備では、都市計画税充当可能額は2,949万円となっておりますが、これらのうち法隆寺藤ノ木線整備で都市計画事業整備基金繰入金のうち、2,900万円を充当いたしております。

次に、公共下水道事業特別会計繰出金の平成14年度の額は3億1,035万5,000円で、すべてが都市計画税充当可能額でございます。これに対する都市計画税等の充当状況につきましては、都市計画事業整備基金繰入金で1億1,000万円、都市計画税で1億4,080万円をそれぞれ充当いたしております。

都市計画事業費全体につきましては、平成14年度の事業費は6億654万3,000円で、うち都市計画税充当可能額は3億7,349万3,000円でございます。これに対する都市計画税等の充当状況につきましては、都市計画事業整備基金繰入金で1億3,900万円、都市計画税で1億4,080万円をそれぞれ充当いたしております。

次に、町債を活用して行った都市計画事業の償還費では、平成14年度では、都市計画事業で275万2,000円、上宮遺跡公園整備事業で3,694万円、火葬場整備事業で7,457万5,000円、大和川第1緑地整備事業で216万5,000円、合わせて1億1,643万2,000円で、これらすべてが都市計画で充当可能額でございますが、都市計画税等も充当はしておりません。なお、この結果は全体といたしまして、平成14年度の事業費は7億2,297万5,000円で、うち都市計画税充当可能額は4億8,992万5,000円でございます。都市計画税等の充当状況につきましては、都市計画事業整備基金繰入金で1億3,900万円、都市計画税で1億4,080万円をそれぞれ充当いたします。

以上、簡単でございますが、用途状況に関する説明とさせていただきます。

続いて39ページでございます。

第17款の繰越金については、平成13年度予算額の決算見込みをする中で、1億円を計上させていただいております。

次に40ページでございます。

第18款諸収入については、1,886万8,000円を計上いたしております。前年度の予算額等に比較いたしまして1,005万9,000円、34.8%の減となっております。これにつきましては、管外保育委託料、国民年金印紙売りさばき手数料、訪問看護ステーション使用料などが減額となったためでございます。

46ページでございますが、第19款の町債でございます。

これにつきましては、先ほど説明させていただいておりますので、省略させていただきます。

それでは、続きましてもう二つ資料をお渡ししております関係についてご説明申し上げたいと思います。

まず最初に、収支財政指標の推移についてという資料でございます。これにつきましては、平成9年から平成20年までの推移をあらわしたものでございます。まず、普通交付税を見ていただきましたら、平成9年度では22億2,400万円、平成12年度では26億400万円、平成13年度は25億1,100万円、平成14年度では23億8,100万円を見ております。平成20年度では18億5,100万円を見込んでおり、5億3,000万円、平成12年度と比べましたら5億3,000万円、約22.3%も減となっております。

次に、標準財政規模でございますが、これは標準的な行政活動を行うために必要な経常的一般財源の総量をあらわすものでございますが、平成9年度では58億7,100万円、平成12年度では62億7,400万円、平成13年度では61億9,200万円、平成14年度では59億1,800万円、おおむね60億円程度となっております。これにつきましては普通交付税同様、平成16年度がピークで、徐々に低くなって、平成20年度では56億6,500万円を見込んでおります。

次に、公債費の比率及び起債制限比率についてでございますが、公債費につきましては、地方債の償還に要する経費であります公債費の一般財源に占める割合を示すものであり、また、起債制限比率につきましては、地方債の起債制限に係る費用として、地方債許可方針に規定されたものでございまして、この比率が一定の基準を超えると、原則といたしまして地方債の額は制限されるものでございます。平成9年度では、それぞれ16%、8.7%となっております。平成12年になりますと22.3%、11.5%、平成13年度では22.7%、12.5%、平成14年度は23.6%、12.4%とそれぞれなるだろうと見込んでおります。これらのピークにつきましては平成16年度でありまして、それぞれ30.0%、14.8%となると見込んでおります。これは特に、平成7年度借入れ及び平成8年度の借入れの減税補てん債の一括償還が是正されることが大きく影響しておりまして、高くなっておるものでございまして、以後徐々に低くなり、平成20年度では公債比率で12.8%、起債制限比率で12.5%となるだろうと見ております。

次に、経常収支比率でございます。財政の硬直化、弾力性等を判断する指標の1つでございますが、平成9年度では80.8%が、平成12年度では84.8%、平成13年度では88.5%で、平成14年度では94.5%と、90%を超える状況となって高くなってきております。これにつきましても平成16年度がピークで、99.9%を見込んでおります。以後は徐々に低くなり、平成20年度では21%となるものと見込んでおります。いずれにいたしましても、90%の高い数値で推移することからも、依然として財政的には厳しい状況であると考えております。

次に地方債の現在高でございますが、それより年度末の残高でございます。平成9年度末では124億6,700万円、平成12年度末では101億8,800万円、平成13年度末では92億8,200万円、平成14年度末では91億5,700万円を見込んでおります。以後、年々減少していきまして、平成20年度末では63億3,400万円になるだろうと見込んでおります。なお、平成13年度以降、平成17年度末までの町債の主な借り入れ見込み額につきましては、右の方にそれぞれ年度ごとに記載しておりますので、また見ていただきたいと思っております。

以上、簡単でございますが、収支財政指標の推移の説明とさせていただきます。

続きまして、一般会計から他会計への繰出額の状況についての調べでございます。

A4の紙でございます。

一般会計からは、国民健康保険事業特別会計、老人保健特別会計、介護保険事業特別会計、公共下水道事業特別会計の4特別会計と、水道事業会計にそれぞれ所用額を繰り出しをいたしております。それでは、調書に基づきまして繰り出し状況についてご説明を申し上げます。

まず、国民健康保険事業特別会計繰出金は、1億4,970万6,000円でございます。その内訳でございますが、職員給与費等繰出金で4,248万9,000円、出産育児一時金の繰出金で8,000万円、財政安定化支援事業繰出金で1,429万5,000円、その他一般会計繰出金で7,490万円、基盤安定繰出金、医療費給付費分で6,448万4,000円、基盤安定繰出金の介護給付費分で294万8,000円とそれぞれなっております。

次に老人保健特別会計繰出金でございますが、1億2,461万3,000円でございます。その内訳で、医療費分の繰出金で1億1,322万5,000円、事務費繰出金で1,138万8,000円となっております。

続きまして、介護保険事業特別会計繰出金で1億7,556万4,000円。その内訳でありますが、介護給付費繰出金で1億3,181万7,000円、職員給与費の繰出金3,192万1,000円、事務費繰出金で1,182万6,000円となっております。

公共下水道事業特別会計繰出金で3億1,035万5,000円であります。その内訳でありますが、職員給与費等の繰出金が5,102万9,000円、公共下水道事業費繰出金で237万9,000円、流域下水道事業費繰出金で2,326万8,000円、公債費繰出金で2億3,367万9,000円となっております。

次に、水道事業会計繰出金でありますが、2,270万8,000円でございます。この内訳で水道事業会計繰出金2,137万円、消火栓管理費負担金で133万8,000円でございます。合わせまして、本年度の予算額といたしまして、7億8,294万6,000円とそれぞれ繰り出すことにいたしております、これは一定のルールのもとに算出しております。

以上、一般会計から他会計の繰出金の状況に関する調べをさせていただきました。

以上で一般会計予算の総括説明をさせていただきました。よろしくご審議を願います。なお、引き続きまして、もう一点の公共下水道の関係の資料につきましては、辻上下水道部長の方から説明させていただくということになっておりますので、よろしく願います。

○山本委員長 辻部長。

○辻上下水道部長 お手元に配付させていただきました、公共下水道に伴います資料について説明させていただきます。

まず、1枚目の下水道事業計画につきましては、上段の奈良県の流域下水道と斑鳩町の公共下水道の関係についてさせていただきます。

まず、奈良県の流域下水道につきましては、平成2年に計画決定の変更をされております。これは、第1浄化センターに流入の決定ということでございます。その後、平成3年に事業認可されております。それと、平成11年から本格的に竜田川幹線の工事がされておまして、平成12年から中継ポンプ場の建設がされているということで、下の欄で16年には龍田幹線管区が、斑鳩町内の分については完成する予定ということで生駒までは平成20年、19年ぐらいには生駒の端まで完成するということです。中継ポンプ場につきましては、平成16年度に完成するというので、これはあくまでも予定ということで、書かせていただいております。

あと、下の方には斑鳩町の関係につきまして現状を書かさせていただいております。一応14年度中に、できたら条例等を改正をお願いしたい。条例の制定をお願いをしたということ、17年に供用開始ということでもあります。工事関係につきましては、平成4年から着手させていただきまして、2期工事の終了は平成22年に終了するというので、平成2年から22年までの工事の流れを書かさせていただきました。

次の2枚目につきましては、公共下水道の決算の一覧及び収支予測ということでさせていただいております。平成3年から約60ヘクタールの事業認可を受けて工事をさせていただいております。平成12年度までが1枚目、2枚目に平成13年度の決算見込みまでを、一応2枚目の備考欄で平成13年までの決算見込み総額ということでご理解をお願いしたいと思います。それと今度、工事概要のところ、平成16年から収益的収支部門と書いておりますけれども、我々今日まで一応予測しておりますのは、16年に一部使用料とか受益者負担金が入ってくるであろうということで予測しております、16年度で収益的収支部門ということで設けさせていただいております。

ここで一般会計からの繰入金の関係でございますけれども、16年度のところで財源の中で雑入ということで、この中で備考欄に書かせてもろてます消費税還付金と負担金ということで、これは受益者負担金と消費税還付金で上げさせていただきまして、使用料につきましては工事概要にも書いております、収益的収支部門のところの一般会計繰入金のところ繰り入れと、それと料金収入をここで上げさせていただいております。この一般会計繰入金と上のちょっと見にくいんですけども、雑入と足した分が一般会計の繰入金予想されるということで。それと、下の欄に年度末の地方債の償還残高を書かさせていただいております。ちなみに、13年度で39億7,658万1,000円が書いてあるということでございます。

それと、一番最後のページで、平成22年までの合計を書かさせていただいております。工事総額が事業費総額で、収益的収支部門と書いてありますところで199億3,061万9,731円ということで、その地方債の償還残高が66億396万2,000円ということで、備考欄に書かせてもらっている一般会計繰入金の総額が、22年までで56億7,650万4,000円ということで推計させていただいております。

こういうことで、収支一覧表を出させていただいておりますので、よろしくお願いたします。

○山本委員長 一般会計につきましても総括の説明と歳入全般についての説明、並びに

お手元にご配付をさせていただいた資料に基づいて説明が通されました。これに対する質疑をお受けしたいと思います。

松田委員。

○松田委員 いろいろと説明を受けたんですけども、まず、いろいろお忙しいところをわざわざご無理を言って、補足資料の提出をいただきました。予算審査をするについて必要と思われること、あるいはじっくり説明しておきたいこと、よくわかりやすいようにというのが、僕は予算審査参考資料の成果と思うんですけどね。そういういろいろな面でせっかく出していただきました資料を整理しながら研究しているのですけれど、例えば、総括質疑でも質問をいたしましたことについて、この資料の提出をしていただいているんですけども、本当に趣旨をわかって説明をしてくれているのかなという感じがしないでもないんです。例えば、一般会計の予算の関係で、載せている特に基金の取り崩しに関しては、財政調整基金と都市計画整備基金との性格が全く違うわけですから、そういうことをきちっとここに認識をして、予算書の中にあらわれないといかんのやないかなというふうに思うんですけど、そのとおりのことについて極めて単純なんですけどね、そういう認識さえしていただければ。

例えば、予算書の38ページに繰入金、あるいは基金の繰入金という欄があるわけですね。そして、その減債基金の繰り入れなんかも、実はほかの財源、それなりに説明があますから。例えば、ここで都市建設事業の関係についても、先ほど説明がありましたように、例えば藤ノ木線の事業費というのは、説明欄がせっかくあるんですから、ここに書いていいのではないかなという気がするわけですよ。そして、下水道事業特別会計に繰り入れるということにすれば、もう後は何も要らんことなんやと。そして、それに従って特別会計を見せていただければ、十分説明は可能なんですし、理解もできるんですね。

なぜそういうふうに一般会計の予算をとられなかったのか。これは書式にそういうことになってるのかなというふうに見てみますと、特別会計で例えば介護の関係で何とかかんとかと、基金の繰り入れの関係が明確になって、一般財源と皆ごっちゃに書いてるわけですよ。だから、そういうことにしてくれば何でもないことだし、すぐわかりやすいということになってるというふうに思うんです。だから、そういう意味では極めてわかりにくい資料。官庁に言わすと、特に専門的になるんかどうかしれんけど、わかりにくい資料をつくることは得意なんですよね。だから、理解ができないから、何かど

こかでつじつま合わせのために、数字合わせのためにいろいろして、我々にわからないようにしてるのかな、工作してるのかなという疑問を抱かせてしまうということになると思うんです。

例えば僕は、繰出金の関係を今回調べてみて、ここに書いてもらいました。これを特別会計などの面で聞いてますと、例えば介護の関係なんかについても、国保の関係なんかも一般会計、老保もそうですけど。下水道でも一般会計からの繰出金の3億1,035万5,000円という関係は書いてますけども、内訳はないわけですね。それで、内訳はということで聞くと、たまたまそういうことで調べてここに書いてますように、別紙でいいますと説明をくれました。これは経常経費なんですよね。だから、経常経費の関係のところは事業を行うからって事業費の関係で、主たる使用目的がある。経常経費充当ということになってくるとどの会計もそうなんですけども、事業を行おうとしたらもう限界だということになってしまって、基金を崩さないと通常の経常経費さえも確保できないのかということになってるのかどうかということの、分析結果に私はなると思うんです。

そんな面からいきますと、こういう関係の経常経費は、そこへ入れれば何でも使えるんだということで、その性格がなくなってしまう、基金のというようにいつも思うんです。だから、そういう意味では説明の仕方もあるんでしょうけども、例えば私が問題にしておりました関係。一般会計から下水道の都市計画整備基金の関係については、下水道の繰出金の中の3億1,355万5,000円の中に都市計画整備基金が1億3,900万円ですと。そして、その関係で一般会計から一般財源を充当しています、これだけでいいわけなんですよね。そうすれば、はっきりしてわかりやすいと。

こういうことで、充当する都市計画税からいろいろできる事業はこれだ、金額はこうだということでだっと並べて、ここにちゃちゃっと入れると、こういう書き方は極めてわかりにくいようにしてしまう。あえてこうやっているように私は思われて仕方がないと思う。そして、そういう方式がないのかと言うと、特別会計などを見れば、町は基金の繰り入れの関係については先ほども言ったように書いてある。だから、そういう方向をできるだけとってもらいたいし、この38ページに書けば何でもないことやったんやと。不思議なんです。予算書を変えてくれとかどうとか言ったらいろいろこだわったんで、私は資料と言いましたけども、こういう資料も必要ではありますけども、具体的に内容を見てみれば、こういう資料のもので、そういった意味で、これは何を照会

してるかと言うと、やっぱり予算についての、いやそういう工夫をしました、いや行革や、何やかやと言ってくる。漫然と今までのしきたりですな。しきたりを大事にせんならんもんもありますよ。これは、そういうことに目を奪われて、新しい感覚・発想、あるいは違いが今度は何が出たのかということに、あるいは今度の予算の特徴は一体どこにあるんやということを引きちと把握して流したら、こんなことに私はならんのではないかなというふうに思うんです。

いろいろご苦労なさっていて、こういうことを申し上げるのは申しわけないんですけども、そういう意味で十分に配慮をしてほしいし、やっぱりこういう予算書の審議に当たっては、関係する必要な資料というのは出していただきたいことは当然でありますけども、ただ、今こういう厳しい状況の中にありますから、一体斑鳩町の行政、財政の面から見て、今後一体どうなってくるんか。どういうふうに我々は展望をしていったらいいの。この予算は今一体どうなるんかという関係をきちんとやっぱり把握する状態で、そこまでのものでありますから、そういう意味での真剣に考えれば考えるほど、配慮していただいていってもらわなければいかんのではないかなというふうに思うんです。これは1つの要望なんですけども、意見として申し上げさせていただきたいと思うんです。

実は、定期監査の意見報告書にかかわってやりますけども、初日の会計監査委員の報告がありましたとき、実は質問をしてみたかったんです。それは、こんなことを私は言うたかなというようなことがいろいろ言われていたこともあったことですから。そうであるとすると、きちと意図というのはどうやと尋ねておかんと、勝手に変えたり、勝手にものを言ったと言われるんではないかなというふうには思うんで、そういうこと考えていたんですけどもね。この意見のところでは書かれている部分について、それはどうなってるのか。監査委員事務局で答えられていいんなら答えてくれてもいいし、そうでなければ質問の方向を行政側に向けなければならんということにはなるんですけども。

特に気になりましたのは、今年度の一般会計の当初予算を分析した結果として考え方が出ているんです。いわゆる他会計からの繰出金であるとか、あるいは出資金であるとか公債費、あるいは西和消防への負担金などの関係で除外して判断をしたというふうには書いているんですけども、ここで効率性を判断するにはコントロールの不能、もしくは非常に困難で除外して考えるべきであろうと、こういう考え方に立っているわけですね、監査委員が。これでええんやろうかと。定期監査の場合と言えども、これを除外して考えてくれというのは、あかんと違うか。こういうことを十分に精査をして考え方いか

ないと、私はいかがなもんかなと。鈴木宗男ではないけど、やはりいかなかなと思ってるんですが。

結局、今我々ができるだけ業務を簡素化し、あるいは効率してできるものは効率してやった方が、全体的に割安でいける、効率的だと。あるいは住民サービスが徹底するというふうな関係で取り入れられてるのは広域行政だと思うんです。特に広域行政の関係について、だから介護の関係にしましても、いろいろとそちらへ移動する方がよりいいということで、介護の関係、あるいは老人保健の関係、あるいはし尿処理の関係ですね。いわゆる福利厚生の関係。今、どうしても欠くことのできない施策として、そういうものについては町単独でやるよりも広域でやった方がいいんだということで、皆これは単独でやってない。そのことが、僕は人件費の関係なんかについてもあると思うんです、大いに。そういうことを配慮して委託をして効率化を図ろうということが行われているというふうにしていますし、例えば西和消防の関係で、分担金をうちは出してますけど、この分担金をこれだけ出してはいるけれども、常設消防の関係でこれだけやという。そのことによって非常勤消防の関係の支出というのが、これが抑えられてきているとかいうふうな関係。

さらにそれを補うためについては、いわゆる各自自治体のみずからがみずからの自治体を守るという関係で、システムを強化をしていくということについてはどっちがええんやと。分担金を出すというのは、直轄でやった方がいいのかどうかという分析は僕はできると思う。そして、斑鳩町の財政の面から見て効率的な受けとめ方がいいと言うんなら、そういうことについて、やっぱりそうすべきだ。しかも、今の行財政のかかわり合いから見て、国とかまた皆さん方で一般質問をしましたが、やっぱり今の自治体の単位であって財政運用をする限りにおいては、とてもではないけど行き詰まってしまうと。だから、合併せないかん、合併せんといかんのやというふうに、そういう関係のものを除外をして分析をして、人件費だけどうだと言ってますね。どうなるのかな。というようなことを考えて、私は疑問に思っている。しかも、監査委員がコントロールしたり、その効果という関係を分析できないような関係、我々なおさらできないんです、これは本当に言うて。関係資料の提出もろてるくらいしかできないわけですから。

だから、そういうことからいきますと、こういうことでとらまえていかれるということについて一体どうなんかなというふうに私は思うんですけど、そういう見方が間違いなのか。あるいは、こういう監査委員の見解が示されているわけですから、そういうこ

とについては定期監査の間、終了と同時に講評が出ているんだろうと思うんです。そのときに、町側はどう受けとめたか。ご無理ごもつともというふうに言ったんか。あるいは、聞くだけ聞いておいてということだけに、きょうはなってしまうているのか、その辺を一遍聞きたいと思うんです。

この種の問題については、多くの幾らかの行政のあり方をさらす上に一番大事な問題ですから、多少の意見の違いはあると思います。本当は、意見はたくさん。議論をしてくれないといかんのではないか。議論をした結果によって、監査委員というのは前と違って合議制ですから、意見書を書くについても。だから、それは合議としてまとまったものでなければならんというふうと思うんです。だから、そういう意味合いで本当にこれを扱ってくれたんかどうかということについて、あればなおさら我々としては一体どうなのか。広域行政に向けての関係については誤りなのか、あるいは負担金・分担金の関係についてわからんということではなしに、それをわかるには一体どうするのかという関係です。そういう面がメスを入れられなければならんと思うんです。従来は、そういう体制は昔から監査の関係もあるときには、社会福祉協議会の内容について特別に調査をすとか、あるいは財団法人の関係のホールの関係について、選定して特別に調査するという関係にして、いわゆるそういう分担金の支出の関係とか業務の関係はどうかかわっていくか。一般会計からの負担金の出し方もそれでいいのかどうかということが見られてきたと思うんです。

例えば、水道の関係もそうです。ちょっと長くなって申しわけないんですけど。水道の関係でも一般会計から繰り出しをしています。これは単に繰出金の目的は一体何かというと、実は利子補給なんですよ。そういうことをすることによって、いわゆる水道料金の住民負担をできるだけ軽減をしてあげるという関係が、この繰出金になっていると思うんです。そういう関係の趣旨がそれぞれの目的意識があるわけですから、そのことの是非がいいのか悪いのかという関係について、やっぱり的確に判断してもらおう。そして、我々が行政に誤りだけをきちっと言うという姿勢でなければならんというふうには私は考えるんですけども、こういう指摘を受けていることについて、一体どう思っているかということがまず1つ。

2つ目の関係は、開発指導要綱の関係について、公共施設に関する協力費の関係です。もろてるところともろてんところがあると。こういうふうになるんだったら、やめた方がいいのと違うかというふうな趣旨のご発言でありました。これについて私は、かつて

次官通達ですか、があるということと、それで不動産業者の関係からの陳情書を受けたことがあります。そういうことを受けて町はどうしますか、こういうふうに聞きましたときに、今は大変貴重な財源の一部であるから、とてもやないけどそんなことはできません、持続をしていきますということで、なるほどそうでしょうかねということについて、私はその後皆さんの見解を容認してるんです。

今回の一般会計の予算から見ましても800万円でしたか。去年と同じですけども、額も当初予算の関係については計上しているわけですから、やっぱり見込んでるわけですね、貴重な財源として。これをやめたらいいんじゃないかというふうに言われていることについて、皆さんは一体どうお考えになっているのか。あるいは、どう監査委員と意見の交換がなされてきたのかということなどについて、お聞きをしておきたいと思うんです。

まずはその辺、答弁願います。

○山本委員長 助役。

○芳村助役 監査委員の最終における講評、総括についての問題で質問がございました。

我々は監査委員から定期監査をしていただいた結果、その意見をいただいたわけでございます。代表監査委員からは、監査していただいた内容、監査委員が思える貴重な意見についてのご指摘を受けたわけでございます。当然、このようなことはこれまでの監査の総括、講評についても承っていき、そして是正、また是正すべきものはしてまいりました。そういう中で、松田委員さんのご指摘による広域関係の。これについては直接、この意見には出ておるんですが、総括講評の中には我々に対して言うておられなかったと、このように思うわけでございますが、当然町の負担金等を出している。やはり、町のきちとした説明、それから監査委員の意見は、ここに書いていますような形でこれについて考えるべきではないかと、このように私は思うわけでございます。そういうことを含めまして、今後監査の方でも内容についての意見としてもまとめていきたいと、このように思います。

また、2点目の開発負担金の問題。いわゆる施設協力金の問題なんですが、これにつきましては監査の中で町としての説明をいたしました。そのときに正直申しますと、町としては今も松田委員さんのおっしゃっておりますように、事務次官通達とか、また提出関係の要望だとか、いろんな方々が施設協力費については廃止すべきではないかというような指摘もあるし、また、資料もあるわけで、そういう中で町としてそういうよう

なものが来ておりますから、今後考えていかなければならないと、このような意見を町は申しました。

そういう中での監査委員の判断だったと思います。そのような形で判例においても負けているというようなことがあるならば十分考えて、そういうような不公平にならないようにしていただくべき、このように監査委員はおっしゃってたのでございます。

我々といたしましては、まだ開発指導要綱に伴う施設協力金につきましては、取っつかないという方針ではないわけでありまして、町としては当面それを続けていこうとこの判断をしています。したがって、監査委員の意見に逆行するわけではございませんけれども、現時点では取っつかないで、このように考えております。そういうことも含めて監査委員に申し上げたところでございます。

今ご指摘の答えになったかどうかわかりませんが、そのように我々は、監査委員による総括、講評のときの監査等の意見等があったところでございます。

○山本委員長 松田委員。

○松田委員 あいまいだと思うんです。結局、先ほど資料も出していただいて検討すべきだなというふうに思っていたきっかけというのは、監査委員の意見書にあるからなんです。他会計から一般会計への繰出金、こういうものが本当に合理的なのかどうなのか。効率性の面から見てどうなのか。本当にいろいろコントロールすることが不能であるのか困難であるのか。このことを容認したら、私は外から意見を入れるなど。しかも、この関係で見ますと、特別会計などの関係について、中身を見ますと予算計上と執行状況についてだけ言って、どこにもいかんということを書いてないんです。それはわからなから書かなんだんやということになるのかどうか。僕は、そんな失礼なことではなからうと思うんです。

だから、執行状況がこうなっています、こうなっていますということで書いてますけれども、これはそのことはそれでいい。では、そのことによって、例えば意見があるとなれば、効率的かどうか本当に判断する資料がなかったのか。あるいは、そこまでの時間的余裕がなかったのか。いろいろなこともあると思うんです。しかもここで、これらを除外して考えて、行政で本当に成り立つのかどうか。行政評価ができるのかどうかということをお考えすると、無理がないのかなというふうに私は思うのです。しかしこれは、はっきりいったことを言ってるようで、監査委員がおいでにならないのに言ったら、また怒られてみたらしいなということになると思うんですけど、この関係こそが、

我々が予算を審議し、あるいは決算の審議する段階で一番注目すべき関係なんです。

一般会計だけを見ていくと判断ができない。一般会計と特別会計と、あるいは負担金その他の関係を全体をながめながら総合的に判断をして初めて答えが出てくるわけです。数字のつじつま合わせというのは、僕は絶対といって間違いがないようにしていると思ってるんです。誤字がない限り、計算間違いというのは余りない。そういう意味で、何ぼ使うた何ぼ使うた、そして何%執行してますというふうなことというのは間違いないと、僕はいつも思うんです。

だから、そういう意味からいくとどうなのかなというように思うし、やっぱり、その点については監査委員の意見は聞かないかんのだろうし、皆さんは静粛に聞きますし、いつも、町長がお答えしてる、ご苦労さんでございましたと。そして、本会議場の席上において努力してもらたと。それで、一般会計についてはということで、次々と実行していきますと。ところが実行せえへんねんけど、必ずしも。極端な言い方をするけど。言葉だけに終わってしまっているのではないかとされるような状態もあるんだけど。だから、そういうことであってはいかんと思うんです。その場限りで終わらせてはいかん、何でもというふうに思いますし。

特にこの指導要綱の関係について。これは、通達がやっぱり業者の嘆願書だか要望書だったと思うんです。そのときに私自身が、こういう関係も来てるんですけど、今までそういうことで来ているかどうかは問題なんだけどどうなんだと。特に指導要綱そのものにある寄附金の関係は任意ですから、強制できないわけですから。あくまでも善意に基づく協力なんです、業者の。とするならば、そのことを趣旨を徹底しながら協力をいただくとか。あるいは、今日のような不況の時代になって大変なんでしょうけど、そうであるとするなら、この受ける額を考えて、全体に出してもらえるとというふうな方法を考えると、いろんなことがあるんだろうと思うんです。ところが、もらえる人ともらえんということが出てくるからやめしまえというのは極端過ぎるんと違うかというふうに僕は思うんです。やめられたら結構ですよ。やめられたら結構なんですけど、そういうふうに思う。

任意である限りにおいては、やっぱりその趣旨を理解してもらってということ以外に私はないのではないかな、こういうように思っているんです。そういう関係について、一体今後どうしていかうとするんだという関係だとかいるのと違う。やめるかどうかという関係だけだったら簡単なんです、こんなん。そうはいかんところに悩みがあるんで

す。都市計画税でもそう言っている。今の近隣も皆やめてるところが多いんだから、都市計画税というのは廃止したらどうかと。しかも、住民がこだけ不景気なときに困難してるんですから。皆、介護にしる何にしる、全部保険医療というのは皆上がってるんだから、そこらを考えてくれたらどうやと言いたいです。ところが今を全体的に考えたときに、このままの方がいいかなということで伝わってくるという関係があるわけです。そういう中での執行であり、予算の執行になってきてくるということを考えたときに、僕はもう少しその辺について確信を持った形で、しかも実行できるものとできないものと、今どっちにそう言われてきてもそうはいかんのやという関係のものがあるはず。こういう関係をやっぱり整理しなくてはいかん。

だから、少なくとも定期監査の意見報告、何らかの機会でも町も広報に記載して、発行される状況というのは機会はあるんだと思う。ただ、こういう関係を言われたときに、一体このことについていろんな意見が出てきたときには一体どうされるんですかという関係もあると思うんです、僕は。だから、それなりに確信を持って、監査委員が意見を述べておいでになるんだらうと思うんですけども、このことが実は聞きたかった、直接。そしたら、こうやと。そしたら、そうですかと言って、意見の違いは違いであったとしてもよかったと私は思うんですけど、きょうはここでくどくどと申し上げても、意見を言われた人がおいででないんで、それを受けた町の立場としてどう感じたか、これでいいのかということについて疑問があるので、意見を申し述べたということにしておいてください。そうしないと、いろいろと後先出てくる場所があるかわかりませんので。だから、私が勝手に言ったと。そういうふうに言われて結構なんですけど、そういうふうに思っていることだけ言って終わっておきます。

○山本委員長 ほかございますか、委員さんの方から。

萬里川委員。

○萬里川委員 都市計画税等の充当可能な事業の中で、上宮遺跡公園整備事業とか火葬場の整備事業というのが、平成14年の事業費の中に入ってるんですけど、火葬場整備事業とかいうのは、もう終わった事業というようなことも思うんですけど、これはどんな内容になるのか教えていただきたいなと思います。

○山本委員長 総務部長。

○植村総務部長 この関係につきましては、そういった事業をする際に起債をということで、お金を借りた。その借りた金を返すものについて、それを財源を充てることがで

きるという中で掲げているものでございますので、この事業は返す金のものでして14年度でどれだけ返すかということの額を入れたものであって、そういうことでございます。

○山本委員長 ほか、委員さんの方からございますか。

里川委員。

○里川委員 以前から私、比較的行政評価について注目をしてきている経過があるんですけども、今回、行政評価についても提出議案説明などの中にも触れられていたわけなんです。今後は、また試行的に進めていって、より住民にわかりやすい形で公表していけるように努めていきたいという町の姿勢を見させていただく中で、これまで試行的に取り組んでこられた行政評価について、今年度、14年度の予算編成で、どのように予算を編成するとき効果が上げられているのか。どのような影響があったのかというようなことです。全般的なまとめみたいなもので結構ですので、総括的にちょっとお聞きしてみたいなと思っております。

○山本委員長 池田課長。

○池田企画財政課長 今質問のありました、行政評価システムにつきましては、平成12年度から試行的にやっております。その施行結果を踏まえての反省と課題でございますけども、また、町としてはこの行政評価システムにつきましては、全国的にいろんな方法がございますけども、町といたしましては、施策や事業を成果重視の観点からまず評価いたしております。そうした中で、住民にとってよりわかりやすい形で説明をしていけるような、有効な手段として実施していきたいと考えております。

そうした中で主な課題といたしまして、施行における主な課題といたしましては、まず第1といたしましては、住民にわかりやすく公表するという前提のもとでは、記載内容をもっと簡潔にわかりやすくする必要があると、これが第1点。

第2点目といたしましては、明確な評価基準の設定や評価項目の整理がやはり必要であるということです。

第3点目におきまして、施行段階におきましても記入に要する時間が長くなりました。そうした中で、この負担を軽減するためにも、効率的な評価体制を検討する必要があると考えております。

第4点目といたしましては、各事務事業の目的に沿った住民の満足度等を反映いたしました指標の形成につきまして難しい面がございますので、これらのデータの取得方法

も検討する必要があるということでございます。

それと5点目といたしましては、これまで町事業をやってきました、目標値を設定していない事業がほとんどでありましたので、達成度を評価するため、事業計画段階から目標値の設定が必要であるということでございます。

第6点目ですけれども、施行におきまして全事業を同一の評価調書によって評価を行ってまいりました。事業の性格によりまして十分な評価ができない場合がありますので、それぞれの事業に応じた評価方法が必要であるということです。

第7点目といたしましては、評価担当者がよりわかりやすく評価調書を記入できるように、研修内容とマニュアル化も充実する必要があると考えております。

最後に総括といたしましては、この行政評価システムにつきましては、いろんな自治体が具体的な事情に応じてつくり上げられておりますので、町といたしましてもこの行政評価システムを真に有効なものとするために、単なる作業に終始することなく、その事業の目的意識を強く意識しながら、その目的が達成されるように工夫していきたいと考えております。

以上です。

○山本委員長 里川委員。

○里川委員 今のご説明であれば、単に行政評価システムについての進捗の状況を説明していただいたような形になったんですけど、私としては14年度の予算編成上、それが生かされたかどうかということ。せつかくこの12年、13年、試行的に取り組み、最初は300ぐらいの事務の評価をするというようなことでやっておられたと思うんですけど、それがどうやったのかなと。これまで取り組んでいただいたことが、この14年度の予算編成に生かされたのかなということを思っただけなんですけどね。

今の説明の中で、目標値の設定をきちんとやらないと、やって達成度を見なければいけないというようなこととか、これからの課題みたいなものを課長も言うてはったと思うんですけど、それはそれで検討していただいて、2年間やってきていただいて行政評価について今後はどうしていくという課題だと思うんですけど。14年度予算編成について、これが生かされていたのかどうかということは、今の説明では私はちょっとわかりにくかったものですから、どうやったのかも一度説明していただければよかったら、ぜひお願いしたいと思います。

○山本委員長 池田課長。

○池田企画財政課長 2年間施行いたしまして、その事業についてはそれぞれの目的がございます。一番目には長期計画として第3次総合計画がございます。それについて、各職員については、各その事業についての目的意識は向上していると考えております。そうした中で、予算査定の際に各事業の目的を書く欄があるんですけども、去年よりことしの方がいろんな記載内容については充実しておったと考えております。

それと、予算査定の際でも各事業に応じて。例えば、そしたらこの事業で特に、例えば集客率が何人、端的ですよ。集客率が何人ですかと、受診率が何人ですかとそうやって答えましたら、答えていただけるということにつきましては、予算の編成の要求段階から、そういうことについては職員の方々それぞれ、特に考えていただいているというぐあいに理解をいたしております。

○山本委員長 ほか、委員さんの方でございますか。

議長。

○小野議長 先ほどの松田委員の意見というか、それに対する助役の答えの中で、ちょっと聞き取りにくかったんですが。除外して考えるべきであろうと、監査委員さんは町に対してそのように言うておられます、その監査の中に。助役さんは、ないと答えられたのか。ちょっと最後の末尾がちょっと聞き取れなかったんで。仮に、監査委員さんが、この意見というのは、あくまでも執行部側に文書で書いておられる。これをもらった時点で、こんな違うやんかと、変わるのやったらこれだけのまた違う手続を負うてもらわないかんと思うんです。

私はこの意見書を読ませていただいたときに、考えるべきであろうということは、何行か下にある人件費対効果の関係についても絶えず重視していくために、人件費の割合を40%という数字を導くために、こういう話をされてたんだと私は解釈していました

それともう一点ちょっとお聞きしたいんですが、そのときに代表監査委員さんは、パーキンソンの法則ということで述べられたと思うんです。そのことについて藤原書記に、これはどういうもんなんか。ちょっと調べようと思ったんですが、調べる期間がなかつてきょうに至ってるんですが、その2点についてちょっと教えてもらえませんか。

○山本委員長 助役。

○芳村助役 開発負担金、施設協力金の問題で先ほどお答えをさせていただきました。監査委員から町との説明の中で、不公平が生じると。それをもらう者ともらわない者。

○山本委員長 松田委員さんの初めの質問にかかわってです。

○小野議長 コントロール不能、もしくは非常に困難で、除外して考えるべきであろうと監査委員さんは、そのように意見を申し上げられてるんです。監査を進めていく中で79億5,000万円、予備費を抜いてということで、詳細にわたって言うておられて、そのことを松田委員さんは、おかしいのと違うんかと。どうのように聞いたんやということで答弁を求められたんです。そのときに助役さんは、除外して考えるべきかと言われたんが、べきではないと思うとか、ちょっと末尾が聞きにくくなって、委員長もちょっと聞こえにくいという。どう考えておられるのか、ちょっと改めて聞かせてもらいたいし。

○芳村助役 済みません。勘違いいたしました。除外というのは施設協力やと思ったんで、申しわけございません。

この問題は先ほど答えましたように、直接講評等の中ではこの問題は指摘が、私の記憶ではされてなかったと思います。ただ、私も先ほど松田委員さんの質問の中には、町としていろいろ広域関係の負担金を出している。そういうことを比べて除外すべきではないの違うのかというようなことを申し上げました。

したがって、この直接講評等の中にこういう問題が出てきたならば、私もいろんな意見を述べさせていただいたと思うんですが、これは私の記憶では出てなかったの。ただし私としては、この除外すべきことではないのではないかと、このように思います。

○山本委員長 監査書記。

○藤原監査委員書記 先ほどのご質問の件でございますが、まず、他会計繰出金、あるいは出資金、公債費、近隣町村への分担金をコントロール不能、もしくは非常に困難であるということで、除外して考えるべきであると、そういうことでございますけれども、これにつきましては若干誤解を招いた部分があったことにつきまして、まずおわびを申し上げます。

まず、除外をするというのは、あくまでもここでも先ほど議長が述べられましたように、いわゆる下段の部分のそういうことの人件費対効果についても、まず維持していくべき問題であろうと。そういったことを考えるためのことで除外するということでありまして、ここでは一応置いておこうという意味でして、決して支出効果の判定対象から除外をするという意味ではございません。ただ、公債費につきましては、既に借り入れたものでございまして、これを削減するとか、そういうようなことはできない。また、

あるいは一部事務組合におきましては、一部事務組合の議会があって、そのコントロールが困難であるということの意味でございます。

パーキンソンの法則でございます。これはちょっと私も十分承知していませんので、後日またご回答させていただきたいと思います。

○小野議長 監査委員さんが、講評の中ではこういう言葉は言うておられないということだから、回答できなかったということですが。助役はこういうのは除外すべきではないという、監査委員と意見が違うんです。それについては、これを監査事務局から、監査委員の方からこれまで提出された、文書化された時点では、執行側ではいろいろ先に読んでもらって、よく検討していただきたいと。そういうことによってこういう問題も、やっぱりある程度事前にあれができるんじゃないかなと。そういう考えで私は述べさせていただきました。

○芳村助役 先ほどの都市開発基金の問題もしかりでございます。今の問題もしかりでございます。そういうことも十分、我々としては認識しながら、きちんとした内容で意見また書類の提出をさせていただくということでご理解願いたいと思います。

○山本委員長 小野議長。

○小野議長 そのことは先ほど松田委員が最後におっしゃるように、その場限りで終わらせているんじゃないかと。私も監査委員をさせていただいて、監査委員での監査のときの答弁と議会での答弁とに、何かいく分かニュアンスが違うところがあるのをしょっちゅう感じたんです。だから、そういうことが今後ないように、よろしく願いしておきたいなと思います。

○山本委員長 この件にかかわって、よろしゅうございますか。

松田委員。

○松田委員 ちょっと気になるんですけど。この文書で誤解を与えたということになるということにお認めになるのか。私の言い方、理解の仕方が間違っているということになるのか。その辺のところをきちっとしておいてもらわないと、本会議でそんなことを言ったんかなと。言わんことが議事録に書いてあるとまで指摘されてきたら大変やと思うんです。やっぱりこのところはきちっとしてほしいんです。そうしないと、僕はやっぱり行政を考えたときに、これらのことを抜きにして考えていけないし、今後の体制というものをとっていけないと。一番肝心なところがあるんじゃないかと。こういう形だけで人件費対効果ということに見ていくということについては、大きな誤りがあるんで

はないかというふうに思うのです。私は議会人としては納得ができないんです。それをあえて監査委員の意見として言われているから、このところはやっぱり確かめておかないとぐあいが悪いなと思っていたんです。

そういうことは専門家が言うたんやさかい間違いはないのかなとは思うんですけど、やっぱり一応聞かせてもらわんといかんし、この辺を皆さんがどう受けとめてるかということだけは、どうしても出しておくのも、私させてもらわないと、予算審議をほぼ具体的にできないと。してみたっても仕方ないなと思ってるんです、この後も。やっぱり一体どうなんかな。これは藤原君に気付いてくれんなんけど、これは間違いやとは言ってるんですけど、本当にそう受けとめておいていいのかなと。それでええんやなということをお願いしたいわけです。

○山本委員長 若干休憩します。

(午前10時45分 休憩)

(午前11時10分 再開)

○山本委員長 それでは、再開をいたします。

休憩前にご意見並びにご質問のございました定期監査結果報告について、町側はどんなふうを考えるんやというご質問並びにご意見がありました件につきまして、休憩中にご相談をさせていただき、監査委員さんにもお越しをいただいた方がよかろうということになりましたので、議長においてその手続をとっていただきました。

きょう3時に監査委員さんがお越しいただけるということでございますので、そういう形でおさめさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、先ほどのご意見、ご質問にかかわりましては、そのような形で終了させていただきます。

吉川委員。

○吉川委員 町長の施政方針の中にもありますように、人にやさしいまちづくり、環境づくりということで、住民一人一人が夢と希望を持って暮らせるまちづくりということで、予算を編成されておるわけなんですけれども、7つの柱を上げておられる。その予算を通じて特に力を入れられた点、それをどこに生かしておられるのか、お答え願いたい。

○山本委員長 町長。

○小城町長 今、吉川委員が仰せのように、人にやさしいまちづくりということで、1つめの関係等について12月議会等申し上げ、またこの施政方針演説等で掲げております。

特に私は、やっぱりこの関係等については、これから少子・高齢化の関係等について、これからの学校週5日制という問題等踏まえる中で、特に学校、保育等の関係等、あるいはまた子育て支援の関係等、また、あるいはそういう道路関係等についての関係というふうに、私はやっぱり環境問題、あるいは道路関係等についてもいろいろと都市基盤のおくれの中で、ひとつはそういう法隆寺線、いかるがパークウェイ等の関係等について、積極的に取り組んでまいりたい。

そしてまた、この道路以外にも国道25号線で、そういう歩道の設置ができるかできないか、そういうところについても役場庁舎から何とか歩道を拡張していこうと、今現在、奈良国と用地交渉をさせていただいて、大体ほぼ合意を得たということでございます。やっぱりできるところから手をつけていくことも大事だろうということで、それがやっぱりひいては人にやさしいまちづくりになってくるのではないかなということ、できるだけやっぱり環境対策、あるいはまた道路関係、あるいはまたそういう子育て支援の関係、あるいはまた以前からも委員の方のご心配していたインフルエンザについても、これもやっぱり皆さんのおかげで国の方からそういう施策が出てまいりましたし、これによってかなりの国民健康保険に対する関係等についても、非常に風邪が、その点では予防できるという点でも効果があるということがございます。

そういうやっぱり7つの関係等については、大体満遍なくということでございますけれども、できるだけできるところからやっていくという中で、学童保育の斑鳩小学校の問題等についても斑鳩小学校でひとつ話とか、今現在、間借りのところは手狭であり、またトイレが遠いということも踏まえた中で、斑鳩小学校内に設置をしていきたいということも考えておりますし、将来いかに次代を担う子供をいかに大事に大切に育てていく、また、お年寄りにとっては、初日の一般質問にございましたように、コミュニティバスは走っているけれども、来年になって奈良市はいろいろと検討されてるけども、斑鳩町はどうするということは、私はやっぱりその当時からやった以上は、継続することが当然であろうと。具体例がないからやめるということになしに、やっぱりこういうことについては、お年寄りがそういう点については、町も今回いこうというそういう意気込みというのがやっぱり私は大事であるということも踏まえて、いろんな関係等につい

て施策をさせていただきたい。

今、吉川委員のご指摘のようにいろいろと不満もあろうと思いますけれども、私は84億8,000万円の中で全体的に見ますと、どこの市町村でも、大体前年度の限度の予算がございますけれども、斑鳩町も84億充てます。その中で職員の方の行政評価システム等十分に研究した中で、84億8,000万円の予算措置をさせていただいたということがございます。すべてが満足ということは、私は思いませんが、できるだけやっぱり私としては、精一杯の努力をさせていただこうと思っています。

○山本委員長 それでは、これをもちまして総括説明と歳入先般に対する質疑を終結いたします。

続いて、一般会計予算の歳出について、各款ごとに審査を進めてまいります。

まず第1款 議会費についての審査に入ります。議会費についての説明を求めます。

事務局長。

○小野議会事務局長 それでは、第1款の議会費の予算状況について説明をさせていただきます。

予算書の47ページをお開き願います。

本年度の予算額につきましては、町議会の運営等に要します所用の額として、1億1,422万5,000円を計上させていただきました。前年度の予算額と比較いたしまして、837万2,000円、6%の減となっております。議員及び職員に係ります人件費の減が主なものでございまして、昨年、議員さんが1名死亡なされましたことにより、その1名分の議員減でございまして、報酬で360万円、議員期末手当で183万4,000円、議員共済組合負担金で33万8,000円がそれぞれ減額となっております。なお、2月28日付で議員1名が退職されましたが、これに係ります報酬等の減額につきましては、新年度におきまして減額補正の手続を行ってまいりたいと考えております。

また、行政視察研修につきましては、例年各委員会別に研修を行っております。そういったことから、今年度は別途に全議員で視察研修を行えますよう、視察要綱等の改正も行いながら、新たにその所用額を計上させていただいてるところでございます。

以上が本年度予算の主な内容でございまして、その他の事業に係りますものは、それぞれ若干の増減等がございますが、議会活動に係ります通年の所用額をもって、平成14年度議会費の予算計上とさせていただいております。

簡単ではございますが、これで第1款 議会費の説明をさせていただきます。

よろしくご審議いただけますようよろしくお願いいたします。

○山本委員長 第1款 議会費についての説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けしたいと思います。予算に関する説明書の47ページから48ページまででございます。

萬里川委員。

○萬里川委員。 今、局長が、1人おやめになるということで、新年度による補正減を行うということをおっしゃってて、大体どれぐらいになりますか、1人減になったら。

○山本委員長 事務局長。

○小野議会事務局長 現在の試算をいたしますと、大体約600万円ぐらいになるかと思えます。

○山本委員長 萬里川委員。

○萬里川委員。 今年度、この2月末におやめになるということで、3月度中にはやっぱり難しかったということになりますね。

○山本委員長 事務局長。

○小野議会事務局長 こちらの方決定いたしましたのが2月25日でございます、議長が許可をいたしましたのが27日。告示がその間の26日でございます。もう既に書類等も整備されまして、皆様方には告示の日の26日に配付いたしております関係上から、新年度の予算でもって補正の手続を行っていきたく、このように考えております。

○山本委員長 ほかございませんか。よろしいですか。

それでは、ないようでございますので、これをもちまして第1款 議会に対する質疑を終結いたします。

続いて第2款 総務費についての審査に入ります。

総務費についての説明を求めます。

総務部長。

○植村総務部長 それでは第2款 総務費についてご説明を申し上げます。

一般会計予算書の49ページをごらんいただきたいと思えます。

第2款 総務費全体では、10億9,857万8,000円を計上いたしております。前年度の予算額と比較いたしまして9,107万円、9%の増となっております。

初めに第1項、総務管理費、第1目の一般管理費でございますが、本年度は3億9,735万4,000円を計上しており、前年度の予算額と比較いたしまして2,886万4,

000円、6.8%の減となっております。

まず、情報公開制度についてであります。個人情報保護条例を含む情報公開制度を町民の皆様幅広く利用していただくよう啓発の推進を図り、町行政の透明性と公益性の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に職員研修でございますが、多種・多様化する行政課題と住民ニーズに的確にこたえていくためには、職員の資質向上を図ることが肝要であると考えております。そういった中で、特に自己啓発による職員の能力開発の推進を図ることにより、新時代に対応できる人材の育成を目指しているところであります。新年度も昨年度に引き続きまして、各種研修機関等への派遣、自己研さんを高めるための通信教育や資格取得講座などの自由研修の推進、また、先進地の優れた技術等を習得するための先進地視察研修等、積極的に研修を推進してまいりたいと考えており、その必要経費といたしまして180万1,000円を計上させていただいております。

次に、職員の健康管理でございますが、職員が多種・多様化する行政ニーズに的確に対応していくためには、職員の健康管理も大切でございます。そのため、毎年定期健康診断を職員の年齢に応じた検査項目で実施してきておりまして、特に昨年度からは30歳及び35歳未満の職員についても、全職員が同じ検査項目を受けることといたしてまいりましたが、新年度も昨年同様、全員が検査を受診できることとし、予算審査をさせていただいております。より一層の自己健康管理の推進に努めてまいりたいと考えており、その必要経費といたしまして409万4,000円を計上させていただいております。

次に、執務サポートシステムについてでございますが、昨年度IT革命に対応した事務処理の効率化を図るため、町例規集を庁舎内LANシステムに組み込んだところがございますが、さらに情報の透明化を促進し、住民サービスの向上等を図るため、町例規集をインターネットで検索、閲覧できるようシステムの構築を行い、住民への情報提供の充実を図ってまいりたいと考えており、その必要経費といたしまして18万9,000円を計上させていただいております。

次に、地域集会所整備補助事業でございますが、地域における生涯学習や一層のコミュニティ活動の拠点として、地域における集会所の整備のより一層の促進を図るため、地域自治会等に対しての整備費用の一部を補助金として交付することとし、住民福祉の向上とコミュニティ推進に努めてまいりたいと考えております。

○山本委員長 部長、大変申しわけありません。説明中なんです、ページ数とかもも

しよかったらおっしゃっていただく方がわかりやすいかなと思いますので、済みません、お願いします。

○植村総務部長 今のところにつきましては、52ページから53ページのところでついて説明させていただいております。

地域集会所からもう一遍やらさせていただきます。

地域集会所整備補助事業でございますが、地域における生涯学習や福祉等のコミュニティ活動の拠点として、地域における集会所の整備のより一層の促進を図るため、地域自治会等に対して、その整備費用の一部を補助金として交付することとし、住民福祉の向上とコミュニティの推進に努めてまいりたいと考えております。本年度におきましては、1自治会に補助金を交付することを予定しております、9万5,000円を計上させていただきます。

次に、51ページに戻っていただきます。コミュニティバスの運行でございますが、新年度も住民の生活圏の利便性を高めるため、また身近な交通機関として利用していただくため、引き続きコミュニティバスを運行するため、その必要経費として1,050万円を計上しております。

次に、出前講座でございますが、これにつきましては人件費関係の計上でございます、本年度も昨年度に引き続きまして、町行政に対する様々な行政課題に対する関心を深めていただくため、町職員が地域で開催される集会等に出向き、行政の情報提供等を行うことにより、住民の自主的な活動を支援し、より一層の住民参加のまちづくりの推進を図ってまいりたいと考えております。その経費といたしまして、44万1,000円を人件費として計上させていただきます。今申し上げましたのは人件費の中でございますので、49ページ。

済みません。事業ごとにずっと整理させてもらっておりますので前後開いておりますが、申しわけございませんけども、先もってページをご報告申し上げたいと思います。

次に52ページをお願いいたします。前後して申しわけございません。

次に、無料法律相談でございますが、奈良弁護士会に委託を行う中で、昨年度に引き続きまして、年間24回開設をいたしたいと考えております。住民の方々が抱える諸問題について対応することにいたしております。その必要経費といたしまして、93万5,000円を計上いたしております。資源循環型の社会形成をするため、本町におきましても庁内で使用する物品については、引き続き環境に優しいエコ物品等の使用に努めて

まいりたいと考えております。

次に53ページをお願い申し上げます。

文書広報費でございます。本年度は、897万1,000円を計上いたしております。前年度の予算と比較いたしますと150万2,000円、14.3%の減となっております。その減の主な理由につきましては、昨年は広報車の更新によりその費用を計上したためでございます。本年度は、住民の皆様からの声やご意見を反映していくなど、より見やすくわかりやすい広報紙となるように紙面の充実を図ってまいりたいと考えております。また、インターネットを活用した行政施策や行事の情報の周知については、ホームページの内容の充実を図りながら、情報の発信を行ってまいりたいと考えております。また、町内在住の外国人への行政サービス等の情報提供の実施の中で、平成13年度の英語版、スペイン語版の行政ハンドブックの作成に引き続き、平成14年度はポルトガル語版の作成を行ってまいりたいと考えております。これに要する経費といたしまして、747万1,000円を計上いたしております。

さらに、本格的な地方分権時代、地方間競争時代の到来を前に、住民の満足度の向上を念頭に置いた政策・立案及び行政サービスの運営が必要となってまいります。そこで、住民の価値観やニーズの状況、また、その変化を早期に把握し、速やかに行政サービスへ反映させるため、住民満足度調査を実施したいと考えております。住民まちづくり調査では、個々の行政サービス利用者について満足度の動向を観測いたしますが、平成14年度調査対象は、住民窓口サービスと乳児健診業務を予定させていただいております。その必要経費といたしまして、150万円を計上させていただきたいと思っております。

次に54ページをお願いいたします。

54ページの財政管理費をお願いいたします。

第3目の財政管理費でございます。財務管理システムの使用料に係る経費が主なものでございます。新年度は254万4,000円を計上いたしております。平成13年度と比較して2万1,000円、0.8%の減でございます。また、昨年一シーズンにつきましては、貸借対照表の作成を行いますとともに、各事業における行政コストに焦点を当てた行政コスト計算表の調査研究にも取り組んでまいりたいと考えております。

次、55ページの会計管理費でございます。

第4目会計管理費についてであります。会計事務に要します経費といたしまして、本年度は49万2,000円を計上いたしております。平成13年度と比較し2万5,000

0円、4.8%の減となっております。

次に、引き続きまして第5目の財産管理費でございます。平成14年度は2億2,261万6,000円計上させていただいております。平成13年度予算額と比較いたしますと、1億4,239万5,000円、177.5%の増となっております。増となりました主な理由につきましては、土地開発公社で所有いたしておりますJR法隆寺駅前駐輪場用地を土地開発基金で買収するため、同基金への繰出金として1億3,800万円を計上したためでございます。これは財政調整基金、公共施設整備基金などの積み立て基金に係る運用費と、先ほど申し上げました土地開発基金への繰出金及び寄附金相当分の積立金を計上するとともに、庁舎並びに財産の適正な維持管理に要する経費として計上させていただいております。

次に、57ページの企画費をお願いいたします。

第6目の企画費でございます。平成14年度は1億8,748万5,000円を計上させていただいております。前年度の予算額と比較いたしますと1,696万1,000円、8.3%の減となっております。その減の主な理由は、昨年は斑鳩の宮造営1,400年記念事業実施のための事業費を計上させていただいたためでございます。

まず、男女共同参画社会の推進でございますが、昨年に引き続きましてセミナーや職員研修を開催するとともに、リーダーの育成や活動の支援等を行ってまいりたいと思っております。また、平成14年は推進体制を整備するとともに、女性相談の実施等、(仮称)男女共同参画社会推進条例の制定に向け、調査研究を行ってまいりたいと考えております。そのための経費といたしまして、175万4,000円を計上させていただいております。

それと、平成14年は町政50周年から55周年という節目の年となっております。こういったことから、町制55周年を記念した3つのイベントを実施したいと考えております。その1つといたしましては、(仮称)秋桜ライブと斑鳩三塔めぐりでございます。環境保全の意識啓発の一環として推進している転作田を利用・活用したコスモス畑で野外コンサートを行い、斑鳩発のPRと観光客の誘致を図ってまいりたいと考えております。そのための事業費といたしまして、270万円を計上させていただいております。また、住民と行政の共同によるまちづくりに向け、ふるさとの魅力を再発見するため、斑鳩百景フォトコンテストの実施や手づくりのまちづくりを推進するため、住民グループの育成にも取り組んでまいりたいと考えております。これらにかかる経費といたしま

して、215万6,000円を計上させていただいております。

また、地域文化の創造に資するため、いかるがホールの管理運営を初めとする経費と町内文化団体や文化振興団体への補助金、及び文化事業の開催に要する費用として、1億2,614万9,000円を計上させていただいております。また、平成14年度は都市会議古都21を開催することといたしております、歴史文化の伝統をただ単に保全というものでなく、新たなまちづくりに積極的に活用していこうという共通認識のもと、鎌倉市、奈良市、明日香村などの市町村とともに開催するものでございます。この開催費用の当町の負担金及び旅費等で73万5,000円を計上させていただいております。なお、いかるがホールを中心に開催を予定させていただいております。

また、行政改革の取り組みでございますが、平成13年に第2次行政改革大綱及び実施計画の期間が終了しましたことから、第3次行政改革大綱を策定すべく、昨年度より行政改革推進委員会で審議させていただいているところでございます。本年度に大綱及び実施計画を策定する費用といたしまして、26万2,000円を計上させていただいております。また、平成12年度より町政の構造改革の柱として試行的に取り組んでおります行政評価につきましては、平成14年度を試行の最終年度とし、平成15年度からこれの実施に向け引き続き実施してまいりたいと考えております。

最後にOA化の推進でございますが、事務効率と情報収集の効率を図るため、新たにインターネット用の庁内ネットワークを構築してまいりたいと考えております。

次、60ページの第7目の公平委員会費でございます。公平委員会を開催するために必要な経費といたしまして、8万8,000円を計上させていただいております。

続きまして61ページに移らせていただきます。

第8目の交通安全対策費でございます。本年度は663万1,000円を計上させていただいております。前年度の予算額と比較して、64万3,000円、8.9%の減となっております。春、秋の交通安全週間の期間中、交通安全協会等の協力のもと、広報活動及び街頭指導を初め、園児及び小学生を対象に交通安全教室を通じ交通安全教育に努めるとともに、広報車による迷惑駐車意識啓発やJR法隆寺駅周辺の放置自転車対策にも取り組んでまいりたいと考えております。また、生活道路における安全確保を図るため、道路反射鏡、防護さく及び各種標識等の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

第9目の自転車等駐車場運営費でございますが、本年度は2,206万6,000円、前

年の予算額と比較しまして3万円、0.1%の増となっております。自転車駐輪場につきましては、適正な維持管理に努めるとともに、利用者の利便を図りながらその運営を行ってまいりたいと考えております。

62ページの第10目の防犯対策費でございます。本年度は756万円を計上しております。前年度の予算額と比較して5万9,000円、0.8%の減となっております。消防団員による年末警戒及び自治会が管理されている防犯灯の維持管理補助金等々、生活安全推進協議会補助金について計上させていただいております。

次、63ページでございます。

第11目の青少年対策費でございますが、本年度は221万8,000万円を計上させていただいており、平成13年度に比べますと1万2,000円、0.5%の減となっております。未来を担う青少年の健やかな育成のために、青少年問題協議会が中心となり、啓発、巡回指導及び相談事業等の充実を図ってまいりたいと考えております。

次、64ページに移ります。

第2項の徴税費であります。平成14年度は1億4,392万円で、平成13年度と比較いたしますと525万9,000円、3.5%の減となっております。

初めに第1目の税務総務費でございますが、これにつきましては職員の人件費等負担金、さらに固定資産評価審査委員会、特別土地保有税審議会の運営に要します必要経費といたしまして、8,336万6,000円を計上いたしております。平成13年度と比較し611万8,000円、6.8%の減となっております。

次に65ページに入っておりますけども、第2目の賦課徴収費でございます。本年度は6,055万4,000円を計上いたしております。前年度の予算額と比較して85万9,000円、1.4%の増となっております。滞納整理につきましては、徴税等特別徴収対策本部の設置、徴収嘱託員等による徴収体制の強化を図ってきたところでございますが、長引く景気低迷の中で、収納率についても困難が予測されますが、引き続きより効果的な徴収システムを実施し、滞納整理に当たってまいりたいと考えております。

68ページまでお移りいただきたいと思っております。

第3項の戸籍住民基本台帳費であります。第1目の戸籍住民基本台帳費につきましては、本年度は7,498万円を計上しております。前年度の予算額と比較いたしますと、1,705万1,000円、29.4%の増となっております。主な増の要因でございますが、前年度に引き続き平成15年8月稼動に向けまして事業を進めております、住民基本台

帳ネットワークシステムの構築業務及び戸籍総合システム構築業務によるものでございます。また、窓口における事務処理の正確・迅速化を目途に、時間の短縮など、住民の利便性の向上を図りますとともに、自動交付機使用による閉庁時間の行政サービスの提供、また、申請手続の簡素化、窓口業務の効率化等につきまして、さらなる住民サービスの向上に向け、努めてまいりたいと考えているところでございます。

次、70ページへお移りいただきたいと思います。

第4項の選挙費でございます。

平成14年の予算は918万1,000円を計上させていただいております。平成13年度と比べまして1,464万8,000円、61.5%の減となっております。初めに第1目の選挙管理委員会費についてであります。選挙管理委員会を開会するための経費として、167万1,000円を計上いたしております。昨年に比較いたしまして5万3,000円、3.1%の減となっております。

次に71ページの第2目の常時啓発費でございますが、本年度は10万円を計上いたしております。昨年に比べまして5,000円、4.8%の減となっております。斑鳩町明るい選挙推進協議会を中心として、すべての選挙が公明正大に行われ、また、投票率が向上するよう、その啓発に努めてまいりたいと考えております。

続きまして第3目の奈良県議会議員選挙費と、次のページの第4目の斑鳩町議会議員選挙費でございますが、平成15年4月29日、任期満了に伴う奈良県議会議員及び斑鳩町議会議員の選挙執行にかかります準備のための必要経費として、奈良県議会議員選挙費では534万円、斑鳩町議会議員選挙費で28万6,000円をそれぞれ計上させていただいております。

次に73ページの第5目の斑鳩町農業委員会選挙費でございます。

本年7月19日に任期が満了することから、選挙が執行されることを見込みまして、その必要経費といたしまして178万4,000円を計上させていただいております。

続きまして74ページをお願いいたします。

第5項の統計調査費でございます。平成14年は171万3,000円を計上させていただいております。平成13年度と比べまして62万7,000円、26.8%の減となっております。

まず、第1目の統計調査総務費でございますが、1万4,000円を計上させていただいております。

次に、75ページの第2目の指定統計調査費でございますが、本年度は169万9,000円を計上させていただいております。昨年度に比べまして37万3,000円、18.2%の増となっております。本年度は就業構造基本調査、工業統計、商業統計など実施する予定となっております。これらの調査に当たり、個人情報の保護等には細心の注意を払いながら万全の体制で調査を行ってまいりたいと考えております。

76ページをお願いいたします。

第6項の監査委員費でございますが、監査委員費については、監査事務に要します経費として、1,075万9,000円を計上させていただいております。昨年度に比較して22万2,000円、2.1%の増となっております。

以上、第2款の総務費についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議の方お願い申し上げます。

○山本委員長 第2款 総務費についての説明が終わりましたので、これに対する質疑を受けていきたいと思っております。

予算に関する説明書の49ページから77ページでございます。

委員さん方には大変申しわけありませんが、できましたらページ数を言っていたかどうか、あるいは事業名を言っていてご質問をいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

吉川委員。

○吉川委員 53ページの自治会文具料助成金なんですけれども、去年、12年までは各自治会長のところへ振り込まれてたと思うんですけれども、13年度から自治会の口座を振り込まれるようになったと聞いてますけれども、それはなぜか。もしそうされたんなら、自治会連合会の総会等で説明をし、理解を得ておられるのか。当惑しておられる自治会もありますので、説明をお願いします。

地域集会所整備施設です。整備補助金が10万5,000円なんです。10万5,000円ぐらいで何ができるのかなと思うわけなんですけれども、バリアフリーやいろいろ、先ほど町長もおっしゃってますように、環境づくり、人に優しいまちづくりとおっしゃいながら、やっぱりこういうところではもうちょっと目を開くべきではないかと思うんですけれども、どういう指導をされておられるのかお尋ねします。

それから56ページ。工事請負費、15節の20万円。町有地のネットフェンス工事なんですけれども、この場所と、ほかにこういうところがないか。私が監査委員をさ

せてもろてる時分から、町有地については管理を完全に行ってもらおうようにと、用地費も出ないような状態だったんです。今は皆やってもらったようです、その後見ますと。これは前にしてあったやつが、つくってあったネットフェンスが古くなったのでここだけしかえられるのか。その点、聞かせていただきたい。

それから61ページです。交通安全対策費事業の補助金なんですけれども、13年度は46万円あったやつが約2割、37万円に減つとるわけです。これはこれなりにいろいろ全体を減らすということで、見てますとやっているとところは2割を減らしているような状態があると思うんですけども、特に交通安全については、これも町長なりまた議員なり皆さんが一番関心があり、また生命・財産を守るにも、私はやっぱりウエイトが大きいのではないかと思いますので、この件についてお聞かせ願いたい。

それから、交通安全施設整備工事、15節ですけれども、450万円組んでいただいているわけなんですけれども、たまたま自治会と自治会のところでカーブになっておって、特にそこまでは6メートルあるけども、1軒の家があるために今、県にもお願いしているわけなんですけれども狭くなっている。事故も現実起きているわけです。そのところの交通安全対策をお願いしたときには、環境対策課へ言い、また建設課にも。防犯灯の関係ですと、総務へ。そういうような状態で、どこへ行ったらええのか。特に私は、自治会と自治会の中間にあるわけなんです。これは素人の考えですので、明るくしたらある程度ましになるのではないかという住民の皆さんと言うよりも、一部の住民の方からは明るくしてほしいという要望があって、そういうようお願いした。それは自治会関係、防犯灯でやってください、こういうことなんです。

私は、交通安全対策上言ってるわけです。そこはえらいカーブになっておって、つくってもらったときには、今もガードレールはあるわけなんですけれども、そのガードレールに沿って15の反射板がついてたわけです。現在、半分もついてません。これは美化の関係のパトロールとか、いろいろ道路パトロールをしてもらってると思うんです。なぜ気がつかへんのか。15のうち9つまでもうありません。これは日本人の悪いところで、あんなところへ車が当たるような状態と違うわけです。当たるんやったらガードレールに当たるわけです。どないして引き抜いたというか、私も土手まで見ましたけども、そこらに落ちて転がってなくて、持っていかれたんか、そこらにあったやつをどこかにほられたか。それはそれで、ひとつ改善方をお願いしているわけなんですけれども、中間にそういうものをつけるときに、うちらは交通安全対策上お願いしているわけなんです、

事故もあったんで。それを防犯灯にすりかえられて地元でやってくれ、こういうことなんです。その点について、再度どう考えておられるのかお聞かせ願いたい。それで結構です、3点。

○山本委員長 それでは答弁の方、よろしいですか。

吉田参事。

○吉田総務課参事 53ページの自治会文具料に対しての支払い先の件でございます。

これにつきましては、今までは自治会が指定される口座に振り込んでおりました。13年度から自治会連合会ともご相談申し上げ、斑鳩町の公金ですので、一たんは自治会の会計へ入れていただいて、そこから会計で引き継ぎされている内容等について明確にさせていただくために、そういう方法を13年度からとっております。

それと、地域集会所の件でございますが、これは平成14年度計上しておりますのは、西の山住宅自治会でエアコンの設置ということで、補助金9万5,000円を計上しております。

以上でございます。

○山本委員長 池田課長。

○池田企画財政課長 56ページの町有地ネットフェンス工事の20万円でございます。

これにつきましては、南服部自治会におきまして、集会所の続きに線路沿いに資産としての三角地があるんです。それにつきましては、前面道路からはもう入れなくなっておるんです。今般、自治会の方から前面道路からでも入れるようにということでネットフェンスを出入り口につけます。そうした中で、裏手については線路際ですので、線路際は自由に出入りできたら危ないですので、ここにもフェンスをしようということで、20万円をつけさせていただいております。

それ以外の自治会からは今現在、町有地に対するご要望がございませんので、ご要望があるところだけにつきまして予算計上をさせていただきました。

○山本委員長 4点目はどなたが。

町長。

○小城町長 今、吉川委員から交通安全の補助金の問題について等ございました。

この関係等について、2割のカットをさせていただいたということでございます。大体、町の補助金には行政改革の施行で、平成14年度からは2割をカットさせていただくということで、一応そういう形をさせていただきます。

交通安全協会の関係等については、今まで西和交通安全協会、斑鳩分会等について、かなりの補助金があったわけですが、しかしその間際、まだ14年度になる1月ぐらいでしたか、西和警察の方から補助金をカットしたいという旨があって、もっと早くそういう旨があればまた話はしやすいんですけども、急にそういう話があって、いろいろと交通安全協会の方、分会の方が戸惑っておられるんですけども、やっぱり14年度は2割カットということで、方向としては廃止させていただきます。そういうご理解をいただいて、今後西和警察としても、もし斑鳩分会が何か事業を起こすとしたら、我々はその事業に対して何ばか補助はさせていただくという話がありますけれども、いずれにいたしましてもにわかなことでもあるんで、分会長を初め、いろいろご苦労いただいていることについて我々もよく理解をいたしますけども、今、吉川委員も仰せのように、いろいろと斑鳩町から交通事故をなくそうということで、全国的にも死亡者が1万人を割、今は7,800人ということで、非常に効果は上がっていますし、また、斑鳩町としても非常に熱心に1日、15日、交通安全を街頭指導していただいておりますし、いろいろとご苦労をいただいていることについては敬意を表していますので、よろしく願いいたします。

○山本委員長 この点で。堤課長。

○堤建設課長 ただいま委員のご指摘の場所につきましては、龍田川と大和川の合流点の場所でございまして、特に夜間の通行になりますとどうしても暗いということでございます。また、そういったために道路問題としてはガードレールのところにゼニゲータという車のライトによる反射板を設置しておりますが、先ほど申されたようにそれが取り除かれているという状況ですので、これにつきましても委員からご指摘をいただきまして、今現在その取り付け準備にかかっているところでございます。

それと、明かりの関係なんですけども、特にカーブということと、お家のございまして、そういった関係で明かり的なものを設置ということでお聞きもしました。ただ、道路の交通安全対策の一環で考えますと、そういった明かりの関係につきましては、特に町内全域になりますとなかなか同じようなケースもございまして、また、特に自治会間の関係については委員もご承知のように、防犯灯等の設置も非常に多うございまして。防犯上で言いますと、なかなか明かりというのは、特に車のライトによる安全対策については、そういった説明会を用いて、また防護さくとしてはガードレールを用いて、実際安全対策を図っているという状況でございます。

○山本委員長 吉川委員。

○吉川委員 後の回答がないようですけども、私は総務関係で申し上げています。総務課へお願いしに行ったら、防犯灯で自治会、きょうも立ち会っていろいろ検討はしているわけですけども、ちょうど中間になりますし、防犯関係ははっきり申し上げて、笠町も神南も同じところに防犯灯がついてるわけです。それを余分にまた防犯灯をつけようという、こういうことです。

交通安全対策上、それをお願いしてますんで、その考え方を聞かせてくれ言うてるんです。何もここだけやなしに、よそでもあったら。特に私が何遍も言いますが、人にやさしい環境づくりやとか、ええことは言うてもろてるけども、実際それをあんたらが考えてくれなあかんがな。それを言いたいわけや。できへんならできへんでええがな。すぐによそへ振ったらええわ、よそへ振ったらええわとか、そんなんじゃ住民について来い言うてもついてきません。考え方だけ聞かせてください。

○山本委員長 植村部長。

○植村総務部長 防犯灯につきましては、専ら人が通るにつきまして防犯上に問題があるということの中で、自治会と自治会の狭間については町の方でさせていただいておるという経緯があるわけでございます。今おっしゃるところにつきましては、道路の中で曲がっているところで狭くなっておるというような関係から、いろいろ事故が多くなってくるといような関係がありますので、その辺についてどう対応するかということについては、内部的に詰めていかなければならんというふうに考えております。

○山本委員長 吉川委員。

○吉川委員 そしたら、こちらからお願いしたときに、今、部長が答弁してもらったようにしてもらったら、こちらも納得します。西本課長は頭から、これはもう防犯灯でやってくれ言う。今、部長は検討しますと言う。どう判断したらよろしいんですか、私ら。もうちょっと真剣に考えてください。

だから、やっぱりそこで事故が起こってるねんやから、事故が起こらんようにこういう方法もありますでと。私らもはっきり言うて、電気をつけることがええのか悪いのかも迷うてるわけです。しかし、やっぱり専門家とかいろいろ意見を聞いて、やっぱり住民の方には、いやこうですよという、やっぱり説明をしてこそ納得してもらえるわけ。そうと違うのかな。

○山本委員長 西本課長。

○西本総務課長 吉川委員からご相談が総務課の方にございまして、まず、防犯灯の方で設置をするのであれば、既存の自治会防犯灯設置補助金、そしてそれを活用して器具をつけていただきたい。そして、防犯灯維持管理補助金におきまして、その後の維持管理の方法を。防犯灯としては補助をしていく制度がございますので、それを活用していただきたいということが、総務課といたしましては前提でございます。

自治会間につきましては、自治会同士話し合いをしていただいて、どちらから設置をしていただく要請を上げていただくということで、今日までは他の自治会にもお願いをしてきたところでございます。

以上です。

○山本委員長 吉川委員。

○吉川委員 もうこれ以上申しませんが、部長と課長と違うような答弁をしておいて、私はどっちをとったらええの。また、後で結構ですので、ちゃんとした交通安全対策上の関係で答弁を聞かせてください。実のある答弁してください。

○山本委員長 吉川委員さんの5点目の質問にかかわってはちょっと整理をしていただいて、後でご答弁をいただくということでよろしいですか。

そしたら、そのように処理をさせていただきます。

ご質問が続いている途中ですが、13時まで休憩をいたします。

(午後0時04分 休憩)

(午後1時00分 再開)

○山本委員長 引き続き第2款 総務費についてのご質問をお受けいたしたいと思いません。

喜多委員。

○喜多委員 59ページの太子道の連絡協議会の構成団体がどうしてなのかということと、それから、これはことしの観光対策にも入っているみたいですが、古代のロイヤルロード太子道を往くという開催、県と共同でやられるということで、大体時期とか、具体的なまだできてないかもしれませんが、こういった構想を持っておられるのか、ちょっとお聞かせいただきたいなと思っております。

○山本委員長 池田課長。

○池田企画財政課長 まず、第1点目の太子道連絡協議会の構成でございますけども、

今のところまだきっちりと協議会というようなものはできておりません。ただ、県さんと協議する中で、ことし、後の説明の中で古代のロイヤルロード太子道開催に向けて、そういう協議会ができたらええなということで、県の文化観光課も言っておられますので、一応1万円を計上させていただいております。

古代のロイヤルロード太子道開催の時期でございますけども、今のところ県と詰める中では10月から11月にかけてやっていこうではなかろうかということで話は詰めております。それ以降の具体的なものについてはまだ詰めておりませんので、ご了承願いたいと思います。

○山本委員長 喜多委員。

○喜多委員 ロイヤルロード、結構しゃれたテーマをつけはったなと思っているんですが、私はこの連絡協議会を構成する自治体といえますか、町村がわかってあれば、それ抜きで何かあるのではないかなというふうに思ってたんですが、まだない。あらあらないですか、構成する。

○山本委員長 池田課長。

○池田企画財政課長 奈良県内では、県と打ち合わせの中で考えておりますのが、斑鳩から明日香の間に対してでありますので、斑鳩、安堵、川西、三宅、田原本、橿原市、明日香村の団体。あと、大阪へ行く道があります。それは王寺町、香芝市、最終の大阪太子町さんへ。ただ、今年度これについては、斑鳩から明日香村を考えておりますので、こっちのルートのところはみんな協力していただけるだろうということで、県下の各町には一応打診はさせていただいております。

○喜多委員 わかりました。ありがとうございます。結構です。

○山本委員長 ほかにございますか。

浅井委員。

○浅井委員 51ページのコミュニティバスの運行業務委託について、1,050万円計上させていただいておりますが、もう二年ほどなりますが、その後の住民の方の利用。それと、町外の成果というか、私もちょっと見せていただいたら、風呂の方には行かれる方が相当多いと、ちょっと白石畑の方が言われておるのは、子供の朝の学校に行くのにもう少し早く来てもらえないかという意見がございますねんけども、これはやっぱり合致している関係で、時間帯というのはちょっと難しいと思いますが、町外の利用率はどの程度か教えてもらえますか。

○山本委員長 吉田参事。

○吉田総務課参事 今、コミュニティバスの利用状況でございますが、13年4月1日から14年の2月末までで、2万9,627人利用されておられます。その内訳といたしましては、巡回で4回巡回しております。それについては、2万8,111人で、朝、白石畑から斑鳩町役場までの利用が238名。東小学校からふれあい交流センターへ行きまして、白石畑までの利用が1,278人でございます。

以上でございます。

○山本委員長 浅井委員。

○浅井委員 それともう一点。秋桜ライブですか、これはどのぐらいの丁数を植えられるんですか、わかりますか。

○山本委員長 藤本課長。

○藤本都市整備課長 13年度まで1万5,000平米ほど作づけしていただいたんですけども、少し規模を拡大ということで3万平米近くでは考えてもっております。

○山本委員長 浅井委員。

○浅井委員 これは、位置的に郡山斑鳩線ですか、それとも三井の方の駐車場のあの通りの分ですか。ちょっと位置を教えてください。

○山本委員長 藤本課長。

○藤本都市整備課長 今現在お願いをしているのは法起寺周辺ということで、法起寺の東側がメインになってこようかと、このように考えております。

○山本委員長 ほか、委員さんございますか。

万里川委員。

○万里川委員 52ページの無料法律相談委託料ということで、年間24回されてるといふことがあるんです。今、いろんな法律相談を受けたいという人が多い中で、この24回というのは十分住民に対して充実した内容とか、相談ができてるのかどうかです。それをまず確認をしておきたいというふうに思います。

○山本委員長 阪野課長。

○阪野住民課長 無料法律相談でございますが、平成13年から、今まで月1回ということで開催してはいたしましたが、平成13年度から月2回ということで開催させていただいております。無料法律相談につきましては、相談件数は昨年12月末現在でございますが、4月から12月末現在で119件。その中で民事の関係、これは金銭の貸貸と

か貸借の関係、それから土地の境界の争いの関係とかで76件。それで家事関係、これは相続とか家庭の問題の関係で36件。それから、課税とか納税とか、これも相続が絡んでくると思うんですけども、税の関係で3件。それから、その他の相談が4件ということで、今のところ月2回ずつということで、1カ月当たり16名の相談を受ける状況になっておりますが、今のところ数が足りなくて受けられないという状況には至っていないというふうに考えております。

○山本委員長 萬里川委員。

○萬里川委員 そうすれば、申し込み制だというように思いますけども、その申し込みの中で法律相談が終わってて、やむなくあきらめてらっしゃる方というのはないことを思ってよろしいんですか。

○山本委員長 阪野課長。

○阪野住民課長 平成13年から月2回という形で開催しておりますので、今のところはそういう状況は発生しておらないと思います。

○山本委員長 萬里川委員。

○萬里川委員 そうしたらいいと思いますけれども、私の相談の中では、お願いはしたけどもいっばいだということで受け入れなかったということを知っておりますので、それが今後、平成13年度から2回していただいておりますので、今なおかつ3回にせよということちょっと経済的なこと、また、弁護士さんのかかわりもあろうというふうに思いますので、今後様子を見ていただいて、もう一歩充実していただきたいなということでお願いをしておきます。

それと済みません、続けて54ページの委託料。住民満足度調査業務委託料ということで150万円をされてるんです。先ほどの説明の中では、窓口行政にかかわって、これでいいのかどうかということ調査するということを知ったというふうに思ってるので、それでよろしいでしょうか。

○山本委員長 池田課長

○池田企画財政課長 当面、14年度につきましては、各窓口、斑鳩町住民課、いかるがホール、各図書館・公民館がございますので、また乳児健診がございます。それらの窓口業務を中心に調査を行っていきたいということでございます。

○山本委員長 萬里川委員。

○萬里川委員 この窓口調査、そういうことであれば、何を委託して調査するのかなど。

住民の声は大いに満足してないということをご存じのはずなんです。行政側では総合窓口をつくって、あっち行けこっち行けと言わんで、1つの窓口で何とかでき得ないものかと。中央公民館、東公民館にしても、本当に窓口をあけても返事せえへんで、うろうろ声かけて、中に入っていかないとこっち向けへんというような、そういういろんな住民に対してのサービスが悪いということを常々聞かれている中で、それをある意味では改善された後でこれでよろしいでしょうかということであれば、これを調査して委託料を150万円取られてもいいでしょうけど、もったいないと私にしたら思います。

やっぱり、改善された後でなおかつ皆さん満足いってるのでしょうかという、この辺の語り方調査ならわかるんですが、いろんな苦情の声を聞いてて、それを改善せずに行くというのは、これはもったいないと私は思いますので、ちょっと何とか違う形でせえへんのかなというのが1つ、一方で思っておりますので。

○山本委員長 池田課長

○池田企画財政課長 今、委員さんが述べられましたように、今回役場で考えております、例えば今、いかるがホールという例を出しますけれど、住民課でもいいです例を出しますけども、単なるここでの接遇だけ。例えばやさしさとかではなくて、一定の書類の申請をしたときに、手続の方法のわかりやすさ。また、時間、曜日の利用しやすさ、案内行事のわかりやすさ、申請書の提出から発行までの待ち時間についてはどうであるか。発行を待っている間の待ち時間の過ごしやすさ、職員の説明や言葉づかいのわかりやすさ、手数料の妥当性云々。また、それらの項目について直接役場の職員ではなくて、やっぱり役場の職員がいちいち口を出したら、住民の方も正直な本心がなかなか書けないということで、別の委託した職員さんを来てもらって、そういうことを調査していきたいと思っておりますので。調査項目は相当広くあるということで、理解していただきたいと思います。

○山本委員長 萬里川委員。

○萬里川委員 そしたら、その項目がわかっているのであれば、公民館なりに用紙を置いておいてポストに入れるとか、直接町長あてに意見書、要望書を封筒に入れて置いて送れるように、これだけではなくて今後調査しようというかわりの中でできると思うんです。

だから、それは調査の期間だけではなくて、常に住民の方がおかしいなと思うところに、常に意見、もの申すという形にすれば、改善は図られていくというふうに思うんで

す。それだから、そんな150万円を出して、今一生懸命負担金やら何か補助金も2割カットとか言ってるときに、もっと今いてはる人の住民の方々が、もっと低姿勢で聞くなり、感じ方の姿勢を正して聞くような姿勢がないから、正直に言えないということもあるのではないかなというように思うんです。だから、それはもうちょっと工夫していただいて、こんな一々調査代を出さなくても、用紙代も要りますよ。要りますけど、常々出せるような状況でやっぱりしてあげてほしい。

私は、そっちの方の考え方で何とか調査をしていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。それだけ言っておきます。

○山本委員長 町長。

○小城町長 今、万里川委員さんが厳しくおっしゃっていただきましたけども、私はやっぱり職員はそういう環境、あるいは接遇に対応できるような職員を育て上げていくというのが、やはり大事だろう。やっぱり悪ければ悪いと指摘をしていかなかったら改善はできないと思います。お互いにそういう努力をしながら、やっぱり斑鳩町の窓口対応がどうであろうが、来られたかて何人かの方は非常にていねい親切にさせていただいたということもおっしゃって、上へ上がってこられる方もございますし、やっぱり中には聞き取りの中ではもうひとつ的が得られなかったという人もおられますし、そこらをうまくしていかなければいけませんし、我々は公民館の関係等についても、いろいろ以前から職員の関係等については若くしていくということで、今現在若い子も中央公民館等やっぱりおられますし、その点では改善・工夫をしながら、万里川委員のおっしゃっていただくように、我々としてはそういうことがあれば、そういうことを端的にご指摘いただいて、改善をしていかなかったら、いつまでもそういうことばかりしてたら、住民からそういう切なる要望は絶えませんから、やっぱりそういう点については定期的にそういうことを我々としても聞かせていただきたいし、今、池田課長が申しますように、ただ、150万円がむだであるかむだでないか、そういうこともひとつ職員として接遇マナーとしてのいろいろな関係等については研修もしながらやっていますけれども、そういうことも1つの大事な効果ではないかと思えますし、万里川委員のご指摘のように、もっと親切にきちんと対応せということとは当然のこととございますけども、なかなかそれができ得ない、そういう点については、やっぱり改善、また、あるいはそういうことを我々としては、こういう努力をすることが一番大事であろうし、役場に來られて、あるいはこちらの方に來られたら、まず、あいさつをして、いらっしゃいませ、ありがと

うございましたと言うことが簡単に言えるような環境をつくっていくことが大事だろうと思います。

○山本委員長 萬里川委員。

○萬里川委員 ありがとうございます。

そしたら、次の61ページの交通安全対策費の幼児用の補助装置購入補助金。これはチャイルドシートのことだろうというふうに思います。一定の購入に対して補助が出るという方向性ですけれども、中には町内、町外にかかわらず、チャイルドシートをしないで親御さんかお孫さんが抱いて運転されてるところをまを見るんです。私自身が貸し付け制度云々ということも若干以前にも触れましたけれども、こういったたまたま斑鳩町に来られて、お孫さんを見なあかんとかいう状況の中で連れて出ないかん。また、急に病気になって病院に運ばないかんとかいうときの、チャイルドシートが町内に貸し付け制度があればいいのになというものが若干あるんですが、今はそういう要望とかいうのは窓口でお聞きになってないのかどうか。

それと、この補助装置の購入補助金というのは、購入に対して補助が受けれる金額に相当して予算が上げられているのかどうか聞かせていただきたいというふうに思います。

○山本委員長 清水課長。

○清水環境対策課長 この件につきまして、要望については窓口で聞いておるかということにつきまして、現時点では環境対策課窓口では聞いておりません。

それと、幼児の交通事故の被害を防止するために幼児用の補助装置購入者には補助金を交付するという事で、補助金の額といたしまして、購入金額の2分の1、限度額が5,000円というような形になっております。平成13年度1月現在では、71件の申し込みがあります。月平均といたしまして16件が、ここ2年ほどの間でおられますので、それに対する12カ月ということで、現在の負担金96万円を見込ませていただいております。

ただ、斑鳩町におきまして6歳児未満児、これは平成13年11月現在では、1,546名いらっしゃるという中で、おおむね交付累計といたしまして、現在まで446件ございまして、それと14年度の出生率を200名と見込む中では、斑鳩町におきます14年度にあつては1,300人が交付対象者となっておるところでございますが、先ほども言いましたように、月平均16件というような予算を組まさせていただきます。

○山本委員長 ほか、ございますか。

松田委員。

○松田委員 直接ここに書いてはないんですけど、53ページの地域集会所の設備補助金の関係が記載をされておりますので、これに関連して質問をしておきたいんですけども。前、議会冒頭に峨瀬集会所問題をめぐり、その対応についていろいろ質問が行われています。対応がなっておらんということを中心に、町側に対応の責任があるんじゃないかというふうな話をされて、毎回同じようなことが繰り返されているんですけども、町が峨瀬集会所の問題を受けて、今までどういう対応をしてきたのか、紛争が生じてから。我々においては、地縁団体の手続その他をきちっとしてもらってということで、ずっと聞かされているんですけど、そのことの関係すべてが正しいのか。どういう指導をされてきているのかということについて聞かせてもらえないでしょうか。

○山本委員長 吉田参事。

○吉田総務課参事 峨瀬集会所の件につきましては、実は平成13年3月20日に総会をやられて、そこで地縁団体を設立するという方向で進んでおりました。それで、町といたしましても峨瀬自治会の集会所の計画に関して、自治会の考え方及び今後の計画について文書で提出するよう、口頭ではございますが、一応お願いしていた経過がございます。

その後、峨瀬自治会の中から自治会を分割しようとする動きが出ておりました。それが7月1日の方向で出ておりましたので、町としても自治会内における課題等が残されておるので、今のところ、そういうことから一応保留にしていた状態でございます。去年の12月にちょっと日にちは忘れましたが、峨瀬自治会の方から地縁団体の事前の審査をしてほしいということで、申請書類を提出されました。

そこで私どもが地縁団体の中を見ますと、その中身といたしましては3月20日、総会された申請書類が出ております。分割という方向にありますのに、その会員名簿は自治会を別に形成される役員の方が抜けておったということで、それでもう不適合であるということで、12月末ぐらいに返却しております。その後自治会内において、双方の自治会活動をしたいという申し出がありますので、今は峨瀬自治会の顧問弁護士の方と協議しているところでございます。

○山本委員長 松田委員。

○松田委員 峨瀬自治会に対する町の指導、意見、今説明があったんですけども、地縁団体の設立を必要条件としているということ自身が私は問題だと思う。一般質問の段階

では1つの理由として、地縁団体の届け出を何もしてないやないかということのを盛んに言っていて、その盛んに言われている関係を最もというふうに理解をしながら、町が地縁団体をつくれつくれと言ってるということのを、そのことについて、だからどういうふうに認識をしている。地縁団体に対する認識。地縁団体をつくらなければ、集会所の建設云々という関係について、話ができていかれんのやというのを1つの理由に書いてるけども、そのことを肯定してるのか、していないのか。今の答弁は肯定してるんですよね。そして、それをつくれつくれと言っている。

だから、ここでもっと整理をしてきてもらわなければいけないと思いますのは、なぜこの建設について何を問題にされたのか、何が不十分だったのか。どこがどうなっているのかということについて、皆さんはどうつかんでいるのか。そういうことを一つ一つクリアをしていく努力をしないと、いつまでたってもこれは問題解決にはなっていないかというように私は思うんです。

例えば、建設用地選定をめぐっての経過。この関係について、町があれらの特定の地域を提供したということについて、町としては妥当であるというふうに私は認識しているであろうと思うんです。我々もこれに対していろいろ質問・審議をしてみましたし、やっぱりそういう方法も選択肢の1つであるということについて、初めは言われるように、建設業者とのかかわり合いにおいて、建設業者に負担をかけて建設させることができないかどうか。させなさいと、指導要綱にあるように。そういうことを申し上げたんですけども、1棟ずつの関係で申請している。1棟ごとの関係でいきますと、そういう指導要綱の集会所関係はつくられてるんです。

ところが、あれを全体的な開発の地域としている限りにおいては、別にあることが正しいやないか。そういうことをさせるべきだということで、3号か4号か5号館ができるときに、そういう話をしたということから始まってます。ところが、それを業者としてはこの要求は受けられない。とてもそこまでできませんので、協力金の関係もカバーしてもらおうからというふうな関係になったわけでしょう。そういう中で、どういう財政運用、処置を考えていったらいいかということで、いろいろ協力費関係のものを還元するという、後の説明の方がわかりやすいからそう言ったんだと思うんですけど、これは、正直にその説明をしていき、そのことを、けしからん、どこにも書いてない関係の還元金の、いわゆる協力金を出すと。どこで決めたんやろう、こういうことを追求されてるわけですよね。そのことについて町は妥当であると言うのか、あるいは、なるほ

と言われたとおりであるのかという関係について、結論をきちっと出すべきなんです。もう僕は出てあると思うんですけど、そのことにつき、いつまでもそのことを明日に残してきているということが1つ争点になった。

そして、2つ目には手続問題。手続問題については、その都度順序を追って手続をしてきたことではないではないか。そして、現に許可をしてるから云々というふうに言ってるわけです。ところが、このことについてなんだかんだして説明の関係で、言われればそれは一つ一つをやってるということになるんかしりませんが、ではその関係については事後措置はあったように思うのですが、具体的にやっぱり整理をさせていこうということが第一義的であると思う。端的に財産の関係、そういうものができて初めて本当に地縁団体として自治体の財産であるということに認知をしていくことになるけど、今は何もないわけですから。そういうところでは地縁者、地縁者と言って、地縁者の団体をつくれ、つくれと言っている。これは、質問者はそう言ってるんです。ところが、他のところはそのことだけ言っている。

ところが地縁団体の関係、私もいろいろ調べてきた。割に難しいです、つくるのは。簡単に地縁者でやっている団体を連れてきたらいいやないかと言うけども、手続は結構要ります、これ。だから、そういう面から考えて、そこのところへ行って、それが時間をとっているという関係なんです。ところが、工事は中止したとかさせんとかは別にして、とにかく工事は中止したことは事実です。そのまま放置をして、ずっとそんなことで来てしまっている。まして今はどうなのかと言うと、言われてますように、訴訟という関係になってきている。

実は私どもも、この関係は監査が出まして、監査委員としていろいろ結論の方向を出しました。方針もしました。この際、集会所建設の関係についてきちっと手順を踏んでやりましょうと、そう言ったことは事実です。このことを真っ先にやらせていけばいいわけなんです。そうすると、問題は財政支出の方と補助の仕方の問題になってくる。このことについて町が、こうせい、ああせいということであれば、その関係ですーすーと行けるはずなんです。

ところが、いろいろなことを質問されて、そのことについてそこへ乗せられてしまうたんか、乗っかってしまったんか知りませんが、話を前々になってしまう。それで、けしからん、けしからん、とそのことばかり言って、それで結果はどうなのかと言うと、我々も心配したんです。このままで行ったときには、必ず業者と自治会との関係は契約

をしていますから、これは補償問題と、そういうところに必ず発展するでと。それまでに取得をして、事務処理を行政側でしておかないとだめだということを、そのことを促したわけ。ところが、そのことを全然せずに来て、今、訴訟が行われておる。当たり前なんだと思うんです、手続として。

だから、この訴訟の関係について皆さんは有効か有効でないかという関係まで、この間からいろいろ答弁してますけども、これは地縁者ができてきたら抜き差しならんのです、皆さん地縁団体が手続とったら、これは。僕はそう思うんです、はっきりするんです。ところが、ないだけああいうように、ある意味では個人でなしにやるやとか、やらんとかいうて言うてる要素があるにしても、僕は極めて不自然だと思うし、この関係について、今言われているようなことは行政の対応になっていないんじゃないか。だから、行政は問題整理をして、どこが問題なのか。このことについては、手続の間違いはないんだと。こういうことを、ここに争点をもっと整理をさせると、一刻も早く1つの自治体と行政の関係についての質問はつじつま合わせが必要だという関係を、今真剣に考えるべきだと思うんです。

そして、できればそういう関係をとりながら、申請手続を後追いになったとしても、きちっとやっぱりさせる。そして、今後の対応として、僕はできるだけ早く地元と、それで損害賠償の訴訟を提起をしている関係については、一日も早く僕は裁判には持ち込ませたらあかんと思うんです。ところが、なっている状態という。そうなるとするならば、どこか和解の条件をどう見出してあげるのかどうかというところの関係を積極的に進めながら、このことについて対応しないと、いつまでたっても問題の解消にはならない。そして、行政がその役割を果たすことにもならない。こういうように思うんです。

だから、そういうことについて一体どうしようとしていくのか。そのままですわという問題ではないと思うんです。一体問題、焦点、対応するためのはざめは一体どこに条件があるのかということについて、もう一回言うてください。そして、どう対応しようとするのか。そのことを方程式を出さずに第三者のような関係をしていって、そのときの関係は本会議場で言ったらいかんと。これからどうしたらいいのかという関係について、全然話をしようとしな。質問ですから、そういうことになっていないのかもわかりません。そういうことを良としない状況もあるんですけど、やっぱり地元がこのままで放置しますと、だんだん自治会内の分解の問題にはまってくる。そして、抜き差しならんことになってくるというように私は心配をしている。

結局は、いろいろなことを言うて手続を上げていって、だんだん追求をすることによって、抜き差しならんところに皆はまり込んでしまっていて、それでまた、そこに乗った自治体も今度は抜き差しならんことになる。これは何であるのか。このことをやっぱり考えて。一番私は、この問題のそもそも出てきた関係というのは、初めは町の補助金を受けたり、あるいは業者に負担をさせることによって、地元住民の負担はかけないで済むと理解したんだと思うんです。これまで何回も役員とかが来ているのは事実ですから。ところが、負担をしなければならんというふうなことになったときに、私はそれは何も聞いてなかったという関係がぼうーっと上がってきて、それでああでもない、こうでもないと考える。こういう経験はどこかにもあるんです。その二の舞を踏まして、そこへまた乗かってしもたんです。こういうところに私は危惧する。しかも、そのことをいかにも住民の意見代行であるかの形にとって、どんどんどんどん言われてくる。毎回繰り返される。それが何回も繰り返されるうちに、それがほんまものように聞こえてもて、そこへ行政も乗ってしもて、それでわーわー言うてると。

僕は、こんなことをしてはあかんぞというふうに思うんです。だから、今日までの経緯から振り返って何が問題であり、どこが問題解決の焦点であるのか。それで、今後そのためにどうしていったらいいのかという関係について、具体的に対策を立ててほしい、こう思うんです。地縁団体の届け出ができるようにした云々ということ、そのことだけがこの問題解決ではない。それはむしろ後の問題なんです。今、財産も何もなければ、その財産をする何もないわけですから、そんなところに地縁者がどうしてつくらないかということにもなるわけ。地縁団体をつくらなくても、この集会所をそしたらまた持ち得ることができるし、また、つくることもできるというように私は理解をしているんですが、間違いありますか。

今のところ申し上げましたけども、これからも。だから何回も言うてる。問題はどこにあって、その問題について町が認識をする、正しいから変える必要がないと言われておる関係と、こういう関係については地元と接触して手順をつけましょうという関係があるとするならば、それはどういうことかということについて整理をして、そして今後どういう折衝を進めていくことによって、住民といわゆる業者との関係の深い問題だと考えられるかどうか、あるいは問題処理ができるかという関係について、具体的手順をきちっと決めながら対応するというのを、ぜひともここは考えてほしい。こういう考え方なんかあるんなら聞かせてほしい。僕はないんだと思うんですけど、余りにも今の

関係について、ただいたずらに時間と日時だけを経過させてしまっている。

そして、だんだん深みにはまって、抜き差しならんので、しかも自治会と業者の関係やというようなことを言ってみたって、僕はさっきから行政としては逃れられない問題だと思うんです。直接的にあるか間接的にあるかは別として、行政としてやっぱり適切な指導をし、問題解決を図る。やっぱり住民間の出来事の問題でありますから、そういうことを考えて、ぜひともこの問題については、これ以上問題をこじらせるような状態にならんような手だてをどう考えていくことができるかどうかということについて、真剣に考えて行くべきではないのかな。そして、本会議場でいかにもでたらめをやっているかのようなことを言われて、そして、いやそうではない、こうでもない、こっちに向かって言うてるということでは、我々としても聞くのもしんどいです、もう。だから、何とかやっぱりこの辺でちょっとけりをつけてほしいと思うんですけど、どうでしょう。

○山本委員長 町長。

○小城町長 松田委員もご指摘のように、我々としてはやっぱり委員会等報告申し上げ、そういうお金の関係等についても、開発業者からの負担金については一部補助をさせていただくということでやってきました。私なんかは、そういう点ではいろいろと難しい問題はあった中で、ただ、問題はやっぱりその方が仲裁としての立場で取り組む中で入ってしまって、いかにも不正があるやいなということになってしまったらなかなかできない。服部公民館の問題でもそうです。町が何もしないわけです。そういう手続を終わられた中では、町はやっぱり前年度の12月に、町が公民館の関係等について新しく建てますとか言ったとき、要望事項に上がってきた中で予算化した。予算が組んでるからどうやと、公民館が建ったというところで、それも裁判にされた。

町が予算を執行してない中でされた。だから、そういうこともいろいろ一応具体的には和解だということでおっしゃってますけども、やっぱり何かそういう問題については、我々としても一生懸命努力をするわけです。既にもう分断をされたような形になってしまった。その方は今相談をされて、よそへやっぱりされてますけども、私はそんなでなしに、その方にはすべてを入れて。当初は皆さん仲がよかったですから、そういうことを私は何遍も言ってまいりましたし、この昨年のお終いのときにも個人的にやっぱり裁判をされてたんです。訴えられる場面があると言うて、また、私どもの方に弁護士を紹介せよとかそういう話はいろいろと要求してこられた。

そんなことよりもやっぱり今、大変なときにやっぱり相談をして、皆さん方やっても

らわないかと。当然、松田委員のおっしゃるように、町行政が何をしてるのかと言われてたら、私も言いようがないですけども、やっぱりそういう中に皆さん方が謙虚になつてもらわんと、もう何かひとつそういう点では弁護士に任せたということでなしに、もう少しそういう気持ちを開いてやっていかなかったら、今の状況が。第1自治会や第2自治会やいうことでなしに、やっぱりもともと関係者はもう20軒ほどしかないわけですから。それで、いわゆるチサンマンションを含めた中の、今自治会の合成ですから、そこが私は一番難しいんじゃないかと思ってますし、最初に話して来た方がその中に入り込んで、町はこういう手続を間違ってる、そういうことは徹底的にやらないかんぞと。

私は、毎回おっしゃっていただくように、同じことばかりおっしゃる。町がそんなことをやったことが悪いんじゃないかということになってますけども、私はやっぱり謙虚にそういうことを。その方も含まれた中でそういう努力をしていただかなかつたら、なかなかそう簡単にいかない。しかし、松田委員がおっしゃるように、このまま毎回議会ごとにそういう質問が起こってくる可能性は当然ございますし、そこらはやっぱり考える中で、我々としては何とかうまくいかないかということも、助役中心として参事とか再三またいろいろと相手方の方にも会うたら話をさせていただくんですけども、なかなかそう簡単にいかないようなわけで、我々としてもそういうひとつのアイデアというか、そういうものも考えながら努力はしてまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、こういうことがいろいろ問題を起こしているということについては、我々としてもやっぱり早く終息をし、早くそういう現状的に戻すことが一番大事だろうと思いますし、その中ではうちの段取りがどうあるべきであろうかというよりも、やっぱり今現在建つものが建たない、そういう状況で相手方からその自治会長に裁判をされてるというような経過もございますし、ここらを十二分に考えながら、ひとつ町としても助役等いろいろと研究しながら、ひとつ努力をしてまいりたいと思います。

○山本委員長 松田委員。

○松田委員 僕はこの問題をいろいろ取り上げて一般質問の状況を見て、それで抗議をされている町側も気の毒やと思うんです、私はほんまは。気の毒やと思ってるんですけども、同情してても問題は解決せえへんわけやから、相手をくさしてみても問題は解決せえへんわけよ。今の状態が極限を打開して解決するためには何が必要なのかというのを真剣に考えないといかん。これは行政だけではないんかもわかりません。ところが、行政はその仲介の労をとるということにならんだらいかんと思うわけ。そのためには、

こういうことをしたらどうやろか、ああ言ったらどうやろかという関係について話をせんなんといかん。まずは住民間同士でしょう。住民間同士の関係でいろいろ聞いていたこともあるから、大変なことに追い込まれているから、そこまで考えて初めて乗りかけた問題ではないと思うんです。

とするなら、こういうことがあるから綿密にできるだけ早く情報を得て、具体的に今まで基礎までしたんですから、今は中止言われたけど。それを壊して云々と言うてまで頑張ろうと言われてるんですけど、僕は工事の再開をめぐってどういう手続をとることが今必要なのかということをもまず協議をする。そこで町に何を求める。やっぱり手続の問題が1つあるんでしょうから、用地の提供の仕方の問題と資金の関係については、町は今までの方針が間違いなかったら、それでいいと思う、整理したらいい。後は手続です。

手続の関係については、地縁団体の取り扱いをすることが先行した必須の条件ではないということなんです。こんなもの、法律でもそんなことを書いてないんですから。財産管理をする上で望ましいということであって、財産はまだないわけですから。つくられてからしたらいいんです、これは。こんなことに何で積極的に乗ってしもて、そういうことだけを言ってるのか。そして一方では、訴訟の問題が起きてしまった。地縁の団体をつくってれば、こうなっても仕方がないんです。今の関係について言うことに、個人とかどうなんかという関係についてわーわー言うて争うんでしょう、どうせ。僕はそれは、そんなことを言って問題解決には、これはならないんです。

だから、問題はやっぱり整理をしてかからないかん。整理をしてかかって、そして住民間同士の関係について1つの方向を見い出して、これで取り組もうということにまずさせる仲介の労をとらな仕方ない。それぞれのけんかは、またさせておいたらよろしい。よろしい言うても、自治体全体の将来のためにどうしたらいいかという関係は、僕はさす。そして、そのことについての手続が不十分になってくることを負わす。工事再開のためにどう手続が必要なのかということをもまず協議をして、工事の再開ができる状況になれば、踏まえた状況をつくり出した上で行政の関係は改善します。いう関係など、何かそんなうまいこといくんかどうかわかりません。わからんのやけど、やっぱりそういう1つの手だてを考えて、お互いに困ってるので知恵を出し合って対応していくということであれば、今のままではいつまでたっても一緒ですよ。同じことの繰り返し。のんきな顔をしてられへんど、いうことを言うんです。

僕は、これらの関係がちゃんと出てきたときに、もともと峨瀬のあの地域の関係に新たに入ったところが、1つの自治会ということ自身が無理や。僕はそう思っている、これは。分離があっても仕方がない関係だとは思う。ところが、今の過渡期の段階においては、そういうことを1つになって面倒を見ていくという関係が始まったわけですから、これは面倒を見てくれる状況の中にほしいと言われている関係から発展する状況になってきています。そこらの経緯をやっぱり十分住民も理解し、住民も途中で費用負担をしていくことが、反対と言っているからぼんと一足飛びに来てしまっているような状況をもとへ戻して話すような仲介の労をとるべきやと思う。

だから、私は今までのような対応の仕方、あるいは言うただけではやっぱり済まんと思いますので、今までの経緯を踏まえた上で何をどういうふうにしたらいいのか。この問題の早期決着を。そして、住民の相互理解の中で事が進められるようにという関係について、町が何を成すべきであるのかということを実際に考えてもらいたいということだけ申し上げておきたいと思えます。

気の毒でしゃあないさかい。あそこまで言われたら、それは腹が立って情けないやろう。そんなことのないようにしときたい。聞いている我々も大変なんじゃ、ほんまに。辛抱しきれんほど辛抱してきた。そんなことをよう考えて対応してください。以上です。

○山本委員長 ほか、委員さんの方からの質問ございますか。

里川委員。

○里川委員 少し聞かせていただきたいと思えます。

49ページと、それと50ページにかけてなんですけれども、予算編成されている上で、一般職の給料というところ25人。これは、前年度の予算と比べましたら1名減になってると思うんです。それと、50ページの賃金のところ。臨時職員の賃金が、やっぱり昨年度の当初予算と比べまして532万4,000円の減額になってるんです。このところで、職員の対応についてどういうふうな変化が生じてこうなったのかということをお聞きしたいと思えます。

それと57ページ。先ほどから何度か出ておりました。秋桜ライブの件なんです、こちらの方の予算の概要書の方で、町制55周年記念事業というふうな書かれ方をしてたと思うんですが、町制50周年記念をやり55周年記念ということでやってきたのならば、今後の展開として、これは5年ずつの節目節目にずっと記念事業として、町は今後またそういうふうなイベントを考えておられるのかどうかという、今後の展開につい

でも考え方を聞いておきたいと思います。

それと、58ページにあります新規事業になります女性総合相談事業です。これをやっていただけるということを非常に喜んでおります。この予算の概要書を見ましても、男女共同参画社会のことにつきまして、非常に多くの項目が書かれておったと思うんです。この総合相談窓口について、どういう形で行われようとされているのかということについてもあわせてお聞かせをいただきたいと思います。

それと、申しわけございませんもう一点。69ページにございます住民基本台帳ネットワークシステム構築です。戸籍総合システム構築ということで、説明の中では15年の8月から全国一斉稼働ということになってるんですけども、このことにつきましては以前から私もちょっと心配をしていた経過があったと思うんですけども、カード化についてはどのようなことになるというふうに考えたらいいかということ。

以上、ちょっとお聞かせをしていただきたいと思います。

○山本委員長 西本課長。

○西本総務課長 まず私の方から、職員数の1名の減ということと臨時職員の賃金のごとで答弁させていただきます。職員数、総務でございますけども、1名につきましては昨年採用職員がございまして、その1名を入れておったのですが、ことしも採用職員が辞退をいたしまして、そういった中で人数がトータル的に1名減となっているところでございます。

それともう一点は、臨時職員の賃金なんですが、ことしにつきましては育児休業に係ります職員の補充につきまして、1人を見ておりますものと、それからあと予備的に勤務途中での病気等によります職員の欠員によります賃金を見ております。その見込みが去年よりことしが減っているということでございます。

以上でございます。

○山本委員長 総務部長。

○植村総務部長 記念事業の関係でございますけども、これまで10年節目ごとにやる記念式典と、また、それに合わせて町勢要覧の策定等といったことで大がかりな事業をやってきたわけでございます。そういった中で、5年ごとの小さな節目についても、そういったことについてもやっていこうかというような状況でありまして、そういった節目節目にひとつ住民とともに歩んできたことを振り返って、未来へ向けていこうというような関係の視点においてやっぱりやっていこうということでございます。

○山本委員長 池田課長。

○池田企画財政課長 女性の相談窓口でございますけども、今、月2回程度考えております。1回につきましては3時間という時間をとってやっていきたいと考えております。相談員につきましては、専門のデビニストカウンセラーを配置して、相談に対応していきたいと考えております。当面月2回で様子を見ていきたいということでご理解を願いたいと思います。

○山本委員長 阪野課長。

○阪野住民課長 平成15年8月に全国一斉稼動になります住民基本台帳ネットワークのカード化はどのようなことだと思っておりますが、現在考えられておりますICカードにつきましては、委員さん方もご承知のように、将来的にですがいろんな活用の方法が考えられます。ICカードを利用いたしまして、個人情報をいろいろ取り込む中で、保険とか病院などと連携を結んで自分の体の体調といいますか、そういうものを記憶させて、健康手帳として活用するなり、そういういろんな方法があると思っております。ただ、一応15年8月からということの中で、まだ国の方からも具体的にどのようなことの内容は示されておらず、今年度、14年度の末から15年度早々にかけて、本格的にそのカードの内容等についてもどのようにしていくかということ、役場全体の中で考えていかなければならないのではないかなというふうに考えております。

○山本委員長 里川委員。

○里川委員 今、カード化の問題につきましては、斑鳩町の住民もよそで利用できる、よその方もここへ来たときにご利用できるというたぐいのものにならなければ、この意味合いがないのかなということでは、カード化の問題については同時スタートというふうな形になるべきものなのかなというふうに考えてます。また、状況は逐一いろいろなことがわかり次第、また担当委員会などでもご説明の方はお願いしていただきたいと思います。

それと、女性の相談窓口なんです。今、ご説明をいただいたところなんですけれども、非常にありがたいことだと思っております。先ほどの法律相談の件数の中に、ちょっとお聞きしているときにはもうひとつ、そういう女性問題の方はとりたてて件数ばかり出てきていなかったように思うんですけれども。先日、私もある女性の方から相談を受けたんですけれども、専門家の方にご相談ができるということは非常にありがたいことではないかと。これにあわせて、人権擁護委員さんの協力金か何かもこの総務の

方で上がってたと思うんですけども、53ページです。人権擁護委員会協議会負担金というので上がってたと思うんですけども、実は私、その女性の方にご相談を受けたときに、一たん人権擁護委員さんのところへご相談に行かれたらしいんです。でも、なかなかいろいろ逆にしかれたような形で、余りいいご相談内容にならなかったような状況の中で、私相談を受けまして、そしてその女性と一緒にドメスティック・バイオレンスの関係もありますので、警察の方へ出向いたという事実があったわけなんです。

そういうことも含めまして、今後やっぱり女性の問題の中で、今の時代の流れの中でこういうご相談窓口もせっかく設けていただければ、そういった人権擁護委員さんであるとか民生委員さんであるとか、身近にいらっしゃるご相談させていただけるような方たちも、いろいろな研修ももちろん受けてはいただいていると思うんですけども、身近にちょっと相談させていただく。そして、相談したら今度、こういう新しいものができてますよということで。それとか、そういう場合はこういうところへ相談できますよというようなことで、そういう相談者の方の次の糸口が見つかるような形の、ぜひともやっていっていただきたいなと思ってるんですけども、そのことについて、また、こういう総合相談窓口を新しく開かれることについても、できるだけそういった担当というのか、関係する方々によくお知らせをしていただきまして、本当に身近にいろんなことが相談できるという状態をつかっていっていただきたいと思うんです。それについて、ひとつご答弁の方もぜひお願いしておきたい。

○山本委員長 池田課長。

○池田企画財政課長 今ご指摘の点については、十分周知させていただきたいと考えております。それと、せっかく相談窓口を設置しますので、当然住民の方々にも十分ご利用していただきたいと思っておりますので、そういう趣旨に沿って対応させていただきたい。

○山本委員長 ほかにございますか。

それでは、ないようでございますので、これをもって第2款 総務費に対する質疑を終結いたします。

続いて第3款 民生費についての審査に入ります。

民生費についての説明を求めます。

中井部長。

○中井住民生活部長 それでは第3款 民生費につきましてご説明を申し上げます。

予算書の77ページからでございます。

第3款 民生費につきましては、本年度は14億7,851万5,000円を計上しております。前年度の予算額と比較いたしまして3,909万9,000円、2.7%の増となっているところでございます。その増となりました主な要因でございますが、介護保険に係ります保険料の国の特例措置が9月で終わりますことから、10月からは全額納付となり、これに伴います介護保険円滑導入繰出金が減となりましたものの、介護保険老人福祉計画の見直しに係ります経費、老人保健特別会計、国保事業特別会計への繰出金、生涯福祉費の扶助費。児童福祉では、管外保育に係ります委託料、また、学童保育室の新設、工事費などがその要因となっているところでございます。

それでは、各科目ごとにご説明を申し上げます。

まず、77ページから79ページの第1項、社会福祉費の第1目、社会福祉総務費でございます。本年度予算額は2億3,283万3,000円を計上いたしました。前年度の予算額と比較いたしまして332万6,000円、1.4%の増となっているところでございます。職員に係ります人件費が主なものでありますが、増となりました主なものは、国保財政安定化支援事業繰出金等でなっております。

78ページの報償費のところにあります、(仮称)総合福祉会館の整備についてでございますが、再度新たに検討委員会を設置をさせていただきまして、用地及び施設内容、規模等につきまして広くご意見を賜ってまいりたいと、このように考えているところでございます。現在、そのための基本計画を取りまとめるための作業を進めているところでもございます。

79ページの28節の繰出金でございますが、国民健康保険事業特別会計への繰出金といたしまして、8,227万4,000円を計上いたしております。前年度の予算額と比較いたしまして693万5,000円、9.2%の増となっております。これは、国民健康保険事業特別会計に係ります人件費、事務費、出産・育児一時金、財政安定化支援事業等につきまして、交付税措置されましたものを一般会計から国民健康保険事業特別会計へ繰り出しを行うものでございます。

次に、80ページ、81ページの第2目、国民年金事務取扱費でございます。本年度予算額は1,883万2,000円を計上いたしました。前年度の予算額と比較をいたしまして、240万4,000円、11.3%の減となっているところでございます。減となりました主な要因でございますが、平成14年度から国民年金保険料の収納事務等が国へ

移管されることに伴いまして、これに要します経費が不要となったためでございます。
なお、第3号被保険者関係届け以外の届け出関係、年金給付関係、免除関係などの事務及び年金相談等につきましては、従来どおり町でも行っていくこととなっております。
高齢社会の到来を迎えまして、老後の所得保障の支柱としての国民年金の果たす役割はますます重要なものとなってきております。今後も年金制度を正しく理解していただくために、町広報、各種パンフレットなどを通しまして、国民年金制度の普及・啓発に努め、県並びに社会保険事務所とも連携を密にしながら、年金制度の発展に努めてまいりたいと考えております。

次に、81ページから83ページの第3目、老人福祉費でございます。本年度予算額は2億4,483万9,000円で、前年の予算額と比較をいたしまして946万7,000円、4%の増となっております。増となりました主な要因でございますが、介護保険事業計画、老人保健福祉計画の見直し作業及びこれに伴いましてのアンケート実施に係ります経費、並びに平成12年度から実施をしております生活支援、生活介護予防事業や家族介護支援事業につきましても住民の中で定着しつつあり、利用者が増加してきたこと、そして老人保健特別会計への繰出金につきましても増額をさせていただいているところでございます。主な事業でございますが、平成12年に策定をいたしました介護保険事業計画が法定によりまして3年に1度見直しを行う必要があるため、同計画と一体であります老人保健福祉計画とともに平成14年度に見直し作業を行い、平成15年度からの事業計画を策定いたしていきたい。このための予算も計上させていただいております。また、当計画の策定の基礎資料とするため、65歳以上の人を対象にアンケート調査を実施をしていきたいと考えているところでございます。

81ページの委託料につきましては、3,245万4,000円を計上させていただいております。先ほどご説明を申し上げました介護保険事業計画、老人保健福祉計画の策定委託料以外の主なものでございますが、在宅介護支援センター事業委託といたしまして、1,864万4,000円を計上いたしております。社会福祉協議会と第二慈母園の2カ所に事業委託をいたしまして、高齢者の介護や生活支援について、24時間体制で相談業務も実施をしているところでございます。このほか、援助を必要とされるひとり暮らし、高齢者等への配食サービスや外出支援サービス、介護保険の対象とならない人を対象とした介護予防事業等につきましても取り組んでいるところでございます。

82ページの負担金補助及び交付金につきましては、4,607万4,000円を計上い

たしております。三室園組合への負担金のほか、斑鳩町老人クラブ連合会への助成などがございます。

続きまして扶助費では、3,896万5,000円の計上となっております。養護老人ホームへの施設入所措置事業や、高齢者優待乗車券交付事業等に要します経費、及び介護用品支給事業や在宅寝たきり老人介護手当、並びに徘徊高齢者家族支援サービスと、介護保険にはない家族介護支援事業等につきましても引き続き取り組むために要します経費を計上させていただいております。

83ページの繰出金でございますが、老人保健特別会計へ1億2,461万3,000円を制度上の負担割合に応じて繰り出すものでございます。前年度予算額と比較をいたしまして、812万円の増となっております。

次に、83ページ、84ページの第4目、老人憩の家運営費でございます。1,763万9,000円を計上させていただきました。前年度予算額と比較をいたしまして、135万7,000円の減となっております。これまで老人憩の家は、斑鳩町社会福祉協議会に管理運営を委託をしておりますが、平成14年度からは町の直営で運営をさせていただくことへといたしました。従来の運営方式を見直しまして、運営をしておりますと、このように考えております。

次に85ページの第5目、新生活振興費でございます。本年度予算額は、12万円を計上いたしました。生活学校の運営、活動内容の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

次に第6目、医療対策費でございます。本年度予算額は、1億218万3,000円を計上いたしております。前年度予算額と比較をいたしまして126万5,000円、1.3%の増となっております。老人、乳幼児、母子、心身及び精神障害者等の医療費の一部を助成し、健康の保持増進を図ることについて実施をいたしている事業でございます。

次に、86ページ、87ページの第7目、人権対策費でございます。本年度予算額は168万円を計上いたしました。前年度予算額と比較をいたしまして、397万2,000円、70.3%の減となっております。減となりましたのは、安堵町において実施をしている小集落改良事業が平成14年3月末をもちまして、地域改善対策特別措置法が期限切れとなることから、斑鳩町負担分がなくなったことによるものでございます。当該目は、前年度までは同和対策費として計上を行っていたものでございます。

次に第8目、国民健康保険医療助成費でございます。本年度予算額は6,743万2,000円を計上いたしました。前年度の予算額と比較いたしまして1,039万2,000円、18.2%の増でございます。国保財政の基盤安定に資するため、国民健康保険の一般被保険者に係ります国民健康保険料の軽減相当額を一般会計から繰り出すものでございます。

次に、第9目、あゆみの家管理運営費でございます。115万6,000円を計上いたしました。あゆみの家では、福祉作業所とともに、言葉や運動機能の発達がおくれがちな児童のために病育教室を開催し、その機能回復を図っているところでございます。

次に、88ページの第10目、福祉会館管理運営費でございます。本年度予算額は239万4,000円を計上いたしました。社会福祉活動や介護サービス事業の拠点として、また、福祉団体及びボランティア団体の活動、ホームヘルプサービス事業、入浴サービス事業、デイサービス事業などを実施をしているところでございます。

次に、88ページから90ページの第11目、障害福祉費でございます。本年度予算額は、1億1,965万9,000円を計上しております。前年度予算額と比較をいたしまして1,103万2,000円、10.2%の増となっております。その増となった主な要因でございますが、障害者手帳取得者の増加による施設措置費、補装具交付修理費、日常生活用具給付費、心身障害者等福祉年金等の扶助費の増加及び精神障害者を対象といたしまして、居宅生活支援事業の開始等によるものでございます。

89ページの委託料につきましては、1,258万3,000円を計上させていただいております。短期保護事業、療育教室、心身障害者（児）ふれあいの集い、身体障害者ふれあいの集い、ホームヘルプサービス事業、移動支援事業等を実施するために要します経費となっております。

また、90ページの負担金補助及び交付金でございますが、1,697万6,000円を計上いたしております。主に福祉作業所虹の家への運営補助金、精神障害者小規模作業所の負担金交付に要します経費で、障害者の地域社会での自立を図っているところでございます。

同ページの扶助費でございますが、8,511万円を計上いたしております。施設措置費としては12名分で、4,906万4,000円、補装具交付・修理事業として961万6,000円、心身障害者等福祉年金に1,842万円などと、一般経費の計上となっております。

次に、91ページの第12目、ふれあい交流センターいきいきの里管理運営事業費でございます。本年度予算額は3,467万1,000円を計上いたしております。前年度の予算額と比較をいたしまして93万5,000円、2.6%の減となっております。臨時職員に係ります賃金並びに施設の管理運営に要します経費が主なものでございます。開館以来、特に浴場につきましては多くの方が利用していただきました。2月末現在での入浴者数は3万3,570人となっております。前年度の当時期とを比べてみますと4%、1,290人の増となっているところでございます。娯楽室、小広間等をあわせますと、2月末では103万9,000人ほどのご利用をいただいているところでございます。今後も引き続き多くの方々にご利用していただけるよう、サービス低下を招くことのないよう効率的な運営に心がけ、住民の方々に親しまれる施設として努めていきたいと考えております。

次に、92ページの第13目、介護保険事業繰出費でございます。本年度予算額は1億7,556万4,000円を計上いたしました。前年度の予算額と比較をいたしまして3,909万4,000円、18.2%の減となっております。減となりました主な要因でございますが、冒頭にも申し上げましたように、保険料に係ります国の特例措置が平成13年9月で終わりました。10月からは全額納付となったことに伴いまして、介護保険円滑導入繰出金が減となったことによるものでございます。

当該目は、介護保険事業特別会計の事業勘定に繰り出すもので、内訳といたしましては介護給付費として1億3,181万7,000円、職員給与費として3,192万1,000円、介護保険事務費として1,182万6,000円をそれぞれ計上させていただいております。

次に、第2項の児童福祉費でございます。4億5,951万1,000円を計上いたしました。前年度の予算額と比較をいたしまして5,145万1,000円、12.6%の増となっております。2月1日現在での平成14年度の保育所の入園の申し込み状況につきましては、たつた保育園では113名、あわ保育園では160名の合計273名となっているところでございます。保護者の勤務状況等により、他の市町村の保育所に入園される管外保育の利用者は34名の方があるのではないかと想定をしております。また、女性の社会参加の増加や就労形態の多様化への対応、及び緊急時の保育に対応するため、あわ保育園で実施をしております一時的保育事業につきましても、平成14年1月末で延べ12名のご利用があり、引き続き周知を図り利用の促進に努めてまいりたいと考え

ているところでございます。延長保育につきましては、保護者の要望等にこたえ、現在午後8時まで保育時間を延長し、女性の社会進出の増加、核家族化の伸展に対応し、就労と育児の両立支援を総合的に推進しているところでもございます。

それでは、まず第1目の児童福祉総務費でございますが、本年度予算額は1,838万5,000円を計上しております。前年度の予算額と比較をいたしまして80万2,000円、4.2%の減となっております。職員に係ります人件費が主な経費でございます。

次に、94ページの第2目、児童手当費でございます。本年度予算額は7,618万8,000円を計上いたしております。前年度の予算額と比較をいたしまして200万8,000円、2.7%の増となっております。増となりました主な要因でございますが、支給対象児童数の増によるものでございます。

次に、95ページから98ページの第3目、保育園費でございます。本年度の予算額は3億3,441万3,000円を計上させていただいております。前年度予算額と比較をいたしまして3,335万5,000円、11.1%の増となっております。職員に係ります人件費及び臨時保育士の賃金、並びに管外保育委託料が主な経費となっております。少子化や女性の社会参画が進む中で、子供が健やかに成長できるよう良好な環境づくりとして、引き続き一時的保育、長時間保育、障害者保育の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、第4目、一日里親会費でございます。本年度予算額は、52万8,000円を計上いたしました。参加者には一日楽しく過ごしていただいております。開催を楽しみに待っておられるところでございます。本年度も担当常任委員会の議員皆様方のご協力を得ながら実施をしてみたいと、このように考えているところでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、99ページ、100ページの第5目、学童保育運営費でございます。本年度予算額は、2,999万7,000円を計上させていただいております。前年度の予算額と比較をいたしまして1,688万3,000円、128.7%の増となっております。増となりました主な要因でございますが、新年度からの学校完全週5日制の実施によりまして、各土曜日が休業となりますことから、入室児童の増加も推測されることから、指導員を現在の10名から12名に増員を行います経費と、それから斑鳩学童保育室を保護者の要望等にもおこたえをいたしまして、新たに建設をするための整備費がその主なものとなっているところでございます。

次に、第3項、災害救助費、第1目、災害救助費でございますが、不慮の災害に備えてまして名目予算として2,000円を計上させていただきました。

以上、簡単でございますが民生費の説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○山本委員長 第3款 民生費についての説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けしたいと思います。

予算に関する説明書の77ページから101ページまででございます。

吉川委員。

○吉川委員 82ページの19節の三室園組合負担金なんですけれども、これはこれで結構やと思うんですけれども、現在、入所関係で待機というんですか、待ちの方がたくさん聞くわけなんです。三室園、あくなみ苑、ここにも第二慈母園もあり、服部郁愛園。聞いてみると、服部郁愛園でも200人以上待っておられる。第二慈母園でも50人の定員に対して70人の待ち。三室園はもっといってはるわけです。このことについて、町はどう考えておられるのか。仮に郁愛園で待っておられる方が、郁愛園だけではあれやので、こちらへも何か申し込み、3カ所ぐらい申し込みされておられる方もありますんで、実際に全部足した人数は、待機者とはなっていないと思うんです。3カ所を仮に申し込みしてはったら、1人が3カ所申し込みをしておられるんで、1カ所入られたら後の2カ所はというふうな何があるので、このことについて町としてどうお考えになっておるのかお伺いをしたい。

それから91ページなんですけれども、ふれあい交流センターの関係なんですけれども、あそこにゲートボール場があるわけなんです。このことについても、できるときから私は、やっぱり正規のものをつくらんと利用者が少ないんじゃないかという指摘もしてまいつてる。現在、調べますと12年度は8回です。13年度では15回。3町の町の老人会が使っていただいているんでまだあるけど、実際にあそこをして、それからまた風呂を利用してという方は、これだけのしてはる範囲ではほんまにないと思うんです。そこらはどういう考え方を持っておられるのか。どの施設であっても、やっぱり利用してもろてこそ値打ちがあると思うんです。このことについて、何かお考えがあるんなら聞かせてください。

以上、2点。

○山本委員長 浦口課長。

○浦口福祉課長 第1点目の82ページの三室園組合の入所の関係でございますが、吉川委員の方からご指摘もありますように、各施設とも入所待ちという状況がございますが、これについては今、県の方で実態を調べていただくということで、実人数は今のところわからないということで、複数で申し込みをしていただけるという状況もあります中で、多くの方が入所待ちという状況になっております。

その入所待ちの状況についてであります。詳しく私の方でも把握はいたしてはおりませんが、今、県の方で調べていただいている状況の中では、在宅の方ではなしに、ほとんどの方が入所の状態で他の施設の入所の方の申し込みをされているということで、利用の申し込みに当たっては、やっぱり近くのところへ入所したい。また、新しいところへ入所したいということでご希望があるという状況でございますが、介護保険制度につきましても希望者の希望に沿った場所で申し込みはしていただけることとなりますので、今のところその状況を県の方で取りまとめをしていただいているようでありますので、その辺も見させていただき中で、実際に今回の申し込みの状況について把握させていただきたいということでございます。ご理解をよろしくお願いいたします。

それから、2点目の91ページのふれあい交流センターの中のゲートボール場の利用についてであります。当初開設に当たりましては、地元の老人会の方からもゲートボール場の要望がございましたが、敷地等の関係で規格から少し小さくなっているということもあるわけでございますが、実際に利用をしていただいているのは、当初はゲートボールも練習では使っただけという状況の中でご利用はしていただいたんですが、現実にはペタンクとか、そういう他の競技も利用していただきたいという状況でございます。お風呂へ入っていただいた後にゲートボール場をできる限り利用していただきたいということで、老人クラブ連合会さんの方にもお話はさせていただいたんですが、現在では試合形式です、そういうところをたくさんされておられるという状況がありまして、南中学校の方へご利用をされておられるという状況がございます。

ゲートボール場につきましては今、ふれあい交流センターの中で小広間のご利用がたくさんございます。その中で面積的にも余り大きい施設ではございませんので、将来的にはその辺も検討させていただき中で、今のゲートボール場の有効利用について検討を進めさせていただきたいということで考えておりますので、よろしく申し上げます。

○山本委員長 喜多委員。

○喜多委員 83ページです。在宅寝たきり老人介護手当についてですが、大体斑鳩町

の自宅で介護の認定が4か5の寝たきりの老人は、現在どれだけの該当者はおられるのか。

○山本委員長 浦口課長。

○浦口福祉課長 今、平成14年度の中で介護用品の関係でございますが、実際には利用していただいているのは、ここに書かせてもらっておりますのは、斑鳩町の家族介護用品支給事業、国庫の分から町単独の分の事業費の分ということで計上させていただいておりますので。介護保険の方で認定させていただいているのが、4、5で160名ぐらいの方がおられるという状況です。これに該当しない方であっても、常時寝たきりの状況にある方についても、この費用の紙おむつとか、そういう分については使っていただいております。

○山本委員長 もっとお調べいただいてからお答えいただけますでしょうか。

それではよろしいか。

喜多委員、ほかにご質問はございますか。

○喜多委員 それだけですから、後で教えてください。

○山本委員長 ほか、委員さんございますか。

萬里川委員。

○萬里川委員。 78ページの報償費の（仮称）総合福祉会館建設検討委員の謝礼金だというふうに思うんですが、これは一たん委員会を解散して、またもう一度見直してということで検討委員会がつくられたと思うんですが、これは前の委員会の構成のメンバーでされてるのか。それともまた違った分野でされているのかを一遍聞きたいのと、市町村合併を今大きな議論としてそれぞれ対応されている中で、この福祉会館において、そのようなものも踏まえての施設内容を検討されているのかどうかをお聞かせ願いたいというふうに思います。

○山本委員長 浦口課長。

○浦口福祉課長 1点目のメンバーですが、既に整備検討委員会のメンバーについては解散をさせていただくことになったので、新たにメンバーの構成については検討を進めさせていただいているという状況でありますので、その委員さんがそのまま移行という形にはなり得ないのではないかと。ただ、前にやっていただいております委員さんの中にも参入をお願いする予定はしております。

それから、総合福祉会館の中で将来合併を見据えたものということでございますが、

新しく整備検討委員会でご検討をしていただくに当たりましても、その辺のことについても協議をしていただくような指導整備をさせていただいておるという状況で、部長の答弁の方からございましたように、そういう形で進めさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○山本委員長 萬里川委員。

○萬里川委員。 検討委員会の委員のメンバーも、やはりきちつと構想を練りながら意見を言つていただける委員会のメンバーで構成もお願ひをして、議論を伯仲できて、よりよいものの建設構想ですか、計画を取りまとめていただけるようにお願ひをしておきたいというふうに思ひます。

それと、今、温水プール等云々で中高年層がプールに通つて健康を維持し、また、私なんかでも肥満なんです、肥満を解消するためによりよい健康に向けてする意味で、温水プール等の要望とか、過去にもあつたと思うんです。斑鳩町においては、他町に行つてプールを利用して健康に努めているということがありますので、できればそのことも今後大きな視野の中で、リハビリということも兼ねながら検討の課題に入れていただきたいことをちよつと要望しておきます。

○山本委員長 ご要望でよろしいですか。

ほか、委員さんの方からご質問ございますか。

里川委員。

○里川委員 81ページの老人福祉費についてなんですけれども、ここでは13年度には臨時職員の賃金が上げられてたと思うんですが、14年度については臨時職員の賃金というのが節の中に入れてないもんですから、ちよつとそこの事情をご説明いただきたいと思ひます。

そして、13節の委託料の中にあります配食サービスなんですけれども、これまで私が確認をしているところによりますと、当町では1種類のメニューでの配食という形でサービス提供をしてきたと思うんですけれども、近隣に聞きましたら、刻みの献立、そしておかゆの献立なども取り入れる動きがあるということをお聞ひしておりますので、このところ14年度について、斑鳩町としてはどのようにお考えになられているのかということをお聞ひしておきたいと思ひます。

そして、82ページの三室園組合負担金、この金額につきましては、前年度と比較してそんなに増減がないんですけれども、ただ県の市町村助成一覧を見ましたら、老人福

社施設の大規模修繕ということで、三室園組合の養護老人ホームについて国庫補助のある補助金の助成を計画されているというふうに記載されているものから、このことが負担金の中でどのような形で、大規模修繕のことがどういうふうな構成になっているのかということがわからないもので、ちょっと教えていただけたらと思うんです。

とりあえずそれだけお願いします。

○山本委員長 浦口課長。

○浦口福祉課長 まず、配食サービスですけども、これについては業者委託をさせていただいております。その中で実際に利用される方が食べていただきやすい、そういう内容については、お食事をしていただいているときにいろいろとアンケートをとらせてもらっています。塩分のできる限り低いものということで、味つけについても濃くならないようにということで、その辺については栄養分等を考えてやってもらっておるわけですけども、他町村で実施されておられるように聞いておりますが、その日の体調等によって食材の変更というのはなかなか難しいのですが、刻み食とか実際の材料を刻むという状況と、それからもう一つは白米が食べにくい方については、おかゆという状況でも配食をさせていただけるということの確認はさせていただいております。

それから、3番目の82ページの三室園組合の負担金で、前年度と金額的には大きく変わっておらないが、工事の分について入っておるということでございますが、これについては平成14年では、三室園組合の中で外壁のセメンふきかえとか、また、大浴室の全面改修等、その辺について予定をされておられますが、財政調整基金の取り崩し、それと一般会計の予算の中で充当できるということでございますので、工事費に対して増額の負担金の要請はしておらないという状況でございます。

それから、またこれは3月の三室園会議の中でご審議をさせていただくわけでございますが、各市町村から例年負担金を徴収しております。その分についても一部減額ということで、予算がぎりぎりのときそういうお話がございましたので、6月議会のときに一部各町村とも負担金の減額が出てくるという状況でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ちょっと人件費の分については後ほどお答えをさせていただきたいと思ひます。

それから、先ほど喜多委員さんの方からありましたように、介護保険の中で要介護認定の4については80人、それから5については69人ということで、このうち在宅の方が要介護認定4では66名、それから要介護5では48名ということでございます。

残りの方は施設の方へ入所をされておられるという状況でございます。

○山本委員長 中井部長。

○中井住民生活部長 臨時職員の賃金13年度で予算計上したけれど、14年度がなくなっているということで、このなくなっております理由は、平成13年度では保健センターにおきまして管理栄養士を臨時職員として雇用をさせていただいております。平成14年度につきましても引き続き管理栄養士の雇用を考えておりますことから、平成14年度におきましては衛生費の第6目の健康づくり推進事業費のところに、この当該臨時職員に係ります賃金を組みかえをさせていただきますということでご理解をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○山本委員長 里川委員。

○里川委員 そうしましたら、今、課長の方の三室園組合の大規模修繕につきましては、まだ具体的な金額とかそういうものもまだわからないというふうに考えておけばよろしいのでしょうか。もしそうであるのならば、またそういうことがあった場合、また担当常任委員会の方へもぜひともご報告の方をしていただきたいということをお願いしたいと思っております。

それと、申しわけございません、100ページです。斑鳩学童保育室新築工事ということで上げていただいておりますと思うんです。この新築工事につきましては、まだこれからだろうと思うんですけれども、どういう時期にどういうことをいろいろ考えられて、どういういろんな基準を持って学童保育室については新築していこうというふうにお考えになられているのか。先ほどの説明がありましたけれども、トイレの問題と建物の問題ということには触れていただいていたと思うんですけれども、後は規模の問題であるとか、それと、これまで学校の安全管理の問題とかでいろいろ考えて、教育委員会の方でも対応されてるような問題もあると思うんですが、そういうことも生かして学童保育室についてはどのような考え方で建てていこうというふうにされてるのかということ、今の時点でお考えがあるところまで結構ですので教えていただきたいと思っております。

それともう一点なんですけれども、精神障害者福祉事務が県から市町村に移管されるということで、福祉関連のところでは予算が幾つか措置されていると思うんですけれども、この提出議案説明の方にも、移管が対象者に不都合が生じないように、保健所や保健センター等と連携を図りスムーズな事務移管に努めてまいりますということで書いていただいていると思うんです。私、ちょっと心配しておるのが、ご承知のように奈良市が中核

市ということになりまして、これまでの奈良保健所の体制が変わりました。そして、郡山保健所の管轄が大変広がっていると思うんです。そのところにつきまして、ちょっと保健所の対応については気になるところなんですけれども、そのことについての町の方のご説明をお受けしたいと思うんです。

○山本委員長 浦口課長。

○浦口福祉課長 先ほどの三室園組合の大規模改修工事でございますが、予算で今回3月のご意見の中で協議を、予算審議をされる分につきましては、工事費で1億1,000万円、それから委託料で259万円ということで聞かさせてもらっております。学童保育室の新設工事でございますが、学校の休みの日、夏休みの期間中に同じ小学校の敷地内で建設をさせていただきたいということで考えています。建築の面積については、小学校の教室の中で児童1人当たりが1.85平方メートルということを基準としてさせていただいております。今、平成13年度の3月の状況では58人ということで、この3月では75人の実際の利用があるわけですが、既にピーク時では80名を越すという状況も発生いたしますので、それらの人数に応じた面積の建物を建設したいということで、総面積につきましては165平方メートルの中で新しく学童保育室を建設させていただきたいということでございます。その中には、今の民俗資料室をお借りしておりますので、それとほぼ同規模の施設の整備を進めさせていただきたいと考えております。

それから、精神障害者の福祉の分については、一部市町村へ地方分権の関係で移管になるわけでございますが、実際に精神障害者保険の手帳をお持ちの方については、市町村へ一部保健福祉手帳の更新手続、それから在宅サービスの手続等については周知を行うわけでございますが、新しく障害者の保健福祉手帳を交付される方につきましては、この4月広報でPRをさせていただきたい。今の状況では、名簿等についてはまだ県の方からいただいておりますので、実際には4月1日からということで引き継ぎがなりますので、実際に申請をしていただくのは4月広報を見ていただいて、5月という形になります。ただし、申請と認定が違いますので、精神障害者の方については認定があった時点ということでお聞きをさせていただいておりますので、日にち的には未定でございますが4月広報でごらんいただいて、早急に申請をしていただくということで対応をさせていただきます。

それから、県の方、それから町の方についてもいろいろ今までの保険証で取り扱ってもらっております業務については、大きく変わってくる部分がございますが、今まで県

独自でされておられた分についても、市町村へそのまま移管になる分と、新たに保健所で国からの業務を移管されて実際に運営をされる分がございしますが、町の方で実際に単独で実施しなければならない部分について、若干お答えをさせていただきたいと思いますが。

まず、相談指導の件については、施設利用等の社会福祉に関する福祉サービスについての相談業務については、市町村の方でお受けをさせていただくということになります。それから、同じく社会復帰のための居宅生活の支援事業、これらについてのサービスについても市町村。それから、今までもありますが通院医療、並びに公費負担等に係ります患者表の記載事項の変更等については市町村。それから、今までの医療保護、入院時の同意の件については市町村ということで、それ以外の分については市町村と県と同時にさせていただくという分については、県が重点的に進めていくということで、今のところは聞かさせてもらっております。

以上です。

○山本委員長 里川委員。

○里川委員 私が心配しているのは、保健所との連携の中で、保健所の管轄だと面積的に見ましても、今まで郡山保健所というのは、郡山市と生駒市と生駒郡という形で持つてまして、地理的に非常に割とこじんまりとまだしてたと思うんですけども、奈良保健所が結局なくなるわけですね。奈良市が単独で保健所を持つわけですね。そしたら、これまで奈良保健所に所属しておった奈良市以外のところが、すべて郡山保健所の管轄になるのではないですかということ言ってるわけです。

そうなったら、郡山保健所というのはすごい広い、急に今まで持ってた面積の何倍もの面積の管轄をせんとあかんということでは、非常に私としては、こういう地方分権が進んできている中で、市町村もえろう責任を持たないかんような時代に、十分な連携をとるのに、郡山保健所も十分な体制をとれてるのかという、そういう心配をしているところなんです。それについて、町の方はきちんとそういうこともつかんで調査もされているのか。人員についても十分に、郡山保健所の方の変更というんですか、人員の変更とかそういうのも十分に行われているのか。そういうところを、現在町がつかんでおられるのなら、そういうことについて私は教えていただきたいというふうに思ったわけです。私もいろいろ移行されること、変更があることについての心配をしているということなんです。

以上。

○山本委員長 町長。

○小城町長 この関係は7月1日から奈良市が中核市に移行いたしますから、当然今の保健所はなくなりますし、また、郡山保健所管轄は月ヶ瀬、山添、都祁、天理等入ってくるわけでございます。そういう関係で、この間初めて第1回目の会合が奈良市で開かれまして、その中で今、北岡医師会の関係、医師会の先生の方が会長、座長として今現在話し合いをさせていただいてます。やっぱりいろんなご意見が出てまいりますから、その集約としては平成15年、来年の何月でしたか、そこまでまとめていこうということで、まだ1回目が開かれたただけでございますので、いろいろとこれからどうしていくのか、また医師会のご意見、あるいはまた、そういう関係が当然出てまいりますから、そういうことも十二分に反映していくということで。

今、里川委員がご心配していただいておりますように、当然それは今までのこのエリアから考えたら、郡山市、生駒市、生駒郡の関係で郡山保健所が機能してたんですが、それが山添、都祁、月ヶ瀬、天理がずっと入ってきますから、それは確かに範囲が広がっております。しかし、それで仮にそういう議論、あるいはそういうご懸念が浮かびますが、それで業務が怠るということは、私はやっぱり絶対に避けては通りませんから、当然、やっぱりそういう点について保健所としての機能が十二分に立つように、あるいはそういう関係等についてしっかり我々としては申し込んでおるわけございまして、やっぱりそういうこともこれから医師会の先生方も、あるいはまたそういう地域の関係の方々が出てますから、そういう方々にやっぱりご意見をいただいて、より充実した郡山保健所になっていただくということで、我々は今現在そういう会議を進めております。

○山本委員長 里川委員。

○里川委員 今、町長の方からきちんと答弁していただきましたので、住民もそういう変わったところについて戸惑いもあると思いますけれども、職員の皆さん方もそういった点も心得ていただきまして、ぜひともご努力の方をしていただきたいと思います。

大変申しわけありません。もう一点だけ聞かせてください。

86ページから87ページにかけて、第7目の人権対策費というところで、今、すべて人権という問題をとらえた考え方をしていこうという中で進めてこられてると思うんですけども、この中で1つだけ、近畿地区同和行政研究集会参加負担金というふう

に書かれているところがあるんですが、これは14年度もこのままでよろしいんですか。

○山本委員長 浦口課長。

○浦口福祉課長 来年度の分については、参加負担金の要請についてはこのような名前で、大阪で実際に開催されますので、そういう名前で今のところを見ております。ただ、すべての団体、また参加の名前が人権という名前にすりかわるということではないということでご理解いただきたい。

○山本委員長 喜多委員。

○喜多委員 先ほど在宅の寝たきり老人の数を聞かせていただいたんですが、介護度4と5ですね。要介護の方は4の86、5が69ですね、数字としては。私、聞き間違いがない。在宅で介護されてる方が66で、5の方が48、残りの数の方が施設で介護されておられるということによろしいですね。

先ほど、三室園の問題で吉川委員さんの方から、入所に対する待機者といいますか、希望者の方々がたくさんおられるということで、どういうふうに町としては考えているかという質問があったように思うんです。それに対して、斑鳩町は現に老人会の施設というのが、慈母園はありますが、町自体も持っておりませんし、広域圏の三室園ということで、そちらの方へ行かれています方や、周辺に入っておられる方がいるんですが。在宅で介護をされている方々が入所したいという希望の方も中にはあろうかと思うんです。大変、介護度が5になると重度になりますので、家族の心労というのは、私たちが知らないところで非常に心身ともにお疲れになっていらっしゃるということを聞いております。

先ほど吉川委員もおっしゃったように、申し込んでもなかなか順番が回ってこない、入れない。入れる状態になるにはどうすればいいかというようなこともいろいろ聞かせてもらっていますが、大変事業費があちこちでかさんで、あれもつくれ、これもつくれという要望については、私も言うのもしんどいなと、私も担当委員会でありますので思っているんですが、せつかくの機会ですから、県の方でもそういう調査をされるということですが、町自体がやはりそういった老人施設というものに対する考え方を持って、少しでも身近で家族と近い距離で介護をしていただく施設を将来に向けて、合併という問題もありますけれども、斑鳩住民の皆さんのために、そういった施設をつくっていくということも1つの考え方としてとらえていただきたいなというふうに思っているんです。

実際に土地は提供しようと。しかし、斑鳩町はつくってくれへんかいなということも

聞いているんです、実際に。ですから、本当に斑鳩町自体がそういった施設を建設をすれば雇用も創出できますし、また、そのために町へ落ちてくる金も収入になる部分もありますので、決してマイナスの施設ではないと思いますし、これからますます高齢が進んでいきまして、我々ももうすぐしたら入っているのではないかなと思っているんですが、そういうこともありますので、なるべくそういった在宅ももちろん本人の希望、それから施設も本人の希望、それは本人の意思を尊重した介護の施設の制度でありますので、十分にその辺はわかっているつもりで申し上げているんですが、お金もかかりますけれども、建設に向ける考え方というのも町としてはしていただきたいなという、これは要望です。

一遍、町長のご答弁をいただきたいと思います。

○山本委員長 町長。

○小城町長 今、喜多委員がおっしゃっていただくように、当然そういう施設等があれば一番いいわけですけども、今、吉川委員がおっしゃいましたように、服部記念病院さんが、またこの3月23日に竣工式をされます。その関係等については、また100床か何ぼかの入所を受付けておりますけれども、それももう既に申し込み制ですから。

ただ一番問題は、我々広域圏で三室園の関係もしたら、そのときの建てるときに250人ぐらい待機者があるんです。あるということは、もう事前にわかってるんです。ただ、県のお考えというのは、県はとにかく厚生労働省から割引きがあるんです。50床については、50床しかできませんよというところで、私どもも100床ぐらいは貸してくれということで頼んだんです。しかし三室園、現実、特養が50床だから、あと50床しか許可しませんよということであったという経緯がございます。

当然、これからいろんな関係等について、今後施設等が。今、現時点でも平群町に今1つ上庄の方で現在建設されているところもございますし、また、今、三郷国民宿舎も、福沢先生がいろいろと、何とかそういうことを改造してできへんのかなということも今現在模索されてますし。また、セリュウ という旅館がグループホームとして、天理の方が、今現在改装されてやっついていかれるということもございますので、いずれにしてもそういうニーズは高いですから、我々としては一番かなんのは、介護前半のときも第二慈母園を大分お願いしたんですけども、第二慈母園はもういっぱいですというだけの話であって、先がいつ見えるのかわからない。本人はもう既に、あした、あさってはしんどいよ、もうあかんねんというときにやっぱり入れてもらわなかったら、これはもうだめなんで

す。しかし、地元でありながら何であかんのかと言うて助役さんも怒られたと思うんです。

なかなか向こうだつて審査・チェックがあつて、町は福祉の関係もあつて、そういうことでは特定に入るといふことは無理だといふことがあるわけでございますので、非常にこれは家族にとっては、本当に今入れてほしいといふ希望の方はたくさんあると思うんです。そのことを聞いたら、我々かて何とかせな。それを言うがために、また今度の待ってる人が、我々待ってる者がどないなんねんといふことになってまいりますし、ここではまた一番難しい問題やなど。

今、喜多委員がおっしゃっていただくように、これはすべての皆さん方の願いであらうと思います。ただ、広域7カ町として、あるいは斑鳩町として今後どうしていくかといふのは、やっぱりこれも県を經由し、国の許可をもらわんとできませんし、また、ある反面は日本財団とこで、厚生との関係で日本財団が補助をもらうといふことになれば、そこらを早く組織していかなければいかんと。ただ、喜多委員のご要望等、あるいはまた斑鳩でしたいといふことがあれば、またいろいろとご相談をさせていただいて、我々としてはそういうお答えをしていきたいと思っております。

○山本委員長 喜多委員。

○喜多委員 前向きな町長のお考えを示していただいたんですが、私が実際に視察に行かさせていただいて、300坪といったら小規模のホームです。それでも日本では初めて導入した木造の2階だったかな。小さいグループホームのような体制の老人ホームといふことで見させていただきまして、大変アットホーム的なサービスの受け方をなさつて、そこのおところに、今、奈良にあるんですけれども、大変視察者も多いといふことで、隣が小学校がございまして、大変子供たちとの交流もあるようですし、レストランは一般の方も入っていけるといふことで、一般の方と、それから小さい子供たちと交流をもちながら、お年寄りの生活ができるという、大変おもしろいシステムだなといふふうに見たんです。

ですから、いろんなケースもありますけれども、なかなか木造では日本の場合は許可がおりなかったけれども、デンマークとかスウェーデンとか視察に行かせてもらって、日本で初めて木造で導入したと。だから、件数としてはそんなにたくさん建ってないといふ話を聞いたんです。ですから、そういったグループホームのような施設といふものが1箇所にあつてもいいかと、たくさんです。ですから、日本はそういう取り組みが非

常におくれていますので、行政の責務として、高齢社会は100年間続くわけですから、ぜひとも腹をくくってつくっていただきたいと要望して終わります。

○山本委員長 ほか、委員さんの方から。

萬里川委員。

○萬里川委員 今の83ページの成年後見制度利用支援事業ということで、私は以前にこういう制度を導入してほしいという内容だったのかなというのをもう一回確認をして教えていただきたいなというふうに思います。どういう内容の支援事業なんでしょう。

○山本委員長 浦口課長。

○浦口福祉課長 成年後見制度につきましては、介護保険のサービスを実際希望するときに、契約行為について自分ではその辺が判断しにくい。そこらの方について、成年後見者を申し立てしていただく、そのための費用とその一部を町の方で負担させていただくという制度です。今のところまだ利用についてはございませんが、社会福祉協議会の中に県事業の事業がございますので、その辺についてはまだ現実的には利用がない。県下でも成年後見制度の利用というのは、余り件数というふうには出てきてないという状況と思います。

○山本委員長 萬里川委員。

○萬里川委員 そしたら、介護保険の導入にかかわってのみですか、これは。

○山本委員長 浦口課長。

○浦口福祉課長 介護保険だけということではございませんで、介護保険等のいろんなサービス、福祉サービスを受けるときに契約行為が発生しますので、それらについて自分で中身について判断できにくい方については、代理人みたいな方に立っていただく、そのための制度ということでご理解をしていただければ。

○山本委員長 萬里川委員。

○萬里川委員 そしたら、まだ元気だけれども、まだぼけていないけれども、今後痴呆が始まって、その財産のかかわりが自分ではわからなくなるという可能性の人が、前もってお願いをするとか。その死んだ後のひとり暮らしとか、一方では一人が痴呆になって、高齢者の夫婦がいて、死後にかかわっての対応まではここは踏み込んでいないということを書いてよろしいですか。

○山本委員長 浦口課長。

○浦口福祉課長 今おっしゃっておられるのは、今現在そういう状況でないが、将来的に不安という状況ですか。

管財人を立ててというのは今の状況でもできると思うんですが、この成年後見制度は、今そういう状況にある人についてという形で考えております。よろしくお願いします。

○山本委員長 ほか、委員さんございますか。

よろしいですか。

では、ないようでございますので、これをもちまして第3款 民生費に対する質疑を終結いたします。

3時20分まで休憩します。

(午後3時00分 休憩)

(午後3時20分 再開)

○山本委員長 それでは、再開をいたします。

午前中の総括説明と歳入全般についての説明にかかわり、助役さんの方からお申し出がございましたので。

助役。

○芳村助役 少し監査委員さんに、この予算審査特別委員会に出席していただいたことに対してお礼を申し上げたいと思います。

本件につきましては、委員から定期監査結果報告の内容につきまして、町に対しまして質問をいただきましたが、本内容については代表監査委員から説明いただくほどよいとの判断を持ったわけでございます。まことに申しわけなかったと思うんですが、本委員会に出席をしていただいておりますので、ご了承願いたいと思います。

以上です。

○山本委員長 では、そのように運ばせていただきますが、よろしゅうございますか。

代表監査委員さんには、お忙しいところ本当にありがとうございます。

それでは、代表監査委員さんの方から、定期監査の結果報告につきましてお話をいただくということでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、私の方から若干説明をさせていただきたいと思います。

先ほど助役さんの方からもお話がございましたように、午前中の総括説明と歳入全般についての項目の中で、予算審査特別委員の方から町側に対して、定期監査結果報告を

受けてどのようにお考えかという質問がございました。特にそのことにかかわりましては、定期監査結果報告書の12ページにかかわる分でございます。そのことにつきまして、代表監査委員さんにご出席をいただいた中でお話を伺った方がよりいいのではないかとということでございましたので、このような手続をとらせていただきました。お忙しいところ、本当にありがとうございます。

内容についてはご説明をさせていただいたのかと思いますが、内容につきましては、特に12ページにかかわる分でございます。本年度一般会計当初予算を分析してみるとというところから、実に収支の約40%が人件費となっているという部分の中で、効率性を判断するには、コントロール不能、もしくは非常に困難で、除外して考えるべきであろうというところのくだりでございまして、そのところについて私どもの予算審査特別委員会の委員さんのご意見と、それから、それを求められた町のご判断との間にそこがあるよなという話でございましたので、改めてその部分について、代表監査委員さんの方からご意見をお伺いしたいということでございます。

よろしく願いいたします。

代表監査委員。

○辰巳代表監査委員 具体的なお質問、ちょっと何となく抽象的なご質問のように思うんですが、どういった意味かということなんでしょうか。

私、そこへ書いておりますのは、要するに予算書では非常に外部支出、物件費だとか委託費だとか、いろんなものにつきましては、小額のものでも割方詳しく書かれてあるんです。ところが、人件費については総務費のところ一括して上がってくる。ところが、そういったことを分析するというのか、あるいはそういったことがいいか悪いかということを見るということはなかなかできないし、余り見られてないと思うんです。我々もそれは見れません。

だけでも、それはどのぐらいの、それでは歳出の中で大きなウエイトを占めてるかということ、ちょっと分析的に見たらどうなるかということ、そこを申し上げておるわけでございます。一般にそういう数値を分析するといったときに、表面的なものが出てきた数字で分析する。あるいは、実態を見ようとすると何かを外したり何かを加えたりしてするんですが、そういったことで、ちょっとそういったものを外してみたらどうかと。そうしたら、ウエイトが高いというのがよくわかるだろうという意味でそういうふう書いてあるわけで、何かそういった支出が効果がないとか何とかというふうにお

っしやってる。

そういった意味ではありませんので、例えば24億3,000万円、公債費だとか繰出金だとかいろんなものがありますよと言っておりますのは、例えば特別会計へ持っていく、そっちにお金を出すというのは、特別会計というのは、一般会計と一緒にするとぐあいが悪い。何かの目的がある事業だとか、いろんなものを特別に明確にするということで、特別会計が設けられておるんだらうと思います。そういったことで、そっちへ出されたお金は、そっちの方で収支が出てきまして、それはそれで独立して出てきますから、そういったものにお金を使われているとか、あるいはそういったものは効果があるとかないとか、そっちでまた判断を具体的になさるだらうと思うんです。

だから、いろんな残っている一般会計は、それ以外のいろんな特別の目的を持ったものと違う一般事務費、そういったものを一般会計で処理なさるわけですから、それをのけた一般会計はどうかということを見るため。そういった、特別なところでもう判断はある程度できるというものは、ちょっと除外して考えましょう、それはひもつきでわかるわけだから。それから、公債費というのは過去に事業をなさって、あるいは何かをなさって、それを追っかけてそのお金を埋めていってるわけです。けども、いろんな物事を、官庁の会計でも民間事業会計でも同じなんです、ある支出、歳出。支出は、その効果はその支出した後に及ぶんです。だから、何か学校の校舎を修繕するとか、あるいは備品を取りかえるとか車を取りかえるとかなさいます。そうすると、車を取り替えると、その取り替えた、支出して車を入れられて、その効果はその車を使っている間、将来にわたって効果が及ぶんです、修繕の効果とか物事の効果は経済的に。

ところが、公債費というのは、既に過去にもう効果がある程度出ている。あるいは、現在までも効果は生きてるかもわかりませんが、そういった、既に過去にそういったある目的を達成しようとして、効果を見ようと思って出されたものを後でお金を償還しておられるんで、そういったものをのけて、当年度なら当年度、一般事務的なこと、事業をして行かれるという一般会計の中で、今言う人件費が非常にウエイトが高いんで。

結局私の言いたいところは、要するに最小の経費で最大の効果を上げなさいというふうになってるんでしょうと。けどもそれが、人件費がそのうちの大きなウエイトやないかと。だからそうなると、そういったものを分析するのは非常に難しい。これは、だれも簡単にできない。だから、そこでいろんな後ろの方で、そういった標準値と比較してみたり、あるいは過去と比較してみたり、あるいは近隣の同規模の団体と比較してみ

たり、そういった何かをやってみて、うちは効率よく人件費、あるいは人員というものは、規模を適正にやっているなど。そういった判断をするのに、人件費というのは相当歳出の中で大きなウェイトを占めてますといった意味で書いてあるので、それが効果がないとかあるとかそういう意味ではありません。それは、全部が効果があるんです。けれども、将来にわたって効果がある。過去にもう既に効果もある程度出ているとか、そういう意味で、直接というよりも間接的にそういったものは効果があるんで。

だから、一般会計の一般事務費を見るのに、費用対効果というんですか、そういったものを見るのには、ちょっとそういう一遍ここではのけて、そして判断してみられてはどうですかと、こういった意味でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。今、代表監査委員さんの方からご説明をいただきましたが、委員さんの方でもし重ねてご質問があるということでもございましたら、お受けしたいというふうに思います。

松田委員。

○松田委員 専門家が専門的にいろいろ言われているときにこんな質問をしてどうか分かりませんが。行政の関係については、ご承知のように監査の任務というのは、会計の監査と行政監査があると思いますし、特に私どもが行政監査の関係が、近年法改正になって、取り入れられることになって。そのことに極めて重視をした監査をこれまでされてきたと思うんです。特にそういったことになってきますと、会計の中で特に一般会計につきましては、企業会計と違いまして、町の会計方式が企業の場合とは違います。そのところが比較的、民間会計事務専門にやっておいでになる方の解釈とすれば、私は監査で全国会議で意見を聞かせてもらったことがあるんですけども、専門的な立場から見ていくと、こんな会計の処理の仕方本当にええんやろか、心配で仕方がないというようなことを聞かされたことがあるんですけども、厳密にやっぱりそうであることは間違いない。そして、行政監査に関する意見というものがかなり出てきた。

特に私どもが議会の立場でこの予算の審査をすとか、あるいは決算を審査をするについて、一般会計上でいっても、いろいろ書かれていることについては、その数字は表に出ているわけですから、ある意味ではわかりやすい。わかりにくい関係というのは、他会計での繰出金の関係も、一般会計と特別会計を精査をしてみても、初めてその関係が出てくる。そして、将来的に財政がどうなっているのかというふうな関係などが明らかになってくると思うんです。

先ほど言われていますように、例えば公債費の関係でもですが、私は特にそれに関心を持って今見ていくんですけども、一般会計から基金まで取り崩しているいろいろな特別会計に繰り入れている。そして、特別会計に繰り入れた関係については、一般事業費が不足しているのか、あるいは何に充当されることになっているのかということを見てまいりますと、下水道会計などにつきましては、まだ供用開始はしておりませんが、公債費の償還が非常に大きくなっている。それで、今回の基金の取り崩しを行っている関係、あるいは都市計画基金の関係含めても、そのすべてが下水道の公債費の関係に充当される。それでもまだ2分の1、半額以下になつてるといふような関係があつて、しかもこの事業がどんどん22年迄、完成時まで続いていくとするならば、将来的に一体どれだけの起債が残っていくのか、累積されるのかということを見てまいりますと、今回も資料を提出をいただきましたけども、66億円ということになっています。

だから、そうしますと一体その時点で、斑鳩町の下水道だけでもそういう状態であるとするなら、全体的な財政状況というの一体どうなっているんだろうということについても判断をしながら、その年々の関係についての予算の執行節減、むだを省く、省略というふうなものを考えていかないといけないのではないかなというふうにも思いますし。だから、そういう意見では、ここに他会計の繰出金の関係につきましても、例えば14年度の方を見ていただきますと、4億8,294万6,000円と出ている。それは、どの会計にそういう関係になってきているか。しかし、こういう状態で一般会計から特別会計への繰出金が、いつまでこういう関係が続けていけるんだろうかということの関係についても分析をしなければ、行政にとって適切な執行というふうに見ることができないのではないかとこのようにいふことでもあります。

例えば、出資金の関係にいたしましても、基金であるとか、あるいは負担金の関係など特にあると思うんですけど、負担金の関係については、私もそこで当初を見ました、負担金としてか出てませんから。具体的内容についてわからない分がかなりあります。しかし、例えばここでほとんどの関係は、広域行政の関係というのはほとんど負担金という形で記載されていると思うんです。そうすると、例えば消防にいたしましても、あるいは介護の関係にいたしましても皆広域行政。むしろそれは、単独でやるよりも広域の方が有効性があるのではないかとこのようにいふことなどから見、なおかつその有効性の関係でも、特に人材確保の面、あるいは人件費等の関係から言ってみても、その方が適切ではないのかというように言われている関係から、ここにはコントロールが不能であるとか、

あるいは非常に困難であるから、これを除外して考えていくんだということになっていくと、一体何を我々は視点において検討していったらいいのか、こういうことに私はなると思う。

ですから、単純に人件費とか物件費という関係での見方ではなくて、経常経費の関係という、書いてある中に単純に分担金とか何とかと言われているけれど、その中身の関係が具体的に検討することによって、初めて評価というものが出てくるのではないかというふうに思うんです。その面を除外をしながら見てみるという関係になってきたら、果たして本当の我々議員としての予算審査でやる場合は、決算審査という場合、そういう見方も1つの方法かもわかりませんが、果たしてそれでええんやろうか、どうやろうかというように実は思っているんです。

果たして、そういう私が今申し上げたようなことで監査委員が意見をされて、ここで一般会計の分析の中で他会計の繰出金であるとか、あるいは出資金であるとか、あるいは公債費であるとか、あるいは消防などの分担金だとか除外していく。除外していけば、そのまま経常経費の中で人件費が残ってくるのは当たり前だと思うんです、私は。だから、特にその中でも人件費の関係を見てみましても、特に介護の関係であるとか教育費の関係、保育所、幼稚園、こういう関係の面における、これが一番大きいわけですが、人件費の占める数の面でも。

だから、そういう面などを考えていきますと、必然的にそうならざるを得ない要素がある。そして、そういうことを結局省略をしていこうということになりますと、広域行政の中で、そういうことに全体でまとめてやった方がいいのではないかという効果を求める。こういう形が今までとられてきていたんだし、また、私どももそういうふうにとらまえて見てきているんですけども、そういう見方というのは監査委員さんの立場からいくと、私たちの視点の置き方なり考え方というのは間違いなんではないでしょうか。

○山本委員長　代表監査委員。

○辰巳代表監査委員　ちょっとお答えになるかどうかかわらんですが、何度も申しますように、そこに私が書かせていただいたのは、人件費のウエイトが高いですよということを、ちょっと強調というんですか、そのために書かせていただいただけであって、委員さんおっしゃってるように、共同で広域でやっておられることが効果がないとか、そういう意味ではありません。そういうことを申し上げてるのではなしに、それで十分ご検討なさって、そういうふうに広域で決められたと思いますから、それはそれなりの

効果があることだろうと思うんですが。

要するに、それは大きな内部チェック、内部統制的なことになってくるんですが、監査委員というのは、それは専門家もおられるかわかりませんが、私らも長い間会計実務はやってますが、別に行政の監査委員の専門家でも何でもありません。たまたま今回、監査委員を担当をさせていただきましたけど、そんな専門家でもありません。監査する立場というのは鑑定人でも、あるいはそういった何か法律的な見解の専門家でも何でもないのであって、一定の物事をなさって行かれるのに1つの基準があったり、あるいはそれを評価する、それがよかったかどうかというような、ある程度そういった判断できる基準がいろいろあったり、そういうものに合ってるかどうか、それから見て離れてないかどうかというのを見て、監査結果というふうに出すものだろうと思います。それは、専門家でないんですからわかるはずがないんです。

だから、今おっしゃってはるように、西和消防だとかそんなところがどないなってる、どんだけ効果のと言われても、そんなことはわからない話で、そういったものはそういったもので何かの判断基準を持たれて、そういったものは効果が出てるといふふうに判断なさってるんだろうと思う。だから私が申し上げておるのは、そういった、要するに私が申し上げるのは、外部へ出される支出については、ある程度こういう判断ができるけども、内部的ないろんな問題で、なかなか判断しにくいものについては、やっぱり何らか判断なさるものがあるって、それから見て、うちは不合理なやり方をしてませんよというふうなものを出していただければ、監査の立場としてはいいというのは非常に言いやすいんだけど、そういったものが今どこに行っても余りないと思います。過去も恐らくおやりになってきておられないだろうと思うんですけども、そういったことを我々に分析して判断しなさいと言われてもできないので、そういったものがあればいいのという意味を言うために、そういったものを申し上げておるだけで、私はそんな西和消防がどうだとか、そういうことまで立ち入ると言うんですか、判断するとか効果があるとかないとか、そんなことを申し上げてるわけではないし、そういうものは判断はできないと思います。

○山本委員長 松田委員。

○松田委員 専門のこの種の関係に精通されている監査委員の皆さんが判断ができへんとなったら、我々もうひとつどういふふうにながめていったらいいんやろうなど、実は迷うんです。だから、それぞれの立場で視点を変えながら見ていただいて、こういう点

はこうできないかという関係は指摘されていいし、また、それは新しい面であるし、改革の要素に私はなっていくと思うんです。だから、このことを大事にしたいと思っている。実は、ここでも指摘をされている関係について、私の思うてることとは違うんやとか、そんなことを言っていないんだとかいうことのことと受けてめたら、私どもの本意ではないと思いますから、この分析は一体何を意味するのか、何を意図するのかということとをきちっとお聞かせをいただいて、そして我々としても、そういうことであつたらそういうふうにしていった方がいい。それで、このことについて、行政としてどういうふうに受けとめられたんでしょうかと、それでお聞きしました。

この3月議会の場合に、代表監査委員は本会議で報告をしていただくということが例になっていまして、委員会へお越しいただくなんていうようなことは、例はないんですよ、今まで。ですから、今回の審議をするについても、代表監査委員なり、あるいは監査委員の皆さんも委員会に出席してくれという要請は、私どもはしておりません。ただ、当局がそういうことをご質問したときに、むしろそのことについては監査委員から御説明いただいた方がよからうということであつて、監査委員のご出席をお願いする、要請した。

こういうわけなわけですから、せつかくの機会でありましたので、やはりそういうこととお聞きをした。だから、初めにもそのことをよく分析したとき、どういうことを議員から聞かれた。だから、このことについて理事者側が答えるよりも代表監査委員から、答えてもろた方がいいんやと思うから来てもらいましたという関係は、当然町側の方からも代表監査委員に意を伝えておいでになるんだろうと思うんです。決して私どもが呼びつけたり何かした状態では一切ないわけですから、この辺は誤解のないようにしてほしいと思うんですけど。

どうしもやっぱりここに書かれているように、予算の分析の関係の仕方の問題として、このことをどうとらまえたらいいんだろう。せつかく、我々が予算を今進めていくについて、こういう関係で言われていますから。

しかし、ここで書かれているわからんと言われていたところが一番必要なことだと思っているんです、我々としては。分担金とさえ書いておけば、それで議会は通るといふふうに考えてもろたんでは困る。その分担金というのは、斑鳩町外の関係の分担金というのが多いわけですから。そうすると、それはどのように使われているのだろうか。その内容はどうなんだろうかという関係について、我々はその資料を取り寄せことはでき

ないわけです。

しかも、いろいろ一般会計からの繰り出しの関係で言いますと、一体斑鳩町の大きい関係というのは、やっぱり社協関係なんか大きいかと思えます。だから、社協関係への繰り出してをしておられて、社協は実際のところは実務を行っている、仕事を行っている、介護の仕事、あるいは保険の仕事いろいろと行っている。すると、その関係が本当に繰り出しをしている関係、委託をしているんですけれども、それが本当に適切なのかどうなのかという関係について、私は監査の立場は監査の立場として、ご意見なり調査の仕方なりあるだろうし、また、そのことは結果としてわかるだろう、こういうふうにするんです。だからこそ、この意見書の関係にも執行状況というのは皆記載されているわけですから、このことがいいのかどうかという関係の評価というものを避けて通るということはできなくて、率直にご意見があるなら今聞かせてもらった方が、我々としてもいいんじゃないか。

こういうような気持ちで、行政側についてはこういう監査意見書をいただきながら、どういうふうな判断をしたんでしょうか、それを聞かせてくださいと。そして、この審議に役立てたいと。ところが、それは直接監査委員に聞いてくださいよというふうになりますから、きょう監査委員に聞かせてもらっているということなんですけど。だから、そういう意味でこの辺についてはもう少し、私どものような者にわかるように話をしてほしいんです、ほんまは。すごく理解しにくいんです。

監査はそんなもんとは違うよと言われてるけど、僕は、監査はこういうことについて明らかにしていくものであるし、そういうことを自分の視点で立って、やっぱり議会としても審議をすべきだし、注目しながら検討していくべきだということであってしかるべきではないかなというふうに受けとめているんです。それは間違いなんでしょうか。私はそうだと思っているんです。見解の相違ならそれでいいんですけども。

○辰巳代表監査委員 何度も申し上げますが、同じようなことを申し上げることになると思うんですが。

監査というのは、業務のいろんな事務業務のやっておられる状態を見るわけです。それは、この前も私申し上げましたけども、ひとつのある法令だとか、あるいは条例だとか、あるいは何かの処理要領だとか、1つの基準があって、そういったものに従って、それを遵守して仕事をおやりになる。それができてるかどうかということを見るわけです。あるいはまた、そういった規定がない場合は、その条理に従っているとか、あるいは

は常識に従って外れてないかとか。あるいは、要するに合理的に判断なさって仕事をなさっているかどうかということを見るわけです。そういうことをある程度間違いなしに準拠して仕事をなさっているということであれば、間違いありません、適正に業務が行われてますということを監査の立場としては申し上げる。

しかし、仕事の量というのは膨大なものです、実際の事務というのは。だから、実際に監査というのは、そんな全部見れるわけない。一部しか見ない。だから、通常は試査というふうに監査では言うております。監査というのは試査である。全部見るとなりますと、それは精密監査、精査と言いまして、監査のためにあほほど逆にコストがかかってしまいます。だから、そんなことは不合理ですから逆にできません。

だから、そういう一定の基準、要するに何か比較するもの。そういったものに照らし合わせてどうかと。だから、先ほど申し上げてるように、いろんな外部へ払われる物件費だとか委託費だとか、そんなんだったら1つのある処理基準だとか、あるいは限度枠だとか、あるいは申請書があって、決裁を受けられて支出なさる1つの手続がありまして、そのとおりに従っておやりになってるかどうかというのを一部見ながら、そういうことが大体どこの場所でも、あるいはいつでもそういうふうにおやりになってる。そうなると、内部統制がよくできてるということで、ごく一部だけを見させていただいて全体が間違いなしに適正に執務が行われているというふうに判断をするわけです、監査というのは。私が専門家でも何でもないと申し上げているのは、あるむずかしいものができて、たとえばこの色は黒か白か紫か何か見なさいといっても色の専門でない限りは見れないわけです。

だから、そういった微妙な問題が出てくる、それは外部へ鑑定を逆に手続して出さんなしょうがない。そういった意味のことを私申し上げておるんで、監査ができないから、それやったら何のための監査委員やおっしゃる。そういうちょっと意味が違うわけです。だから、そういった意味で大きな支出について、やっぱりそういった適正かどうかという見るための、何かそういうチェックシステムのものがあればいいのにということを大きな意味で、流れとして申し上げてるわけで。ちょっと、委員さんおっしゃってる答えにはならんのですけど、ちょっと私の方もお答えをどう答えたらいいのかなと思ってるんですけどね。

○山本委員長 松田委員。

○松田委員 私も今日まで斑鳩町の議会選出の監査委員として何回か監査をさせてもらってきて、私の記憶では、この監査の着眼点及び監査の手続の関係の、今全部はできないからと言われてはいますが、確かにそうです。ここへ書かれているような関係は、私の時に文章化した内容なんです。それがほとんどそのまま踏襲されてきている。この監査の結果というのは、この書式はほとんど変わっていない。

ですから、監査の視点なり監査の見方ということについては、違いはないんだろうなというふうに思われるけど、今の監査委員とはこういうものであってと言われて、その点については私は間違いなかったんやなと思う。ところが、こういう関係を分析をするについて、これからの予算を審議していこうということについて、こういうふうを受けとめるといふことは、これは私がさっき言いましたように、除外してという言い方をすると、そういった本当の監査が難しい。評価というもの、あるいは今日までそれでよかったか悪かったということ抜きにして、予算をよろしゅうございますと、僕は言えないと思う。

だから、そのこのところについて不十分な面があればそれを正す。あるいは、こういう面については、もう少し運用の面考えるべきではないのかとか。あるいは、いろんな関係もそれはあると思う。だから、そういうことなども考えていかないと、一般会計の中でのそれぞれの関係、主要な部分の関係を皆除外して判断をするということになってしまうわけですから。はたしてそのことについて、そういうことになるのかどうか。そういう受けとめ方は私はしたんです。

だから、その内容がそんなどこからそう読み取れるということであるんならそれは結構なんです。それは私の解釈の仕方なんです。ところが、お聞きをしましたときに、やっぱり文章で誤解を与えるような表現内容の部分はないとは言えないというようなこともありましたので、そういうことを聞いておいて、ああそうかというにしておくと、またそんなことを言うたのではないというふうに、またご指摘を受けるかもわかりませんから、それならきちっとした理解の仕方というものを聞かせてもらった方がいいのではございませんかということをお願いしてですね、初め行政側も、ではそれは代表監査委員からそのことを言ってもらおう、こうなったんですから、そういうことについて話をしておきませんか、この面だけではもう、視点が違うと言うのではなしに、視点はその視点に立ってできるだけ難しい問題であっても、できるだけそういうことについてお互いに意見を交わして、質問しながら交わしていくということにしていますし、先ほど

人件費の関係などにつきましても、やっぱり予算の参考資料の関係なんか皆出ているわけですから、それを専門的な立場で見させていただいて、そして充当するなら、これを全くそれを除外しなければ、排除してしまわなければわからんということでは、私はないんではないか。

しかも、そういう見方を我々が同じようにしていいたら、一体どうなるんだろうというふうに私は思うんです。ここは見解の相違なら見解の相違で結構なんですけども、そういう視点に立ったっていいんだと。本当にここで書かれているような監査の視点という立場に立って監査しているときに、こういう形に、こういう表現になってくる性格のものだろうかということについては、本当やろうかというふうに。あかんともいいともよと言わんのですわ。私は、そうだろうかという疑念を実は持っているということで、はっきり聞きたかったということなんです。

○山本委員長 監査委員。

○辰巳代表監査委員 一番初めにおっしゃった監査の着眼点とか目的とかおっしゃってる点なんですけど、平成11年度定期監査結果、それと平成12年度の定期監査結果、一応参考に私も見させていただきましたけど、おっしゃってるのとちょっと違う。スタイルを私は変えさせていただきました。確か始めの監査の概要の1、2、3までは同じスタイルだったと思いますが、その次からは変わっております。一番最後のところも、監査委員としての意見とかいう見出しになっておりまして、全体の監査委員の意見なのに、何で最後のところで監査委員の意見になるんだろうかと、私は思って、そうすると他はだれがつくったんやということになる。おかしいよということで、これは私、そんな監査委員の意見というのは、見出しは変えました。監査目的・着眼、これは斑鳩町監査規程にこういうふう書きなさいと書いてありますので、抜けておったので私は無理に入れたわけです。だから、ちょっとスタイルを変えました。

それから、監査委員としての意見と今まで書いておられたところには、何かもっと大きな施政方針演説的な何かばかり書かれておったように思います。例えば、公債がどうか、将来の財政が危ぶまれるとかどうか、こういったような文言が多かったように思います。しかし、そういった将来財政がどうなるかだとか、いろんなそういったことは監査委員の一主観で物事を動かすとか、あるいは判断、あるいはそういったものでいろいろ右往左往という、言い方はおかしいんですけど、それに影響されるということはない。そういったことは、議会で大きな大枠を決められていかれて、将来お金がどうな

っていくかと決められていることだろうと思うんです。これはだれかが担当を決めて、監査委員会が意見を言って、それを変えるというようなものと違うと思う。だから、そういったことは全部、私は今回省略いたしました。こういった一監査委員の主観をこんなところへ入れるというのはどうかと私は思いましたので、そういったことは一切触れておりません。

それからそうすると、ほかの繰出金だとか何だとか監査しないのかということですが。これはそういった意味ではなしに、あくまでも一般会計についてはちょっとこういうふうですよというふうに申し上げるだけで、他の会計へ繰り出しておられるお金は、他の特別会計は特別会計でちゃんとそれはそれで見て、それはその会計を監査してするわけですから、見ないというわけではありません。ただ、西和消防組合とかいろんな地域のそういった広域でおやりになっている、そこまで出向いて行って往査してくるということはありませんので、向こうのいろんな業務の報告書だとか、いろんなそれは取り寄せて見なければならぬだろうと思いますが、見ないとかそういった意味ではありません。ここで書いておるのは、ちょっと一般会計についてはこうですよというふうに私申し上げます。

○山本委員長 松田委員。

○松田委員 これ以上申し上げません。私は、文章のてにをはの関係だけを申し上げているのではなくて、この中の若干文章はそのとおりだと、一字も変わってないということも言ってるんでなくて、監査をする視点というものについては、こういうことをして明らかにすることにしてきたというのですが、それが間違いであればいいんですし、あるいは、さらに人が変わるということは、視点を変えて見てもらうということですから、そのことが悪いとか言ってるんでも何でもない。それはそれでいいんです。

ただ、ここで管理状況についての意見とかについて、この部分を当然書かれていることについて、どういうふうに受けとめたらいいのかということは、きょうお聞きした。僕はそのことを正しく受けとめたいということであって、後どうだこうだという関係を批判しようとは思ってないんです。だから、その辺は素直にすっきりとした形で言ってもらわないといけませんし、しかし、専門家に私らみたいな者が、今さら何言うてんねやということになるのかわかりませんが、ただそれでは、私どもが具体的な予算の中に執行し、それを審議をしていく立場においてこれをどういうふうに受けとめさせてもらったらいだろう、このことだけを聞かせてくれたらいいわけです。

だから、そのことの意味ではないんやと。いや、どういう意味なのかということを引きちっと自分で理解できないんですけども、もう結構です。

○山本委員長 ほか、委員さんの方から重ねてご質問ございますか。

よろしいですか。

それでは、代表監査委員さんにお越しをいただいて、受けとめさせていただくについて。

松田委員。

○松田委員 それでは、今度行政に聞きますけど、今の監査委員がお述べになってる関係などについて、行政としても午前中いろいろ私どもで見解を述べていったんですけども、理解し、あるいは納得された状態でしょうか、これだけ聞いておきます。

○山本委員長 助役。

○芳村助役 今、代表監査委員が来ていただき説明をしていただきました。それについての平行線をたどっているというふうな判断しております。私どもといたしましては、代表監査意見もございますし、また、松田委員のこの意見も聞かせてくれました。さらに頭を整理させていただいて、今どうやということではなしに、後日またこの件についての判断をさせていただきたい、このようなわけでございます。

○山本委員長 松田委員。

○松田委員 失礼なことを言うたらあかんと思います。そんなもん。話がえらい伸びて申しわけないかしらんけど、本会議をいただいた当初に監査委員の関係について、お礼を申し上げ、感謝を申し上げて、ご指摘のあったことに対して誠実に実行していくことを皆さん公言したわけやな。だから、それはそのことでなかったらいかんのやと思う。

ただ、十分に監査委員が意図されてることと、我々がしようとしていることがくい違いがあってはいけないから、ここでカバーしてきちとした方がいいということで来ているわけです。そして、そのことを聞いたら、皆さんが、我々ではそのことについてははっきりここで述べることができんから、意見がくい違っはいかんから監査委員にわざわざお越しをいただいて聞こう、こうなったわけでしょう、聞いてくれと。

だから今、あえて私は身のほども知らずに監査委員にお聞きをしたんやけども、あえて皆さんが言いにくいやろうさかいに、私も年の功で言ってないとしゃあないから。だから、それでこう言うて。そして今度言うて、午前中説明したことで私はわかるんやと、

わからんことを言うて監査に何ぼ聞かせてもうて、監査が言うてもしやあないとなるわね、今後。わかってくれへんのか私の言うたことがと、言うたっていかんさかいにお聞きをしたんやから。

そして、今、答弁を聞いて、皆さんも納得したか、我々もそれやったらそうして。必ずしもここでそのことを除外しているという関係というのは、より一層中身を細かくして、あるいは区切っていた方がわかりやすいやろうなということ、1つの理由として言ったんやと言われる意味の、僕は監査委員の言われ方やと思うんよ。わからんものはわかるような顔して何でもかんでも言うよりも、わかってすっきりしたところの関係できちっと一遍精査してみた方が、より理解がしやすいでしょうというふうに言うておいてになるとしたら、そういう関係について理解をすれば理解をしたと。あるいは、そういう立場はそういう立場で審議をしてお互いに行きましょうや、これからと、そういうことでなかったら死んでしまいます、この意見書が。

僕はそういう意味では、今そんなんを言われる。取捨選択私らしますと。そしたら、言いたいことを言えよと。わしらもぜひ言いたいことを言うよ、思うように思うとけよ。議長は、私が考えよと、という言い方になってしまいます、極端に言うたら。だから、そういうことになってくると、何やら今の国会のまねごとをしているみたいなことになってしもて、いやらしいん違いますと思います。これは意見にしておく、結構です。

○小野議長 助役さん、そういうことはおかしいんと違います。そういうややこしい問題を解決するために、行政側から要請があつて代表監査委員に来てもらつて、私はその手続を追うてるんです。朝から松田委員の質問の中で、除外して考えるべきであろうというのはおかしいと思わへんかということ、質問されて、助役さんははっきりと、そう思いますと言うたんです。そのことが、そしたら今の代表監査委員さんと松田委員との間の中でのどう考えたかということです。それは今、はっきり言うべきだと私は思うんです。今までの答弁では、先ほどから何回も言うてるような、その場限りの扱いをしてるんでないか。ちょっとそれでは私は納得いきません。わざわざ来てもらった意味がないです。申しわけないです。

○山本委員長 助役。

○芳村助役 確かに朝の質問に対しまして、私は除外して考えるべきではないという答弁を、私は思っているということを言いました。今もそのとおりの判断をしておるわけでございまして、その後先ほど申し上げましたように、この意見についての内容、我々

が答弁するよりも監査委員が来ていただいて、そしてこの内容について意見を述べてもらうということになったわけでございまして、監査委員に対しましては、非常にご迷惑をかけたなど、このように思います。

ただ、先ほど私が申し上げましたのは、そういうことでなしに、今聞いておりますと、松田委員の意見、また、監査委員の意見が平行線をたどっているように私は解釈したわけでございまして、そういう中で私はさらに頭を整理したいと、こういうことから話させていただきました。それが非常に意に沿えないようになったわけでございます。まことに申しわけないと思います。

したがって、我々といたしましては、松田委員のおっしゃったように、監査委員の講評の中でのいろいろな指摘、また意見については、やっぱり十分内容を精査いたしまして変えるべきを変える、また、是正すべきは是正していく、これは当然でございます。そういうことでやっていきたいと思っておりますし、監査委員さんに対しましては、いろいろ他市町の行政の内容、また、会計監査、会計の内容につきましては、これからも意見を出していただき、またご指導をしていただくことをお願い申し上げたいと思います。

ただいま議長がおっしゃいましたような形で、私の答弁になったかどうかわかりませんが、お許し願いたいと思います。

○小野議長 私は今、代表監査委員さんの説明でわかりました。これは、やっぱり除外して考えるべきだというのは、最終の最後の方にあります、したがって、支出効果を図ろうとすればと。人件費対効果の関係についても絶えず、人件費はそういうかなり必要なものを除いて、この数字を除外して考えるべきだと、そのように私は代表監査委員さんは書いておられるようにわかりました。

だから、それでこの言葉が出てくるんだと。コントロール不能だと。西和消防の組合に関して、これは広域でやっているんだから、これを減らすとかそういうことはできないんだ。そういう意味のものを除いて、今の会計上の状態はどうなのか。そこへ含める人件費は幾らでというのが普通の見方ですと。こういうことをおっしゃったと思うんです。このように私は考えます。

だから、その言葉として非常に困難で除外する。何回も言うておられたけど、これらについては西和消防組合で監査もおられますし、私らも議員として行ってますから、そこらでやってもらう。ただ、そこへ繰り出してる金が全然見てないんだと。それは除いて監査するんだということは一切言うておられないと私は考えている。だから、これは

除外して考えるべきであろうと。私は、監査委員さんの意見と全く同感です。それだけ申し上げておきます。

○山本委員長 よろしいですか。

萬里川委員。

○萬里川委員 今、議長がおっしゃった言葉を考えますということなんですけど、せっかくおられてるわけでしょう。だけど、松田委員さんにはそれが伝わってないわけですから、その思いが本当にそうなのかということだけ確認していただきたいと思います。でないと、個人個人の受けとめ方が違うわけでしょう。私はそう思うんです、一方では。助役がおっしゃったように平行線をたどってるようなので、もう一度精査してという意味が含まれてたということをおっしゃってるし、議長はもうそれでわかったと。代表監査委員の思いがわかったということをおっしゃってるんですね。

だから、この思いが代表監査委員がそうなんですよということがあれば、お互いの思いが伝わらなくても、その気持ちというものに関しては皆さんにわかっていただけるんじゃないかなと思うんですけど。私のちょっと言い方がまずいからあれだけ。

○小野議長 私が今言うたようなことでよろしいですか、代表監査委員に聞いてください。

この数字を除外してという考え方なんですか、それをもう一回確認してください。それでいいですね。

○萬里川委員 そのように伝わってるけど、ご本人がおられるのにそうなのかどうかということをおね。ちょっと私は思ったからね。受けとめ方はそれぞれ違う。

○山本委員長 松田委員。

○松田委員 僕はこれでええと思うけど、これを書いていることはそうでないんやと言われるけども、そういう意味と違うと言われるんやけど、そのことについては、この文章はこのままでええんかと言うのであったら、訂正するとも何とも言うてはらへんわけやから、やっぱりこのまま行くんでしょう、意見としては。

ところが午前中、ちょっと必ずしも誤解を受けるような文章のことでもあったというふうな答弁もあったから、そうするとこの関係について、そういう誤解を受けないように真意を正しく理解をするために監査委員に私はこうやて。だから、そこで結局誤解を受けるような状態とか何とかあるから、この文章については多少こういうところを直すとか、あるいは我々がこうするとかいうことを言ってもらえればそれでええことなんや、

問題は、だけど、そういうことは何でもなしで、これだと言って押し切られるんだっから、ではそうですかとなっても見解の違いとするか、もう受けとめられていないということです、理解の仕方として。何ぼこう違うんや違うんや言われても、この文章が生きる限りにおいては、私はそうは受けとれないということを言ってるんやけども、それはもう結構ですと言ってるわけや。

それは、あえてここで僕は紛争をさせようとか、紛糾することを望んでいるわけではないし、政権交代を求めているわけではない。真面目に思うて、真面目に受けたいという立場から、僕はさっきから答えている。

○山本委員長 若干休憩いたします。

(午後4時05分 休憩)

(午後4時12分 再開)

○山本委員長 それでは、再開をいたします。

一定ご議論をいただきまして、ご答弁をいただいたという中で、意図されているところで受けとめようということでもとめさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。よろしいですか。

ほかにはありませんか。

では、議事を進行させていただきます。

代表監査委員さんには、お忙しいところお越しをいただきまして、本当にありがとうございました。心からお礼を申し上げます。

どうもありがとうございました。

休憩をいたします。

(午後4時14分 休憩)

(午後4時30分 再開)

○山本委員長 再開をいたします。

会議時間を21時まで延長いたします。

続きまして第4款 衛生費についての審査に入ります。

衛生費につきましての説明を求めます。

中井部長。

○中井住民生活部長 それでは第4款 衛生費につきましてご説明を申し上げます。

本年度は11億5,674万2,000円を計上をさせていただいております。前年度の予算額と比較をいたしまして1億8,201万7,000円、18.7%の増となっているところでございます。各科目ごとにご説明を申し上げます。

まず、101ページから103ページの第1目、保健衛生総務費でございます。本年度予算額は、3億5,759万1,000円を計上いたしました。前年度の予算額と比較をいたしまして1億9,429万5,000円、119%の増となっているところでございます。その増となりました主な要因でございますが、保健センターの職員に係ります人件費及び廃止となりました訪問看護ステーションの職員に係ります人件費につきまして、この当該目に集約を行わせていただいております。それと、企業会計が実施をいたしております第1浄水場の施設整備に伴いまして、一定のルールに基づき、平成14年度分として町が負担すべき所要額を計上させていただいたことによるものでございます。

人件費及び水道事業会計への繰出金以外の主なものといたしましては、西和衛生試験センター組合への分担金、王寺周辺広域応急診療施設組合への分担金でございます。また、昨年度まで健康づくり推進事業費で予算化をいたしておりました福祉健康ふれあい祭りに対します補助金につきましては、平成14年度に町制55周年を迎えることから、福祉健康ふれあい祭り、敬老会、環境フェスティバルとか統合をいたしまして、内容の充実、人にやさしいまちづくりの意識啓発を図ることといたしております。これに要する経費につきましても計上をさせていただいたところでございます。

次に、103ページ、104ページの第2目、感染症予防費でございます。本年度予算額は、3,186万8,000円を計上させていただいております。前年度の予算額と比較をいたしまして184万6,000円、6.1%の増となっているところでございます。町の事業として、平成11年度から70歳以上の方を対象に実施をいたしておりますインフルエンザの予防接種につきましては、平成13年度は対象年齢を65歳まで拡大をし、実施をしているところでございますが、昨年11月に予防接種法の一部改正に伴いまして、65歳以上の方を対象に正規の予防接種として実施をいたしました。平成13年度の接種見込み数は、おおむね2,030人ほどで、平成14年度におきましては、おおむね2,280人を見込み、予算を計上させていただいております。

子供の健康管理につきましては、保護者が責任を持って、体調のよいときに接種を行い、健康被害を最小限に抑えることが重要であることから、小学校の2種混合と小・中

学校の日本脳炎の予防接種を集団接種から個別接種で実施をしていきたいと考えております。予防接種を安心して受けていただけるように、医師会の協力のもとに、住民の皆様方の理解のもとに、感染症予防に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に第3目、結核予防費でございます。本年度予算額は、238万7,000円を計上いたしております。前年度の予算額と比較いたしまして28万6,000円、10.7%の減となっているところでございます。結核の予防接種は低年齢で、油断すると重症化する恐れがあるため、予防接種の有効性が言われています。乳幼児、小・中学生にツベルクリン反応検査を実施し、陰性者にはBCG接種を行い、感染や発病予防に努めているところでございます。また、住民健診では胸部レントゲン撮影を実施し、早期発見、早期治療にも努めてまいりたいと考えております。

次に、105ページ、106ページの第4目、母子衛生費でございます。本年度の予算額は、471万6,000円を計上いたしました。妊娠、出産に対する不安を軽減し、母親、父親が愛情を持って子供を育てられるように、妊娠届けの前から地域での仲間づくりを目的とした子育て支援に努めますとともに、新年度からは母子手帳交付時に父子手帳の交付もあわせて行い、父親としての自覚を持ち、育児参加が行えるよう支援をしていきたいと考えております。また、健やか親子21では、母子保健計画の見直しを行う中で、関係機関、子育て支援ネットワーク等との団体と連携をとりながら策定をしております。

次に、第5目、保健事業費でございます。本年度予算額は、5,531万5,000円を計上いたしました。前年度の予算額と比較をいたしまして591万4,000円、12%の増となっております。本年度からC型肝炎ウィルス検査を実施をすることといたしました。キャリアの多くは慢性肝炎、一部は肝硬変、肝がんへと移行することから、肝炎の早期発見、重症化予防及びC型肝炎の正しい知識の普及を図り、感染症に対する差別や偏見の除去を目的として実施するものでございます。対象者は40歳から70歳までの老人保健事業の基本健康診査受診者で、5歳刻みの節目の方に対しまして、基本健康診査受診時にあわせて検査を実施していきたいと考えております。これに要します経費として590万8,000円を計上させていただいております。

また、健康寿命の延長及び早世の減少を目的として、国や県において策定をされました健康日本21及び健康奈良21の上位計画を受けまして、斑鳩町として町民の健康の保持、増進のため、数値目標を設定し、取り組むための健康斑鳩21の策定に取り組む

ことといたしております。今日では生活習慣病がもとで死に至る方の割合も相当高くなっていることから、生活習慣病の予防対策や個別疾病の指導などが重要であると言われております。保健指導はもとより、昨年度から管理栄養士によります個別栄養指導や在宅訪問栄養士等を実施いたしているところでございます。年に1度の健診を受け、検査データを通して日ごろの生活習慣を見直すことにより、食生活改善や運動が予防に効果があるということを意識して、さらには望ましい食生活や運動習慣づくりの動機づけを行い、行動変容につながる生活改善指導を進めてまいりたいと考えております。

次に、108ページの第6目、健康づくり推進事業費でございます。本年度予算額は、343万3,000円を計上させていただいております。臨時職員に係ります賃金が主なものでございます。健康に関します情報が氾濫し、知識はあるものの実際に個々に合った健康づくりを実践できずにいる方も多く、より個別的な指導が求められており、保健師、看護師、理学療法士、栄養士が一体となって保健指導を行い、生活習慣の改善に努めていきたいとも考えているところでございます。

次に、109ページの第7目、狂犬病予防費でございます。本年度予算額は、74万2,000円を計上いたしました。前年度予算額と比較をして61万9,000円、45.5%の減となっているところでございます。その減となりました主な要因でございますが、狂犬病予防注射実施通知書の作成を県獣医師会でしていただくこととなったことや、猫の去勢・避妊手術費の助成金につきまして、別の科目に変更したためでございます。引き続き狂犬病予防法に基づき、登録事務及び狂犬病予防注射を実施いたしますとともに、犬の正しい飼い方などのマナー向上に努めているところでございます。

次に、第8目、火葬場費でございます。本年度予算額は、2,046万9,000円を計上いたしました。前年度の予算額と比較をいたしまして757万6,000円、27%の減となっております。これは、火葬場建設に伴います周辺自治会に対します補償金を伴う事業が発生しなかったことによるものでございます。また、当該施設を開設してから5年を経過しようとしている中で、火葬炉内の耐火レンガを保護するためのセラミックの張りかえ等のために要します費用として、161万2,000円を計上をさせていただき、適切な維持管理並びに運営に努めることといたしております。

次に、110ページの第9目、環境対策費でございます。本年度予算額は、1,025万3,000円を計上させていただいております。前年度と比較をいたしまして917万5,000円、851.8%の増となっております。増となりましたその主な要因ござい

ますが、平成14年度中に役場庁舎及び保健センターにつきまして、ISO14001の認証取得に向けた取り組みのために要します経費として、役務費で190万円、委託料で650万円等で、合計900万円を計上させていただいたためでございます。また、先ほども申しあげましたように、猫の去勢・避妊手術に係ります助成金を当該目で計上をさせていただいております。

一方、生活排水によります河川汚濁防止事業といたしまして、竜田川流域の生駒市平群町とともに、竜田川流域生活排水クリーンアップ推進事業や、各家庭で使用済みとなった廃食用油の回収を行い、リサイクルする事業につきましても引き続き実施することとしております。竜田川だよりを発行し、啓発活動にも努めているところでございます。

騒音・悪臭等の苦情処理や、平成13年度から実施をされました家電リサイクル法の施行に伴い、不法投棄が増加するのではないかとご心配をいただいておりますが、本年度も引き続き職員によりますパトロールを実施していきたいと、このように考えております。

一方、環境保全推進委員として、33名の方に委嘱をいたしまして、身近な環境保全に取り組んでいただき、自分たちの地域は自分たちの手で環境をよくしていこうと取り組んでいただいております。また、以前から取り組んでおります環境問題学習会につきましても本年度も引き続き開催をいたしまして、住民の皆様方のご意見を聞きながら、また、町の環境問題に対します取り組みや考え方などをご説明を申し上げながら、環境に配慮した生活への取り組みなどにつきまして認識をしていただくことで、次世代に斑鳩町のすばらしい自然と環境を残せるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、111ページの第10目、保健センター運営費でございます。本年度予算額は、751万4,000円を計上をさせていただいております。前年度の予算額と比較をいたしまして6,358万7,000円、89.4%の減となっております。その減の主な理由でございますが、保健衛生総務費のところでもご説明を申しあげましたように、保健センターに係ります職員の人件費につきまして、保健衛生総務費へ組みかえを行ったことによるものでございます。住民の健康づくり、健康保持並びに健康教育の拠点としての運営に努めているところでございます。

次に、第11目、在宅歯科診療費でございます。本年度予算額は、86万3,000円を計上させていただきました。在宅の寝たきり老人に対しまして、訪問の歯科診療を行っているところでございます。本年度もより多くの方が在宅で診療が行われるよう、周

知に努めてまいりたいと考えております。寝たきり老人が安心して食生活ができるようにも努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、112ページの第12目、精神保健費でございます。平成14年度から精神障害者に対する保健福祉事務が県から市町村に移管になりますことから、医師会とも連携を図り、相談や訪問指導などについての対応をしてみたいと考えております。また、社会復帰施設及び居宅生活支援事業等の利用につきましても、相談及び助言は精神障害者地域生活支援センターに委託を行いまして、生活支援を図っていく考えでございます。本年度はこれらに要します経費として、104万9,000円を計上させていただきました。

次の訪問看護ステーション事業につきましては、廃止に伴いまして予算計上は行ってはおりません。

次に、第2項の清掃費でございます。本年度予算額は、6億6,054万2,000円を計上させていただいております。前年度予算額と比較をいたしまして5,185万8,000円、8.5%の増となっております。

まず、113ページの第1目、清掃総務費でございます。本年度予算額は3,185万7,000円を計上いたしております。前年度の予算と比較をいたしまして1,769万1,000円、124.9%の増でございます。職員に係る人件費が主なものとなっております。

次に、114ページから117ページの第2目、塵芥処理費でございます。本年度予算額は、4億9,083万5,000円を計上いたしました。前年度予算額と比較をいたしまして4,455万2,000円、10%の増となっているところでございます。これは、衛生処理場設置に伴います周辺対策事業としての地元要望に対応するため、用地取得費やそれに伴います登記業務委託料等、及び補償補てん及び賠償金で増額となったことが主なその原因となっております。衛生処理場及び最終処分場におけます各設備の整備点検を引き続き行い、適切な施設の維持管理、及び安定かつ良好な施設運営を行い、ダイオキシンなどの環境汚染に対します周辺住民の不安解消、及び周辺地域の環境整備につきましても引き続き進めていくことといたしているところでございます。

また、最終処分場の焼却灰を大阪湾広域臨海センターに持ち出す事業につきましては引き続き行い、最終処分場の延命化に努めることといたしております。また、可燃ごみの収集についてでございますが、国民の祝日に関する法律により、月曜日が祝日となる

ことが多くなってきております。住民の方々からも祝日の収集も検討してほしいとの要望もある中で、平成14年度からは可燃ごみの収集日、月曜と火曜と木曜と金曜日が可燃ごみの収集日となっております。それが、祝祭日に当たっていても収集を実施していきたい、このように考えているところでございます。また、昨年より実施をいたしております粗大ごみの軒先収集につきましても、引き続き毎月の第2土曜日、第4日曜日にも収集を行いますとともに、処理施設への持ち込みにつきましても受け入れることとし、住民の方々へのサービス向上を図っていきたくと考えております。

また、小・中学校などから排出されます生ごみの減量を図るため設置をいたしました、生ごみ処理機による生ごみの堆肥化や公共施設に設置してあります空き缶処理機によります空き缶の資源化を進めますとともに、資源物回収の充実、収集効率の向上に向けたごみステーションの整備などにも積極的に対応していくことといたしております。さらに、家庭から排出されますごみの減量化をより一層進めるため、家庭生ごみ処理機、EMボカシ処理機、家庭生ごみ処理機の設置者及び資源物集団回収団体に対しまして引き続き助成を行い、町民の方々に循環型社会に向けた取り組みをしていただく事業を行うなど、その推進に努めていきたくと考えております。

また、平成13年度におきまして、ダイオキシン対策要綱が国において策定されたことを受けまして、本年、平成14年度におきまして衛生処理場職員に対しまして、ダイオキシン対策や当該施設周辺にダイオキシンを飛散させない措置を講じるために、エアーシャワー等の備品を購入するための経費につきましても計上をさせていただいております。これは、116ページに備品購入費として計上させていただいているところでございます。

次に、117ページから119ページの第3目、し尿処理費でございます。本年度予算額は、1億3,601万2,000円を計上させていただいております。前年度の予算と比較をいたしまして1,052万7,000円、7.2%の減となっております。本年度も鳩水園の設備機器の補修につきまして計画的に進めまして、安全かつ良好な稼働に努め、当該施設の適切な維持管理並びに運営を行いますとともに、周辺地域の環境整備につきましても引き続き進めていくことといたしております。河川の水質汚濁防止を目的に、合併処理浄化槽の設置者には引き続き助成を行いますとともに、浄化槽の設置者には適正な維持管理が行われるよう、広報などを活用し、啓発に努めていきたくと考えております。

次に、119ページの第4目、美化推進費でございます。本年度の予算額は、183万8,000円を計上をさせていただきました。住民の方々にご協力をいただき、斑鳩の里グリーンキャンペーン、自治会内美化キャンペーンなどを実施をいたしまして、生活環境の意識の向上に努めているところでございます。これらの事業に要します経費の計上となっております。

以上で第4款 衛生費につきましての説明とさせていただきます。

よろしくご審査のほどお願いを申し上げます。

○山本委員長 第4款 衛生費についての説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

予算に関する説明書の101ページから119ページまででございます。

吉川委員。

○吉川委員 115ページの塵芥処理費なんですけれども、焼却灰運搬業務委託料。これは、恐らく広域廃棄物埋立処分場の分も含めまして、委託料も含めまして。13年度、1,388万1,000円の予算が組んであったと思うんですけれども、見ますと全然使っていないということなんですけれども、14年度は合計1,205万7,000円組んでいるということなんですけれども、13年度使われなかった理由ですが、灰が少なくなったのか、見積もりが甘かったのか、そこらを聞かさせていただきたい。

それから、117ページのし尿処理費なんですけれども、し尿処理費技術の向上ということで上げていただいているわけなんですけれども、し尿処理費のどこでこれを考えていただいているのか。私の見る限りでは、どこにもそれは上がってこないように思うんですけれども、その説明。

それから、処理関係なんですけれども、普通の浄化槽とそれから合併浄化槽、それから生し尿もあると思うんですけれども、その割合と処理方法についてお聞かせ願いたい。

それから、119ページの美化推進費なんですけれども、役務費で150万円、手数料ということであらうわけなんですけれども、このちょっと内訳。あわせて、そこで申し上げていいのかどうかと思うんですけれども、私、いつも美化キャンペーン等をお願いを申し上げます。特に龍田川、大和川につきましては、草刈りをやってもらった後は、多分ごみを拾いやすいわけなんですけれども、また人間としてほりにくいわけなんです。ほるということは、ちょっと言葉が悪いと思うので、捨てにくいと思うんです。できるだけ美しくしてほしいということで、竜田川の草刈りについても前にも年2回やってい

いただいたやつが今は1回。現在見ていただいたらわかると思うんですけど、あれを美化キャンペーンのときでもごみを拾えと言っても、こんな拾えるような状態ではないと思うんです。

これは、建設課にも関係すると思うんですが、あそこはいつも申し上げてますように、県へ行くと公園敷、大和川のところまでは公園敷やということで、公園敷になってるわけなんです。これは町長も、同じ郡山土木へ竜田川の関係で行ったときにもよく申し入れをしていただいて、それはそれでありがたいと思っているんですが、私も申し上げ、お願いしているわけなんです。もし、県でどうしてもやれない場合は、町でもやるべきだと思うんです。1回見てもらったらわかると思うんですが、ああいう状態で美化を推進せ、推進せ言うても無理な話だと思うんです。やっぱり抜本的なところは町でやってもらう。あの日も2カ月に1回美化キャンペーンをやってますけれども、全然あそこへ入れないような状態なんです。

この間、たまたま中に草があったんで入っていったら、廃油をほってあったんで聞きますと、一緒に行った方が、あの方やおっしゃったんで、私早速その家へ行ってきました。努力はするけれども、基本的というか抜本的なことはやっぱり町でやってもらわないと、どないもできないと思うんです。だから、やっぱり美化推進をしていく中で、そういうところがよそにもあるんなら、先に申し上げましたように、人間の心理としてやっぱり美しくしてあるところへはごみは捨てにくいわけなんです。そこをよく理解していただいて、どない考えておられるのかお聞かせ願いたい。

以上、4点です。

○山本委員長 清水課長。

○清水環境対策課長 焼却灰の13年度使わなかったということなんですが、例年であれば業者委託によりまして、2月、3月で1年間の焼却灰を運搬処分しておりました。今回、衛生処理場で発生する焼却灰の量につきましては、年間900トン程度であります。平成10年度から12年度の3年間におきまして、3,800トンの搬出を行うことができたため、最終処分場の容量がちょっと余裕ができて、13年度分については搬出しなくても最終処分場内に収容できるというところから、本年は見合わずことになったというところでございます。

それと、し尿関係の技術向上ということですが、斑鳩町し尿等適正処理に関しましては、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るということを目的にしております、維

持管理の徹底で整備補修を行ってまいるといふことをご理解いただきたいと思ひます。

それと、浄化槽の合併の割合についてであります、平成13年12月末現在でございますが、生し尿につきましては、2,495キロリットル、それと、浄化槽汚泥、要は合併槽についての汚泥につきましては、6,014キロリットルでございます。以上をもちまして、比率といたしまして29対71の割合でございます。

それと、パトロール環境推進というふうなことであります。現在、斑鳩町町内を環境パトロールを週2回回らせていただいておりますが、これにつきましても十二分でございますように、今後も徹底してパトロールをしてまいりたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○山本委員長 堤課長。

○堤建設課長 今、委員の方から竜田河川等の草刈りの件についてご指摘をいただきました。特に委員も県の方へ行っていただいて、そういった要望も一緒にしていただいた経緯もございますが、特に町では町でご指摘の方については河川の中という位置づけがございます。特に道路関係としてあわせて先ほどもありましたけれども、交通安全対策上危険であるといふことで、路肩の部分については町の方で草刈りをさせていただきます。ただ、その中については県の管理といふことで、県の方で草刈りをさせていただきますが、特に今後も町といたしましては、その草刈りに対しまして県にさらに要望をしていきたい。草刈りの回数をふやしてほしいという言い方でさらに要望をしていきたいというふうにご考慮しておりますので、よろしくお願ひいたします。

○山本委員長 150万円の。

清水課長。

○清水環境対策課長 申しわけございません。美化推進費の150万円、手数料の関係でございますが、斑鳩の里クリーンキャンペーン及び自治会内美化キャンペーン等を実施いたしまして、それに伴います土砂処理の手数料の町内業者運搬土砂処理費分でございます。

以上です。

○山本委員長 吉川委員。

○吉川委員 説明をいただいたわけなんですけれども、し尿処理費の中で割合はどんなにかよくわかったんですけれども、前から聞きますと生し尿ばかりやったら処理はしやすい。今、合併浄化槽、また普通の浄化槽があつて、いろいろなものが混ざってくる

んで処理しにくいと、こういうことで、それが年々変わってきている。前はあべこべやったんです。今は逆転しているわけ、できた当時より。私はやっぱり処理方法も変わってくると思うんです。基本は変わらないと思うんですけれども、やっぱり薬品とか入れる何が変わってくると思うんで、私はその処理技術をやっぱり公表してもらえと思って、書いてあるので一生懸命見てるねんけど、どうもこの中には出てこない。

今聞きますと、機械とか施設については老朽化になったところは本当に誠意的にやっていただいておりますんで、私もみんなの方から言われても、こうやと胸を張って言ってます。やはり、一番大事なのは、処理をいかにするかということですので、機械をチェックすることによって、それは確かによくなると思うんですけれども、私はやっぱり薬品の関係もあろうと思いますので、ぜひとも。私、難しいことを言ってもわかりませんので、処理方法については最善の研究というんですか、やっぱり専門家に見ていただいて、落ち度のないように私は研究を重ねていただきたい、これはお願いしておきます。

それから、美化推進関係なんですけれども、草刈りについては県の方で14年度の予算の中で、もう二回刈る何をしていただいております。確認していただいているのか。予算が決まってからまた頼みにいっても、これは無理な話だと思うんです。もう今、予算の審査中です、県も。そこらがわかってあったら聞かさせていただきたい。

以上、2件。

済みません。もう一点、焼却灰の関係なんですけれども、実際その1,300何ぼを1月と2月、3月にかけて処理するというので、1月もやってない、2月もやってない。これははっきり言うて3月もやらないわけです。実際やらんのだったら、もう補正でも今度ここに上がってきてあるから、何でここへ。これが上がってきてあったら、私もこれを見てああと気がつくけれど、全然こっちから聞くまで。委員会ではひょっとしたら報告があったかもわかりませんけれども、わかりません、はっきり言うて。少のうなるというのは、これはうれしい話だと思うんです。何も無理して金を使わなん必要もないと思うんですけど、しかし初めの経緯からいくと、できるだけ毎年取って行って減らしていくんやと。やっぱりできるだけあそこへは置かないようにするんやという、私は考え方だと思ってたわけです。しかし今聞きますと、年900トン出るわけです。予算から言うと1,000トン出すわけ。予算を組まれるときには、最低でも100や200は残ってあると私は思うんです。それでも予算の初めにもう出さんないかんのと言うの

だったら別だけど。そこはたまってませんから、まだ。

しかし今聞きますと、1月、2月、3月、年度末に出すということですので。もう少しちゃんとした予算査定をしてほしいなと思います。いろいろ町は町の考え方があって、これもはっきり先ほど言うたように、何もむだな金を使わんでもいいんで、それはそれで評価はしますけれども、仮にやっぱりあそこへ長いこと置いておいて、それが浸透していくということになると大変になりますんで、そこらもよく研究していただいて、私は金にはかかわらへんと思います。だから、もう一度この考え方についてお聞かせ願いたい。

○山本委員長 清水課長。

○清水環境対策課長 今まで2月、3月に業者委託ということでやっておりましたが、年度がかわって14年度につきましては、現在、直営ということで検討をさせていただいております。運搬方法につきましては、12年度までは廃棄物処理業者による運搬業務委託で実施しておりましたが、14年度におきましては経費削減等の中で検討を行うということで、町の車両による直営による運搬方法を現在検討しているところでございます。そして、1日1回か2回、年間を通じて運搬をしていこうという考えもございませう。その中で、今後発生いたします残砂を見る中で、最終処分場内の灰を搬出してまいりたいと、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

○山本委員長 堤課長。

○堤建設課長 県の予算の確認をしてみたかということなんですが、県の全域となりますと相当広く、また、斑鳩町の区域におきますのは郡山土木管内という形になりまして、郡山土木が所管をしております。ですから、そういった関係で、予算の新年度割り振りににつきましては、知事から即4月以降には割り振りされるということはなかなか難しいように聞いております。

ですから、我々としては要望をしていく中で、逐次また委員の方に状況を報告申し上げ、また、我々としては一層その要望をしていきたいというふうに考えますので、よろしく願いしたいと思います。

○山本委員長 吉川委員。

○吉川委員 今、言葉を返すようで申しわけないんですけども、直営の方向で検討するという、それは確かに結構な話だと思うんです。しかし、この予算書を見たらそれにはなってません。去年のままでそのまま上げてある、これを見たら。だから、そこらは

もう少し、やっぱりそれでしてやるんやったらそれに向かって、私は予算計上をしていただきたい。今後、特に考えていただきたいと思います。これは要望にしておきます。

終わります。

○山本委員長 ほかございますか。

喜多委員。

○喜多委員 116ページの公有財産購入費ということで、1,902万5,000円ですか。衛生処理場周辺対策事業用地ということで上がっているんですが、これはこういった性格のものですか、教えてください。

○山本委員長 清水課長。

○清水環境対策課長 116ページの公有財産購入の衛生処理場周辺対策事業用地の1,902万5,000円につきましては、幸前地区の水路改修工事、これの302万5,000円。これと、高安陸地区集会所建設事業という形で1,600万円の用地費を組まさせていただきます。

○山本委員長 ほかございますか。

萬里川委員。

○萬里川委員 118ページ、委託料のし尿収集業務委託料3,450万円というのがあります。これは資料を提出してくださいということで、委員長を通さなかったことでここに私自身いただいてたんですけど、皆さんにも見ていただきたいというふうに思いましてお願いをいたしました。

この3,450万円にかかわって、これだけの内容だけではないというふうに思うんですけど、この資料を通してちょっと説明をしていただきたいというふうに思います。これは、先ほど生し尿とか出ておりますが、浄化槽にかかわってはこの業務委託料は支払っていないというふうに思うんです。ごめんなさい、各浄化槽に。生し尿、要するにくみ取りに対しての委託料というふうに聞いておりますが、この辺をもう少しご説明をお願いしたいというふうに思います。

○山本委員長 清水課長。

○清水環境対策課長 今、手元の方にお渡ししましたし尿収集の運搬関係の1カ月1台、2トン車で1,800リットルという内容のものでございまして、委託料の3,450万円の関係につきましては、日本環境保全協会のし尿収集運搬業務に関する全国最低標準原価計算基準書に基づきまして算出させていただいたもので、その中で人件費、直接費、

間接費等を計算する中で、1カ月車1台当たり220万8,094円という数字を出させていただきました。これに基づきまして出させていただいた委託料でございます。

○山本委員長 萬里川委員。

○萬里川委員 これは、過去にも議論があった部分であろうというふうにも思うんですけども、今、当初の清水環境が、要するに斑鳩町独自のし尿処理場がなくて、ほかにもお願いをして持って行っていただいたということから出発になってるんですか。その経緯の中で、今、全国標準の中で計算をされたということになってると思うんですが、説明を聞きますと。要するに私自身がこの内訳を見せていただく中で、扶養手当とか家族手当とか、要するに間接費とかいろいろ入ってきているのを総合して3,450万円ということになるのかなというふうにも思うんですが、これが清水環境に対して町だけの仕事をしていただいているのかどうかです。その辺を先に聞きたいというように思います。町だけのくみ取りをしていただいているんですか。

○山本委員長 清水課長。

○清水環境対策課長 そのとおりでございます。

○山本委員長 萬里川委員。

○萬里川委員 そうすると、町だけの仕事ということで、この人たちの人件費と家族費、家族の方々の面倒も見なあかん形の中で、このような金額を充てられなくてはならないのかどうかと、もう一回確認をして、教えていただきたいというふうに思います。

○山本委員長 清水課長。

○清水環境対策課長 算出方法につきましては、お手元の資料どおりでございますので、今おっしゃられてる内容のものも含んでおります。

○山本委員長 萬里川委員。

○萬里川委員 私が個人的にお聞きしたときに、合併浄化槽というのは、それぞれ1件当たり1万2,000円とか1万3,000円とか、また、その人数に応じて年2回、し尿処理をしていただくためにくみ取っていただいて、それが全額的にすべて個人負担だということになっているようでございまして、くみ取りにかかわっては、町の補助を受けて、これを委託をされているということになるんですけど、要するにそのくみ取りであれ浄化槽に対しての処理に対しては、町はその処理費として1円たりともいただけないというふうに思うんですけど、その辺はどうですか。

○山本委員長 清水課長。

○清水環境対策課長 例えば、13年度の12月末でございますと、くみ取り件数が9,926ございまして、金額的には814万8,949円、し尿処理手数料として入っております。それで、委託料といたしまして3,450万円払っておるということですが、12月現在におきまして、その差し引き分について町の持ち出し、委託料、手数料という形であろうかと思えます。

○山本委員長 萬里川委員。

○萬里川委員 くみ取っていただいている分には、くみ取り料という形で、生し尿にかかわっては814万円です。それは、町が収入としていただいているわけですね。要するに、その下のし尿処理手数料の集金業務委託料72万円と、そして、そのし尿処理手数料の電算業務委託料193万2,000円のうちの臨時職員なり委託した人が、一軒一軒判子を押されている部分に関して取りましたよということで、お金をもらっているわけです。清水環境にしたら、斑鳩町に生し尿を持って行って、そこに処理してくださいと言ってお金を渡しているわけではないんですよね。ただで、そこで渡しているわけですか。

そしたら、清水環境にしても浄化槽は国にも入ってますけども、それぞれ浄化槽が71%あって、ここだけではなくて斑鳩町としても浄化槽の処理をやっている部分も出てくると思うんです。この処理もやっつて中で、その収入というのは1万2,000円なり1万3,000円なり、月2回という浄化槽にかかわっては収入がそれぞれ入ってくるわけです。その金、丸々入ってくるんです。それで、町に処理するのはお金が要らないんです。1万2,000円なり1万3,000円残るんです。

そしたら、71%対29%の割合の中で、私ここまでする必要はあるのかなというのが疑問に思っているんです。これは、会社経営として扶養手当とか家族手当とか、それぞれの間接税なんかは、もう直接会社経営の中できちっと見ていかないかん部分違うのかなという、私は素人やからこれが当たり前なんですと言われてるんでしょうけど、私にしたら納得いかない部分があるということで、この金額の算定という形の中で、これはいいんだということをおっしゃってます。そしたら、814万809円の得た収入も個々に清水環境にやってもらったらどうですのと。そしたら、その手数料の集金業務委託料とか電算業務委託料が少なくなりますやん言うたら、3倍以上にはね上がりますよということの答弁から、そしたら住民のかかわりでそこまで高くなったら、このままの方がいいのかなとも思いますが、一方ではすべて個人負担で処理をしていただきながら、そして、そういう処理業者は斑鳩町へ持っていただけです、ガソリン代だけです。それ

なのに、ここまでせないかんということがですね、私、生処理だけだったら、こういう形がいいのかどうかわかりませんが、浄化槽にかかわってはすべて個人で支払っているにもかかわらず、くみ取りにかかわってはこういう形をせないかんということが、ちょっと納得いかないということで、検討としてこれで本当にいいのかどうか、もう一回今後検討していただいて、支払いというか処理をお願いをしたいということで。私、よくわからんから。

○山本委員長 町長。

○小城町長 この経緯は、萬里川委員も恐らく同じだと思います。当時清水組さんと、私が就任した60年当時、この補償の問題で絶対に非常にこれは何とかしてくれと言ったんですね。なかなかそれは清水組さんは、会長は絶対しないということでしてたんです。当時私になったときは4,100万円ぐらい委託料を払っていた。しかし、年々やっぱり生し尿くみ取りが減ってくるという中で、いろいろと萬里川委員もご指摘なさったと思いますし、3,800万円まで今は下がってきている。3,800万円が3,600万円、今、これは3,450万円になってます、もう。私は、やっぱりそういう点では、かなり先方に対して、清水環境に対して、こんなやっぱり年々減ってくるねんやから、できるだけ下げてもらわないかと。相手もやっぱり業ですから、そういういろんなことがあって、町と清水組との以前からのそういう関係がなかなか抜き得ないわけです。

その中でも萬里川委員ご指摘のように、当初の4,100万円から今は3,450万円に下がってきてるわけです。これは、いずれにしたってまた来年、再来年でも交渉して、次に3,000何万になるんか、安くしていく努力を我々もしたいと思います。以前も萬里川委員もこういう点でご指摘されて、4,100万円から3,800万円になったと、私は当時高永助役だったと思いますけども、その関係で清水組へ行かれて、そういう努力をしていただいた経緯もございますし、当然やっぱりおっしゃっていただくように。

ただ、契約の直営する中で結局この委託の関係が切れなかったというか、そういうなかなか。もし、それが清水組と切るとしたら、やっぱり1億何ぼという大きな金がかかっていっときに、先方さんは絶対に直営にはあかんということで、もう首を振ってくれなかった。前任の町長からもずっとこれは清水組さんは、この権利だけは我々は持つてるといって、議会の皆さん方も大分努力していただいた。恐らく吉川委員さんも恐らく知ってはると思いますけども、そういう点ではやっぱりこのことが切れなかったというのか、そのことが解決することができなかった。そして今、こうして今は続いてま

す。

当然、萬里川委員がおっしゃるとおりだと思います。しかし、こういうことでやっばり続いている中では、できるだけ来年、再来年になるかちょっとわかりませんが、私はやっばり3,450万円を3,300万円にする努力をするのか。やっばりそういうことで先方にこれだけの生し尿のくみ取りが減ってますよということを申し上げて、そういう努力を我々としてはしてまいりたいと思っています。

○山本委員長 萬里川委員。

○萬里川委員 同じく115ページのごみのかかわりでございますが、ごみ処理業務等の委託料というものが1億1,076万9,000円ということで、これは内容をちょっと聞きたいんです。どういう内容なのか。

それと、瓶類・缶類処理業務委託料567万円あります。これなんかは有資源でございますが、名古屋に行っておりました主人が帰ってまいりまして、その中で瓶と缶と分けてるんです。何で斑鳩町は瓶も缶も一緒なんやという。なかなか関心のなかった主人がそれに関心を持ちまして、何でやねんということがありました。これは名古屋市のごみの達人心得帳なんですけれども、相当素人の者でも、わからん無感心の方でも、相当ようわかるようになってます。アから、イから、ウから、エからで、ここにアイスクャンディーの棒はで木製で可燃ごみですとか、もちろんアイロンは不燃ごみですとか、アコーディオンは粗大ごみですとか、ミシンも粗大ごみですとか書いて、アは、いろんなクリームでもカップとふたと、そしてキャンディーの棒とかいろいろ分けて、これは分別区分もずっと書かれてるんです。

それと、ここでも瓶は割れないように資源をするために青色の箱を置いて、そこに出してくださいという形になってるんです。これはどういう形で、自治会がされてるんですかということで向こう、名古屋市の方の市役所におかけしましたら、前日に職員がステーションに置いて、そして帰るんですと。その明くる日にその入れていただいた瓶を持って帰りますということをおっしゃってございました。ごみ袋の上にハングル語と中国語と英語とスペイン語とポルトガル語の5カ国が明記されて、視覚障害者のために燃えるごみはパンチがない。不燃ごみには1個左上にある。資源袋には2個パンチが穴があいてて、そこに入れるようにきちっとされておりました。こんだけしっかり分別して指定袋もあるのに、幾らぐらいお金を出して買うんですかと聞いたら、普通のごみ袋代と同じような感覚で、上乗せをしておりませんということで、それぞれのスーパーに置

いておりますということでした。

事業系、いわば斑鳩町だったら斑鳩町の事業をされている中でごみが出る、空き缶が出るとかいうのは、それぞれ高い値段でピンク色の袋で有料化してるんです。だから、そういった細かい分別の中で相当のごみ減量化がなされてるということで、目標数値を今度は80万トンにしましょうねとか、いろいろ書いて、それぞれ皆さんにご協力をされながら、有料ではないですけども、相当のごみ量が減っているという事実がございます。

先日もブラジルの人とかいろいろようけ来てはります、日本でも斑鳩でも。そしたら、知ってるおばさんに、この袋は何を入れたらいいのと聞いて入れておりました。だから、何を入れてるという文字もいいけれども、ペットボトルだったらペットボトルの絵を描いてもらった方が、私たちにはわかりますということをおっしゃっておりましたけども、そういった中で瓶類と缶類を一緒にしているからこそ、この業務委託料、分別委託料がかかってるん違うかなということも思うんですけども、この567万円というものに関しては、どういう委託料のものなのか、ちょっと教えていただきたい。

○山本委員長 清水課長。

○清水環境対策課長 委託料の関係でごみ処理業務委託料で1億1,076万9,000円につきましての内訳でございますが、乾電池処理委託といたしまして、1トン当たり16万2,750円、これの斑鳩町でございましたら0.2トン、これの2回分ということで6万5,100円、それと、蛍光管処理委託ということで、トン当たり26万4,600円、これの0.25トンの2回ということで、13万2,300円。それと、ビニール類処理委託ということで、トン当たり1万1,550円、これの斑鳩町の年間で792トン掛けることの12カ月分ということで、1億981万5,600円、それと、小動物死骸の処理ということで、1万8,900円掛けることの40回分ということで75万6,000円計上させていただいております。

それと、瓶、缶類処理業務委託料の567万円についてでございますが、これは瓶、缶類のリサイクルということで、収集いたしました瓶と缶のリサイクル処理ということで、トン当たり1万5,750円掛けることの年間で30トンで、12カ月分ということで567万円の計上をさせていただいております。

それと、今いろいろ言われておりますが、ごみ袋の金額についてですが、例えば、私たち環境問題学習会等で住民のところへ参りまして勉強会をさせていただいております。

このときに可燃ごみ袋、大きい袋1枚につきましては45円ということで一袋のお金を取っておるわけですが、一袋の斑鳩町の処理経費といたしまして160円かかりますよと。その一部を負担願っておりますので、できるだけごみを出さないように努力していただきたいというようなことも申し添えておるようなところでございます。

以上です。

○山本委員長 萬里川委員。

○萬里川委員 いろいろビニール袋に対しても処理費が相当な金額をしてるということで、大変なあれだなというように思うのですが、名古屋市の方では資源ごみでも袋を買っていただいて処理をしているということがあります。一般質問でもちょっと触れさせていただいたんですが、そういった部分に対しても8円、ペットボトルに対しては6円の一袋に対してお金がかかっているということもあるんですが、こういった瓶類、缶類の処理業務に関してもこれだけの金額がかかるということで、もう一回考え直さないかんの違うかなということもあるんです。

ただ、本当に一般の専業主婦の方なんかは、有料になったんはいいけれども、ほかのところの有料に比べたら高過ぎるという声もあるんです。私、そこはどこというのはちょっと確認しなかったんですが、ちょっと高いんではないかなという声がある中で、資源袋を有料にされて余分に配布される袋であるならば、もう少し安くもして可燃袋を配布すべきではないかという声も上がっております。これは、一定の議論をして決められたことですので、もうこれ以上のことは言いませんけれども、ごみ減量に当たってより分別をしていただくことによって減量を得る。その中でそういった袋で出すのか、袋代を節約して行政側がそれを箱を置いてそのまま持っていくのがいいのか、それは今後のあれとして、もう少し皆が意識づけの中でなおかつこれだけ要るんだからしょうがないなという納得のいくようなごみリサイクルに向けて、また一層取り組んでいただきたいと要望しておきたいというふうに思います。

それと済みません、インフルエンザの予防接種委託料、104ページですけども、これは国の制度も導入をして、町単独での年齢を下げての65歳からできるということで、これだけの金額かなというふうに思います。あと、国の補助を得る場合、どういう手続をもって国の制度を生かすための補助金をもらう形になるのか教えていただきたいと思います。

○山本委員長 西田課長。

○西田健康推進課長 国の補助対象ということで、インフルエンザの予防接種を対象されまして、それにつきましては交付税算入ということで、単価について幾ら算入されるかということとはわかりません。報告をする中では予防接種台帳の中で何人接種されたかという県への報告に対しまして、その人数に対して交付税算入されるというふうに県の方から聞いておりますし。

○山本委員長 ほかございますか。

松田委員。

○松田委員 単純に聞ける問題から先に聞きます。

このし尿処理費の減額1,000万円以上あります。これは何で減額になったんですか。

○山本委員長 清水課長。

○清水環境対策課長 し尿の減額につきましては、需用費関係で光熱水費、これにつきまして約900万円の減になっております。それと、今回工事請負費につきましてはゼロということがございます。

以上です。

○山本委員長 松田委員。

○松田委員 光熱費の減額で、こんな大きな減額になってきたらどんな設備か。

もうちょっと納得いくように。

○山本委員長 中井部長。

○中井住民生活部長 し尿処理費の減額になりました分につきましては、今申し上げましたように、部分的な光熱水費もございますけども、修繕料で約600万円ほどの減になっております。それと、人件費関係で約450万円ほどの減になっているということでご理解をいただきたいと思えます。

○山本委員長 松田委員。

○松田委員 この関係については全く説明なしで行ってるわけです、減やと言うだけで。ちょっと僕は中身について聞きにくいんですけど、それはそれとしては聞いておいて。下水道の関係で聞いていきたいと思うんです、済みませんけどね。

次には、これをページを言おうと思ったらページにないんですけども、衛生費でお聞きしていいのかなと思って。これは墓地問題です。墓地問題については、今いろいろと基本構想はあるけれども、別に地元折衝を行っているということなんですけど、それはそれとして、今後どう取り組んでいくことになるのかな。今年度はいろんな基本構想に

おける検討委員会をしたり、よそに折衝したり何かしていろいろあると、全然予算がないということではあかんと違うのかなというふうに思うんやけども、ことしはゼロで基本構想の具体化を図っていくことができるって見て予算処置してないんですか、どちらですか。

○山本委員長 中井部長。

○中井住民生活部長 今、委員が申されましたように、この年度に予算計上を行っておらないと申しますのは、まだまだ検討を要する事項がかなりあるということで、実質的な動きができ得ないような状況という理解をする中で、予算計上をさせていただいておらないということです。

○山本委員長 松田委員。

○松田委員 どういうふうにお聞きしていったらいいのかなというふうにして、一般質問もして、あそこの関係も非常に長くなるんで、ちょっと迷ったんですけども。基本構想が示されて、基本構想にあるような形でなしに事が進められていく。しかも、それは全く表に出てこない、予算にも出てこないという関係で事柄が進められていくというふうなことになるって、一体どうなんかな。しかも私は、反対とか賛成とかの関係はないんですけど、基本構想を見ますと、ある意味で私どもの非常に近くの関係も候補の1つになってることなんです。ところがやっぱり聞かれたら、さてどういうふうにご説明申し上げたらええんかな。常任委員会の議会報告にしたって、具体的に墓地問題で土地問題をしているんやと、実際に書いてありますね。ああそうかなと。そしたら、私どものところの関係は、ここに基本構想に書いて中に入ってるけども、別のところで搜して下さるさかい関係ないんやとやうてええんかどうですか。

僕はこれらの関係について一切まだ、地元の関係にしゃべってないんです。何も言うてない。ところが、こういうことでこれが具体化をしていくということになってくると、それでしかも今接触なされているところがうまくいかんとなったら、そこに戻ってくるのかどうかということも思うわけです。戻ってくるんやさかいに言うたら、またそのときになったら何で言わなんぞんということになると思うし。今の取り組みの方法なんて一体どないなってるんやろなど。それで、これが基本構想で正式なものだと、この間答弁をいただきました。だから、それについてこの後幾つか聞いたかったんやけど、時間が中途半端になって、せっかく皆さんと打ち合わせしていながら言えなかったんですけども。今後、一体どうしていこうとするのか。

たまたま僕は墓の関係につきましても、これで四、五回年次を置いてですけども、住民の皆さん、皆さんと言うよりも特定の人ですけどね、どうなってるの、どうなってるのという質問があるんです。今度一般質問してくれるそうやけども、どういうように期待したらいいんですか。今後の見通しとしてはどうなんでしょうかというて、絶えず聞かれるんです。今のところ期待しとったらあきまへんと言うてるんです。これは、そんなことを言うてもうても私は年いくし、何としても斑鳩でそういう関係を求めたいと言っているいろいろ言うてるねんやけども、極楽寺もわしら言うてみてもあきまへんしなど、こんなことです、ほんまのところ。

だから、墓地問題の取り組みなんていうのは、いろんな面でいろいろ努力しておいでになるし、基本構想が出たからいよいよ本腰になって取り組んでくれるのかなと思うたら、それはほんまに書いてあるだけで、机の引き出しにほうり込んでおいて、別のところに包んでというような格好になって、具体的に動きだしたんかと思って出していながら、予算の面では一切出ていかないと。一体これは今後、具体的にしておこうと思っても費目さえない、一般会計の。それでこんなことができへん。というようなことにおいでいうたら、本気になってるのかなというふうに思います。だからこれは悪いけど、皆さんだけでなしに所管の委員会で聞くとするけども、所管の委員会も何してんねやと言いたくなってくるんです、ほんまのところ。

だから、今後一体どうしようとしていくのか。ここらに書いていますと、今度ですけど、検討委員会を持って協議していくと。検討委員会を持って選定用地の関係について協議をしていくというの、その先に行っていくのは、それは悪いと言いませんけど。だから、そのことが全然出てこんど。それで、水面下の行動になっている。しかもそれはいろいろと聞きますと、所管の委員会には報告していると言うんですね。これはどうなっているのかということについて、私は全くこの取り組みについてはわからん。本当、やる気があるんでも何でもなかりょうというふうに思われて仕方がないんです。何でこないります、これは。基本構想というの、そういう性格なものなんでしょうか。ことしも幾つかの施政方針の中で見たかて、基本構想をつくるつくるというて、必ずあっちこっちにあります。僕は、そんな基本構想やったらない方がましやと。

それこそ合併問題ではないけど、銭を使うてむだ金のないようにしてくれと。これまでコンサルも入れていろいろと調査をしたんやと思います。だから、この中ではっきりわかるのは、斑鳩町における墓地の現状ということについては、ある程度概ねつかんで

把握しました。それ以降の関係はわからへん、はっきり。そうすると、この辺について一体どうなってんねやということについて、この際はっきりしてほしいし、いろいろこう言うていろいろ動いてるけども、ただそれだけのことなんで、14年度は何もせえへんねんということなんかどうか。このことだけ確認しておきたい。銭の要ることは一切せえへん。仮に要ったとしてもほかの一目を利用してうまいことやっているということになるんかどうか。

○山本委員長 助役。

○芳村助役 松田委員から一般質問にもいろいろと意見をさせていただき、答弁もしてまいりました。そのときに、なぜ基本構想から外れた選定等、これでいいのかというようなことでも質問を受けました。そのときには町として判断を言ってまいりました。白石畑において産廃計画が持ち上がり、産廃計画がどうであるか。その後土地計画も浮上した経緯がある。こうした関係から、白石畑地区で了承が得られるならば白石畑の土地をやっぺいこうということで、今現在、白石畑の交渉をしておる、こういうことを申し述べたところでございます。

我々といましては、先ほども松田委員がおっしゃいますように、基本構想というものは非常に重要な1つの構想でございまして、この構想の中に示されたゾーン以外に選定したということ。非常に我々としては反省をしていかなければならないと、こう思うんですが、先ほども申しましたような関係でこの白石畑の産廃計画によって何とかやっていきたいという中でやってきたということでお許し願いたいと思います。

また、多くの住民が墓地を希望されていることは十分前々から知っておるわけでございまして、そういう住民の方々のニーズ、墓地要求ニーズにできるだけこたえていくということが必要であろうと、このように思っています。ただ今現在、白石畑と交渉をしておりますが、白石畑の返事というのはまだ聞いておらないわけです。町長が、今白石畑の方に行っていただいて、ことの白石畑の方々と十分時間を交えて、協議していただきました。けども、すぐに返事しないということでもございました。その返答を待っております。しかし、墓地というのは非常に聞かれても難しいような状況にもあるわけでございまして、町としては慎重に図っていかなければならない、また進めていかなければならない、このように思います。

したがいまして、白石畑の今の動向を見ていこうというような格好で進めておりました関係から、ことしの予算にも計上してないということでもございます。白石畑での返答

が、白石畑はもうだめだということになれば、やはりこの基本構想に基づいた選定順位の中で我々は考えていかなければならないし、そのとおりの方法で進めていかなければならないと、このように思うわけでございます。したがって、今、白石畑の様子を見ているということでご理解を願えないかというところでございます。

○山本委員長 松田委員。

○松田委員 僕は折衝されているということについてとやかく言いませんけども、何で基本構想としての白石畑を先に行くことになったんかと。それは、結局基本構想に示す選定基準に幾つかの条件が書いてます。そういう関係はクリアをしていると、白石畑は。なおかつ白石畑で、ここの事が事柄であるけれども住民の理解を得やすいというふうに判断してきてるんだろうと思うんです。それはなぜなんや。どういうことなんや。そういう判断に至った経緯というのは一体何がある。

できればそれで結構やと思うんです。結構やと思うんやけど、それは一体何やと。そしたらそれは、確かに喜ぶべき施設というより絶対的には必要なものであったにしても、ほかでやってもらえるんやったら結構なことやと思うんです。是非ともうちへ持ってきてくれと言う、のしつけてするというようなものではないと思うんですけどね。それだけの難しさがあるんやったらどうなんやということについて、ここではっきり言いませんけど、僕は心配しているんです、ある意味で。何か具体的な行動をできないような要素が主体としてあるんかないのかということをお願いなんです。私がたまたま議長をさせていただいたときに、その種の関係について陳情を受けたとがあるんですよ。そのことが一体どうやったんやろうかなと思って調べてみたんです。3人おいでになったんです。そのときの、これは名刺です。

そういうふうなことの要素を踏まえて、ある程度どこかに意識があって、今そういうところの関係に入っているんかどうか。恐らくそのときの関係についてでも、地元了解を云々とかいうて、どうせできないとか何とかいろんなことを言ったんやと思いますけど、これは、そういういろいろな計画があります。だから協力してくれと。そういう手続をとろうと思うてんねやということを行いました。ところが私はそのときに、いろいろあったとしてみても、これはどうなのかなということで、ある隣接の議会の議員にもこのことはどうなんやと聞いたことがある。えろわかかわりを持ってくれると言われてたんです。そのかわり合いを持たなかったことが、ずっと計画には不安になってきたんやと思うんやけどね、まだ言っているんかどうか知らん。しかし、そういう経緯など

があっただけに、今回こういうような関係が起こって、具体的な措置を講じないままに、検討委員会も持たれないままに、わざわざ町長もそのところへ行かれたということになってしていくと誤解を受けるというふうに私は思うんです。結果どうなのか。

そして、しょうがない、また、ああでもないこうでもないというようなことを言って深みへはまってしまうような形になりはせんかなというふうに思うんで、もっと具体的に申し上げたら本当はいいんだと思うんですけど、差しさわりが僕はあると思うし、言いたくないんで、余り触れたくない。だから、よほどこの問題について検討をしてもらわないかんし、本当に住民の皆さんが、あるいはここで言われているように、現にこの要素よりもよくて、そして住民の理解も得やすいんだということやから、これを本命に置いていくんやという決意がなかったら、あかなんだら、よかったらというだけの話では、この議論はないと思うんです、この議論。だから、自信がないから予算も組めない。しかも、調査費も組めない。

僕はこんなことで、本当に取り組んでいくことになってるんやというふうに言えるんかどうかということ。そうではなしに、今まで議会がいろんなことをやってくれ、どうなんや、何とかせんかいということ言うてるから、一応格好つけとこかというようにとられたとしてみても仕方がないんやないかというふうに思うんです。だから、こういう取り組みとこういうふうな扱い方というのは、全くもってのほかやというふうに私は思うんです。

難しい問題であるだけに、なおかつそういうふうに思うんですけども、これはやっぱり少なくともこの関係は、予算には今までの関係で全然希望をなくしてしまうと大変だからと言うて、1,000円でもつけたときがありますやろ。そういう関係のものでありますな、いつでも。せめてそのぐらいの余地を残して、折衝していくんだというふうなことをとらないと、全然今度はあかんということや、今年度は。僕はそんなことでいいんかというふうに思うんです。しかも、作業の流れの関係からいきまして、もう既に年次は越えてる。もう11年までの作業の調査の実施やとかいうふうに言いながら、ここではもう12年度はその関係は測量などを行って、しかも基本設計にかかっているのが、この流れです。全然こんなところへ入ってない。

だから、この取り組みについては皆さん、どう弁解しようと思うんです。話にならんやないかと、これは。だから、そういう意味で強く私はしていきたいし、本会議にさせてもらってから時間がなくて、中途半端な結果で終わったんですけども、ぜひともこ

の関係につきましては、過去のいきさつなり今後の取り組み条件なり、あるいは予算書は出してないけれども、そういうことでいいんかどうかということもありますし、僕は時間を余りこんなことで費やしてもいかんと思いますから、はっきりしといてほしいんやけども、所管委員会に理解と納得と得心がいくように説明して、ちゃんと対応していくようにしておいてください。要望しておきたいと思う。

言うことがあるんなら言ってもらって結構ですけども、それでなかったら結構です。

○山本委員長 助役。

○芳村助役 これであえとおっしゃっておりますが、今、白石畑の産廃計画について、非常に私たちとして苦しみが続きました。今、いよいよましになったということでございまして、その中で先ほど申しましたような、白石畑における当時の地元からのそういった形の情勢がございました。そういうことを配慮しながら白石畑にこの土地を持っていただくということだけご理解願いたいと思いますと同時に、基本構想につきましては、やはり定めた以上、この構想に基づきまして担当委員会にも相談しながら、言うても納得いける範囲内かと思うんですが、前向きな姿勢で頑張っただけで公園墓地計画を進めてまいりたいと、このように思っておりますのでよろしくご配慮をお願いしたいと思います。

○山本委員長 松田委員。

○松田委員 念のために申し上げておくけれども、僕のところにこういう話の関係を聞いたのは、3人来たんやけども、平成9年5月20日です。ここまで書いてある、これはうかうかしたら、しょうもないところで突っ込まれてしまうなというふうに思うたから、ここに書いたんです。いろいろな話を聞いて、名刺見て調べてみたら、この3人やったなということを使うんです。それはそれとして。

こういう経緯を越えて、本当に積極的というよりも心から何とか町がしてくれるなら、そここのところが決まったらそこに入っていきたいという住民の要望があるというふうに先ほど申しあげましたけども、現在、どうしても年もいってくるし云々ということがあるんですけども、何とかそういうことで斑鳩町におってもとれないというふうなことを言って、真剣に捜しているんやというふうに言って、どうしてもあかんさかいに、よそへ。どこかこの近くでできたところがあるらしくて、そういうところを買ってんと言う人もあるけど、まだそういうふうに希望している人もあるんです。

僕はそういう時に、行政の墓地問題の取り組みのおくれという関係もあって、責任とか言いませんよ。おくれるという事情のところがあるんで、積極的にこの墓地などにつ

いて、斑鳩で何とかしたいというような関係の人に、相談に乗ってあげるといふような気持ちがありますやろか。もしあったら、僕はいろいろまた今度聞かれたときに、町だけの墓地問題というのは、ちょっとおくれてめどは立っていませんけども、一応全体的な斑鳩町の墓地の関係については、状況というのは発生しているから一応ご相談に乗って、期待にこたえられるかどうかは別にして、相談に乗るようしたいという手順はありますね。

だから、せめてそんなことは何かこれも言うていきたいと思います。聞くだけ聞くよということだけになったらあかんとかは思うけども、せめてそのぐらいの姿勢がとれますか。どうなんでしょう。

○山本委員長 町長。

○小城町長 松田委員もおっしゃっていただくように、確かにそういう住民の方々がおられます。私も相談に来られましたら、できるだけ斑鳩町の竜田川霊園というところに墓地がございますから、そこがいいか悪いかは別にいたしまして、やっぱり相談に乗って、斑鳩町内ということになったら僕は難しいと思いますけども、もし町外で墓地が必要ならば、隣の竜の子霊園のところもございますし、いろいろとまた相談に乗らせていただいて。ここで申し上げるように、やっぱりそれは自分のお墓を求めていかれるんですから、この関係については我々としてはやっぱり相談に来る方がご納得いただいて、墓が購入できますような関係等についてもご相談に乗っていききたいと思います。

○山本委員長 吉川委員。

○吉川委員 関連して、1年前の委員会で、私もこの委員会に入ってきて、元助役さんだったと思うんですが、ちゃんとした答弁しておられるわけです。そのことは今、全然おっしゃらないわけ。それから部長のところへ行って、課長のところへも行ってこうやと。この年度にこうするということを約束してるやないかと。それは約束しててもできないことはあります。それは、できないならできないで、やっぱりちゃんと報告してくれないかん。部長知ってくれてる。わしもそれを言うて、基本構想をしてながら、金かかってある。松田委員言われるとおりのや。言うてます、ちゃんと。もうじき1年になります。私が言うてからも1年からや、2月の委員会や。13年度中にはこうしますとはっきり言うてある。そのことも私は言うてます。それでも、そんなことは全然今でも話にならないわけや。

だから、松田委員がこう言われたらこう言う。仮に里川委員が言われたらこう言う、

吉川委員が言うたらこう言うでは、やっぱり一環したあれをやってくれなあかん。それは難しい問題や、ようわかってる。私もはっきり言うて、今になったら、こう思うてんねんということをはっきり言うてます。今まではせんど言うてきたと。しかし私は、早うやってもらわなら、皆よそで買って、少なくなってもうたらこれはほんまに事業が成り立っていくかな。確かに欲しい方については気の毒。やっぱり斑鳩町に骨をおさめようと思うて、埋めようと思って来てはるわけ。四国の方でも、四国をあれしてこっちへ来てはる人もいはるわけ、こっちに墓を持ってはる人も。

そやから、早うやって、早うと言うて何遍でも言うてる。やっと去年、この何かあつてから、ことし中に場所を決めます。それで聞いてたら今、松田委員がおっしゃるとおり。私はどこでもええわ、できたらと。言い方が悪いかしらんけど。あのときにも部長だったと思うけど、何で基本構想を3カ所を示したのに。私にしてもだまされたんかなと。先ほど松田委員が言うてもろたからもうあれやけども、ほんまにそれで引き延ばされたなど、そない思うてました、私。しかし、難しい問題は難しい問題です。そこへ行ってずっと受けてくれはるところはあらへん。だから私も、辛抱、辛抱しやってるけど、やっぱり委員会、公の場で答弁したやつについては、もう少し真剣に私は考えてもらいたい。もうこれ以上申し上げませんが、今、松田委員も委員会へそれを報告してくれということですので、私のこの件についても委員会へちゃんと報告してください。お願いしておきます。終わります。

○山本委員長 町長。

○小城町長 吉川委員も12年度に厚生常任委員会でございました。そのときに基本計画等がちょうど13年の9月かに出てきたと思います。その中で、やっぱりできるだけその関係等については早くせんなあかんねんという中で、私は13年度中に1つの候補地として、今一番問題になっている白石畑について産業廃棄物の関係、そういう問題がある中で、取り組んでいく中で、白石畑等について検討していきたいという旨を申し上げてきた経過がございます。確かに基本構想についてはのっていませんが、はっきり私の方からそういう関係をさせていただいた。それが13年度中ということで、できるだけ私の選挙もございました中で、早くということで大体9月には白石畑に入らせていただいた経緯があるわけです。私が今、正にこういう基本構想をあげているということは、それは大きな問題であると思います。委員会等については、そういう旨は私はお話させていただいた経緯はあると思いますし、全く基本構想も無視したということについては、

それは確かにご理解はいただけない話は当然だと。一番やっぱり何を言いましても、できる、そういう可能性のあるところをということになったら、私は皆さん方の地元ということを考えて墓地をするという方々がもっと来られたら、しかしそれは地域として。その中で、そしたらその地域で片方の2メートル道路をつけて、そしたらその周辺で皆さん方がご協力いただけたということについて、私は白石畑でやらせていただいたという経過がございます。

何を言いましてもやっぱり基本構想の中で、そういう検討をしなかったということについては、私どもはおわび申し上げるとともに、その墓地については皆さん方がなかなか手を挙げて賛成するという方がないわけですから、やっぱりそういう施設云々についてはよっぽど慎重にかかっていかなかったら、なかなかそう簡単にはできない。今、皆さん方がおっしゃっていただくように、我々としても大分出発は間違っただけではないかなというような感じも持ってますけれども、やっぱりその辺のところを今、松田委員が指摘しておられたように、陳情に来られた関係等も我々それが一番怖いわけです。そういうことをやっぱり避けて通るといふんか、それでも何回かは助役さんのところにも来られておりますし、助役さんはすべてを突っぱねて、耕地課へ来ていただいたという経緯もあるし、こういう関係についてはなかなかいろんな手を使って来られる方もございますし、そういうことは当然のことでございます。

よっぽど慎重にかからなったら、当然やっぱり墓地というのは、いろんな方々が入ってこられるわけですから、そういう点で行くとやっぱりよく真剣に行かなければ。当然、松田委員、吉川委員の皆さん方からもおっしゃっていただくように、当然我々としては反省すべきところは反省しながら、早くそういうことについて着手をしていかなければならんと思っています。

○山本委員長 ほか、ご質問ございますか。

里川委員。

○里川委員 簡単に結構ですので、ちょっと教えていただきたいと思います。

予算書104ページの高齢者のインフルエンザ予防接種委託料のところ、広域圏の中でも、奈良県下でもいろいろ問題があったんですけれども、町の医師会以外で受けれるところと受けれないところとかいう、ややこしい問題を抱えてたと思うんです、これは県下で。斑鳩町については、そういうことは全くなかったわけなんです、参考までに町外でお受けになった方というのがどの程度いらっしたのか。大体でも結構です

ので、つかんでおられたら教えていただきたいと思うんです。

それと、107ページの健診です。各種健診を予算立てていただいているわけなんですが、この健診につきまして前年度の受診率などどのように評価されて、そしてまた、今年度についてはどういう考え方で予算を組まれたかという、その町としての考え方や姿勢をちょっと私は確認させていただきたいと思います。

それと、110ページにありますISOの認証取得について、先ほども約900万円の予算化ということで、これは13年度予算の中でも補正も組んでると思うんです。これは完全に認証取得するまでに、大体どの程度金額がかかるものというふうに、私たちは認識をしておけばいいものなのか。これで全部おさまるのかどうかというのがちょっとわからないのと、それと、かなりの事務量があるものですから、タイムテーブルみたいなものをきちんと持っていただかないと、なかなかこれは本当に14年度中に取得するという事は、並大抵の努力ではないと思うんです。そのタイムテーブルなどを少し、簡単にでも結構ですので教えていただきたいと思うんです。

それと、112ページの精神保健費のところ。これにつきまして、精神障害者地域生活支援センター業務委託料ということで上がってるんですが、このことについての内容をもう少しご説明をいただけたらと思います。

以上でお願いいたします。

○山本委員長 西田課長。

○西田健康推進課長 まず、第1点目のインフルエンザの町外で接種された方の件数というお尋ねでございます。少し数字は、ちょっと今記憶してませんが、20件程度であったかなというふうに思っております。

健診率の評価についてというお尋ねでございます。各種健康診査があるわけですが、ざっと言えば例を挙げさせていただいてよろしゅうございますか。基本健康診査につきましては、過去10年は38.9%、それで11年度は37.6%、平成12年度は38.8%、13年度はまだ受診率は出ておりませんので、この3カ年の評価ということになります。余り伸びてないし、平行線をたどってるかなというように評価しております。年々、前年も受診率をアップする手だてということでもいろいろとセンターともお話し合いをする中で、最近は出前講座という形で、自治会なり、また、福祉会の方からの健康についての話という形で要望をいただいております。そうした中で現場へ出向いた折にも、各種健康診査を受けていただくようお願いしていったらどうかと。口

コミでもお願いしようかなと。そしてまた、皆そのおいでになった方々が町で出くわされたときに、お互いにもう受けたかというような牽制をしていただきたいということも、お願いしていったらどうかというふうな取り組みをしていく中で実績を見て、効果があるのかなのかまた反省して、違う方法をまた検討しようやないかというふうに、センターともども話し合いさせていただいてる状況でございます。

それと、精神衛生の関係でございます。14年度から県からの委譲の中で、朝からもいろいろとご質問いただいております中でも、委託料という形で100万円を計上させていただいております。これにつきましては、地域支援センターの方へ委託をお願いする中で、業務内容といたしましては精神病者に関する相談業務という形で、今までもそういった精神病にかかわる相談等も、保健センターの保健師、看護師等で承っております、全面的に町の側に委託されるという中で、センターの方で相談業務に携わっていく中で問題等が町の方での判断ができないというようなものについて、そうした委託で助言・相談を受けていただくという形で、内容といたしましてはそういう内容でございます。

以上でございます。

○山本委員長 清水課長。

○清水環境対策課長 それから、ISO関係でございますが、まず、手数料関係につきましては、ISO14001認証登録に係ります審査手数料、これはマニュアル審査とかマネジメントマニュアルがISOの本質から逸脱していないかどうかのチェック。それとか、登録審査、認証取得をするための審査ということで、書類とか初動、本審査の3種類がございます。そういったところで190万円を組まさせていただきます。

次に、ISOの認証取得支援業務委託ということで450万円組まさせていただきますが、これにつきましては支援業務の委託内容ということで、教育・訓練ということで、導入研修や内部監査委員の養成研修、環境マネジメントシステムの骨格をつくるための基本的な条件設定や支援のひな形の提案、内部監査に立ち会うなどの支援、また、監査後の指摘事項に対する改善の提案等の支援をしていただくということでございます。それと、電算システム委託料につきましては、既定書類の手順書等のシステムの導入ということで、現在は各職員につきましては研修等一部済んでおるところでございますが、要は14年度内に審査、登録というようなところまで進めさせていただきたい

と思います。

今後、14年度の初期につきましては、環境側面調査があります。その予備調査に入りまして、基本構想文書化運用審査登録という順で事業を進めさせていただきたいと思います。それに伴います費用がISO関係900万円ほどすべて要するというところでございます。

以上です。

○山本委員長 中井部長。

○中井住民生活部長 14年度中の取得というところで、今現在取り組んでおるわけですが、できるだけ早い時期にこの取得を行っていきたいという考え方であって、いつごろに取得できるかというところまで、まだ詰めの段階まで至っておりませんので、その点でご理解をいただきたいと思います。

○山本委員長 里川委員。

○里川委員 非常に事務量も多いですし、近隣で例というのがなかなか、県しかありませんし、大変だろうと思うんですけれども、私たちもまたそれを見守りながら行きたいと思います。

それで今、ちょっと西田課長に答弁していただいたところで気になったんですけど、出前講座というのはすごくいいと思うんです、健康関係も。私も実はちょっと出前講座、健康推進課関連でお年寄りから聞かれたことがあるんですけど、これは申しわけないんですけど、出前講座申し込みというのは直接担当課ですか、総務課ですか。

○山本委員長 総務部長。

○植村総務部長 窓口は総務課の方でさせていただきます。

○山本委員長 里川委員。

○里川委員 はい、わかりました。

それと、訪問看護ステーションの分の看護師さんにつきまして、非常に専門的な知識もお持ちですので、精神障害者関連のこととかいろいろまた、町の独自でやらないといけないこととかも出てきてるとは思うんですけれども、看護師さんの活用につきましても期待しておりますので、健康推進の事業など頑張ってもらっていただきたいことを要望しておきます。

○山本委員長 ほか、委員さんの方でございますか。

ないようでございますので、これもちまして第4款 衛生費に対する質疑を終結を

いたします。

6時30分まで休憩をさせていただきます。

(午後6時14分 休憩)

(午後6時30分 再開)

○山本委員長 それでは、再開をいたします。

次に第5款 農林水産業費についての審査に入ります。

説明を求めます。

鍵田部長。

○鍵田都市建設部長 それでは第5款 農林水産業費につきましてご説明申し上げます。

予算書の120ページをお開き願います。

まず、第1目、農業委員会費でございますが、本年度は876万3,000円、前年度に比べまして281万2,000円、24.3%の減となっております。主に農業委員会の事務経費でございますが、前年度に農業委員会諸事務の簡素化、敏速化を図るため、農業基本台帳のデータベース化を行い、その更新を行うための委託料を計上しております。なお、農業委員会におかれましては、農地転用等の審議を初め、各種の研修活動を通じてめまぐるしく変化する農業情勢に対応すべく、農業施策の推進に努めていただいているところでございます。

続きまして、121ページでございます。第2目、農業総務費でございます。本年度は3,937万8,000円、前年度に比べ338万7,000円、8.6%の減となっております。主に職員に係る人件費でございます。

続きまして、122ページでございます。第3目、農業振興費でございますが、本年度は715万9,000円、前年度に比べ44万円、5.8%の減となっております。主に農業振興会などの農業振興団体等への各種補助金でございますが、恒例行事として多数の住民の方々に参加をいただき好評を得ております産業フェスティバルにつきましても、本事業の開催目的に掲げます、地域住民の方々の町内の商業振興、農業、観光を認識していただくためとして、各産業に携わる方々と地域住民との交流の場を提供しているところでございます。引き続き実施主体であります実行委員会に対して補助を行ってまいります。

また、花と緑に触れ合う潤いのある地域づくりに向け、住民、行政、企業等が一体と

なった花と緑のネットワークづくりの推進をするために、その核となっていただく斑鳩ガーデニングクラブに対し補助をしてまいります。

次に、第4目、土地改良事業費でございます。本年度は1億6,147万2,000円、前年度に比べて5,875万7,000円、57.2%の増額となっております。増額の主な理由といたしましては、事業費が増加したものでございます。本年度も昨年度に引き続き、高安地区での農道整備を県の補助を受けて整備することとしております。さらに町単独事業といたしまして、6地区から出されている要望を積極的に取り入れ、基盤整備に努めることとしております。

続きまして、124ページをお願いします。第5目、生産調整推進対策費でございますが、本年度は870万3,000円、前年度に比べ6万5,000円、0.8%の増となっております。平成12年度に新たな米施策の大綱として、水田農業経営確立対策が実施され、本対策を基本に生産農家、農協、行政が一体となって、本町の生産調整の推進に取り組んできたところでございます。引き続き生産調整の確実かつ円滑な推進の必要がありますことから、生産調整実施農家等への助成金、及び現地確認等の所要額を計上したものでございます。

続きまして、125ページをお願いいたします。第6目、米穀流通消費改善対策費でございますが、本年度は14万円、前年度に比べ1万1,000円、7.3%の減となっております。米の割り当て、集荷業務の事務費が主なものでございます。

次に、7目、有害鳥獣駆除対策費でございますが、本年度は30万円。前年度と同額の予算となっております。農作物への被害を防ぐため、有害鳥獣の駆除を猟友会に依頼するものでございます。

次に、第8目、地域農政推進対策事業費でございますが、本年度は161万3,000円、前年度に比べ9万3,000円、5.5%の減となっております。地域農政の活性化、農地の流動化の促進に伴う事務費、及び各地の地域農政推進事例について見聞を高めていただくための研修会の実施に要する経費を計上いたしております。

続きまして、126ページでございます。第2項、林業費、第1目、林業振興費でございますが、本年度は235万7,000円、前年度に比べ51万9,000円、18%の減となっております。松林を守るための松くい虫防除対策としまして、引き続き伐倒駆除を実施し、景観の保全、土砂崩れ等の災害を防止することとしております。

以上、簡単ではございますが、第5款の農林水産業費の説明とさせていただきます。

審議のほど、よろしく願いいたします。

○山本委員長 第5款 農林水産業費についての説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

予算に関する説明書の120ページから127ページでございます。

吉川委員。

○吉川委員 ここには載ってないんですが、前々からお願いをしておりますし、また、考えてほしいということで、下水道は完備になってますが。田んぼへ今でしたら水は余るほどあるわけですけれども、下水道が完備になったら水対策は大変だと思うんですけども、今から考えてほしいということで前々から申し上げてますんですけども、そのことについてはどうお考えか聞かせてください。

○山本委員長 ご答弁を求めます。

鍵田部長。

○鍵田都市建設部長 以前から言われておりますことですので、今、下水道部の方とも協議して検討中でございます。なるべく早い機会に、どういうふうな形でということを考えていきたいと思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

○山本委員長 ほかに質問ございませんか。

喜多委員。

○喜多委員 124ページ、生産調整推進なんですが、転作ということで斑鳩町はどういうものを栽培をされておりますか。

○山本委員長 杉本課長。

○杉本観光産業課長 平成13年度につきましては、122.02という面積割り当てがございまして、各地区につきましてはそれぞれ目標面積を達成していただいております。主に水稻、そしてその後にはレンゲ、あるいは蔬菜と、こうしたものを生産していただいております。

○山本委員長 喜多委員。

○喜多委員 転作だから、水稻は当然栽培をされるのが原則でしょう。それを転作違うの。

○山本委員長 改めて答弁を求めます。部長。

○鍵田都市建設部長 転作ということですので、水稻から麦だとかいろんなものに転作

をさせてもらう。そういう意味でございます。

○山本委員長 喜多委員。

○喜多委員 レンゲですよね。そしたら、秋桜ライブか何か計画されてますが、そういうのはどういう扱いになるんですか。コスモスを今度たくさん、法起寺周辺でということですが。

○山本委員長 杉本課長。

○杉本観光産業課長 転作の方につきましては、レンゲでございましたら地力増進というふうな形になってまいります。それに対しての一定の助成もあるということでございます。

コスモスも対象になってございます。

○山本委員長 ほかございますか。

浅井委員。

○浅井委員 今、秋桜と言われましたのは、秋桜は10アールどのぐらいの補助になっているんですか。

○山本委員長 杉本課長。

○杉本観光産業課長 2万円だったと思います。

○山本委員長 浅井委員。

○浅井委員 これは奨励金ですね。転作奨励金ということですね。

○山本委員長 転作奨励金で2万円ということによろしいですか。

藤本課長。

○藤本都市整備課長 先ほどのコスモスの栽培をお願いしていると。この分については、耕していただかないかん。そして、また種をとっていただくというような作業が発生してきますので、そのコスモス栽培の、その余計な費用分については平米80円を支払いさせてもらっております。

○山本委員長 松田委員。

○松田委員 今、吉川委員が質問された内容の答弁をしているけど、時間がなかったからそこまで触れなかったけど、一般質問の課題として提起をして、行政方すり合わせができてある。せめてそのぐらいの内容のことを言わなんだらあかんと違うのかなというふうに思うよね。

例えば僕が、こういう内容で言いますよという時に、公共下水道供用開始に伴って、

上水道の使用量がどのように変化してきておるか、考えられるのか。また、河川の流水状況だとか、水稻栽培などの農作物に与える影響はどういうふうに認識してるのかということ聞いてます。これについてどう答えるんですか、皆さんそれは知っておられるわけや。こんなもんがやっぱり答えんとやで。せっかくそれがあったのに。僕は答えてくれないから黙ってたんですけれど。できたんやったら答えてやらなんたら、誠意と違うか、そんなもん。できてないならいざ知らず。しかもこの関係については私も意識してたけれども、吉川委員が常にこのことを今まで、何回も一般質問のときに聞いておりますから、せっかくこのときいうときに、そういうメモをさっき言った関係のことを書いて整理をして皆さんにも申し上げておきたい。

だから、一般質問のときに聞く予定をしていたけど、触れてなかったんやさかいに。私が書いてあった質問と、具体的に結果が同じ内容のことで質問されているのに、こんな言い方でしてもろたら不親切と違うか。そういうことやと言うんやったらそれでいいんやで、質問者が黙ってはるんやさかいな。構わへんねけど、僕はそう思う。

○山本委員長 助役。

○芳村助役 今、ご指摘によります下水道の完備した場合の河川等の濁水の問題でございます。それはどうしていくかと、こういうことでございます。

下水道が完備することによって、河川への水量の影響を来すわけでございまして、また、周りは水洗便所にみなんが変えていただく、こういうものが当然直接下水道に流れていく、こういうことです。また、雑排水につきましても減少すると考えておるわけでございます。しかし、気候の変化や地形の変化を除けば、過去から農業用水として利用されている水量につきましても影響がないだろうと考えておりますが、以前からこれは懸案事項でございます。上位計画でもございまして、当然、県とも協議いたしまして、このような状態にならないような形で農業者の水の確保に努めてまいりたいと、このように思いますのでよろしく申し上げます。

○山本委員長 ほかよろしいですか。

ご質問ございませんか。

それでは、ないようでございますので、これをもちまして第5款 農林水産業費に対する質疑を終結いたします。

続きまして第6款 商工費についての審査に入ります。

商工費についての説明を求めます。

鍵田部長。

○鍵田都市建設部長 それでは第6款 商工費につきましてご説明申し上げます。

予算書の128ページをお開き願います。

まず第1目、商工総務費でございますが、本年度は2,986万3,000円、前年度に比べまして33万円、1.1%の増となっております。主なものといたしましては、職員に係る人件費、及び高齢者の豊かな経験と技術を生かすとともに、働く機会の充実や活動の場づくりを推進するため、斑鳩町シルバー人材センターへの助成金を計上したものでございます。

次に、第2目、商工振興費でございます。本年度は1,532万9,000円、前年度に比べ52万5,000円、3.3%の減となっております。主に商工会への補助金等でございますが、商工業者債務保証料の補給費につきましては、昨今の社会情勢を勘案する中、50万円の増額をして対応してまいりたいと考えております。

次に129ページでございます。

第3目、観光費でございますが、本年度は1,195万3,000円、前年度に比べて117万円、10.9%の増となっております。主な増額の理由といたしましては、観光協会への補助金100万円増額になったことによるものでございますが、これは散策型、回遊型の観光誘導策の推進に向け、観光客の受け入れ体制の充実を図るために、本年4月13日に斑鳩の里観光ボランティア協会を発足し、その組織強化と継続して観光ボランティアガイドの育成に取り組んでいただくこととなったこと。それと、世界文化遺産である町として、当町の歴史的、文化的特性を生かした国際交流事業といたしまして、昨年、斑鳩町美術協会との交流がきっかけとなった中国江南省洛陽市を訪問し、歴史的風土、町並みの保全など、共通する課題をさまざまな角度から見聞し、お互いの文化交流の推進を図るために増額となったものでございます。

また、昨年から実施しております歴史周遊ウォークにつきましても引き続き実施し、斑鳩の町の歴史や自然を身近に感じていただき、聖徳太子ゆかりの町として再認識していただく機会づくりを提供できればと考えております。なお、今日まで工夫を凝らして実施していただいております桜祭り、紅葉祭りなどの各種イベントにつきましても引き続き実施していただき、観光客の誘致に努めていただけるよう支援してまいります。また、ユニバーサル・スタジオ・ジャパンの開業、5月開幕のサッカーワールドカップ開催に伴い、外国人観光客の増加も見込まれる中、特に東アジアからの訪問者に対する利

便性の向上、国際化への対応を図るため、ハングル語版の観光パンフレットの作成を行うこととしております。

続きまして130ページでございます。

第4目、観光会館費でございますが、本年度は44万8,000円、前年度に比べて2万3,000円、5.4%の増となっております。観光会館の維持経費でございます。

次に第5目、消費者対策費でございますが、本年度は50万6,000円で、前年度に比べまして10万6,000円、26.5%の増となっております。これは、相談日を月3回から4回に増加したこと。また、契約の解除までの時間に制約を受けるクーリング・オフ制度や近年増加しているインターネット関連の不法盗難等に対応するため、報償費10万円の増額となったものでございます。

次に第6目、歴史街道ネットワーク事業費でございますが、本年度は890万円で、前年度に比べて5万6,000円、0.6%増となっております。恒例となっております太子ロマン斑鳩の里観月祭の開催に要する経費に加えまして、斑鳩の伝統的な秋祭りを取り入れたイベントといたしまして、一昨年から実施されました斑鳩の里ふるさと秋祭りの開催事業に対する補助金を計上いたしております。

次に、131ページから132ページにかけでございます。

第7目、法隆寺iセンター管理費でございますが、本年度は1,872万で、前年度に比べて46万4,000円、2.4%の減となっております。主なものといたしましては委託料でございますが、その内訳は清掃業務委託料17万4,000円、機械警備業務委託料44万6,000円、管理・運營業務委託料1,208万8,000円、消防設備その他保守点検委託料201万8,000円となっております。

次に、第8目、観光自動車駐車場運営費でございますが、本年度より特別会計から一般会計に移行いたものでございます。本年度は1,002万円となっております。主なものといたしましては、法隆寺三井観光自動車駐車場の管理業務委託料を計上いたしております。

以上、簡単ではございますが、第6款 商工費の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○山本委員長 第6款 商工費についての説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

予算書の128ページから133ページでございます。

喜多委員。

○喜多委員 128ページのシルバー人材センターなのですが、これは今、登録されている方々の数がわかりますか。それと、稼働率はどのぐらいでやっておられるか。それもわかったら教えてください。

○山本委員長 浦口課長。

○浦口福祉課長 現在、会員が360名で、会員制で運用されております。

稼働率については、90%近い稼働率でございまして、ほとんどの方が1回ないし2回は就業についていただいているという状況でございます。

○山本委員長 ほか、ご質問ございますか。

里川委員。

○里川委員 131ページにあります斑鳩の里ふるさと秋祭り実行委員会補助金なんですけれども、昨年の事業のときにも取り組みとしてなかなか十分に協議したりできなかったように思ってるんです。今年度についても同じような額で、このふるさと秋祭りについて予算計上されておられますけれども、今年度の考え方についてお尋ねをしておきたいと思います。

それと、私一般質問でも言いましたけれども、132ページにあります緊急地域雇用特別対策事業費で、ここでは上がったのがゼロということになってるわけなんですけれども、このことについては一応考え方について、一般質問の方でお尋ねをさせていただいた経過はあるんですけれども、近隣の中でこの事業を今年度も使って、例えばIT講習会などについても初級から今度中級に上がって、中級の指導をしていただくというようなことなどとか、いろんなことに活用されているように思うんです。考え方はお聞きしてあるものの、そういったことの研究をぜひしていただきたいと思っておりますので、再度そのところをもう一度お聞きしておきたいと思っております。

○山本委員長 杉本課長。

○杉本観光産業課長 ことしの秋祭りの関係でございます。

昨年につきましては議員さんもお承知のように、法隆寺地域が諸般の事情によりまして参加をしていただかなかったわけでございますけれども、ことしにつきましては先月、所有地区が集まっておきまして、実行委員会での反省会でも出た内容等を説明させていただき、出ていただく方向で今現在地元の方に持ち帰っていただいておりますので、そうしたことから、今年度につきましては法隆寺も参加していただけるものというふうに

思っております。

それと、各自治会で所有されておる地域につきましても、去年は2自治会が都合の関係で参加していただかなかったわけでございますけども、その自治会、あるいは他の自治会にも早い時期から参加要請をお願いいたしたいなど、このように思っております。内容等につきましては、去年のいろいろな反省点を踏まえながら、改革すべきものは改革するというふうな方向で進めてまいりたい、このように思っておりますのでございます。

以上です。

○山本委員長 総務部長。

○植村総務部長 2点目の関係につきまして、これは一般質問の方でご答弁させていただいたとおりでございまして、平成14年度につきましては、そういった事業ということではないという話でございますけども、そのときにあわせて申し上げておりましたとおりで、これは3カ年の期間でございますので、14、15、16でございます。あと15、16の関係につきましては、各町村のやっている状況、または県との調整をしながら前向きに新しい事業として取り組めるものはないかどうか、考えてまいりたいと思っております。

○山本委員長 里川委員。

○里川委員 秋祭りに関しまして、私も地域、やっぱり太鼓台ありまして、地域の方からいろんなご意見を聞かせていただく中で、去年も大分心配して発言した経過があると思うんですけども、ぜひとも、もし本当にそういう計画で実行委員会でそういう方向で行きたいということであれば、そういうきちっとした形で実現できるように進めていただきたいと思います。それでも、どうしてもそういうことがうまくいかないということであれば、やっぱり早い時点で学区なんかについての検討をし直すとか。どうしても太鼓台にこだわらなあかんのかという、私もそういったちょっと疑問もあったんですけども、例えば幼稚園とか保育所とか出ていただいたり、地域の子供みこしということを出ていただいているわけなんですけれども、そこら辺をもうちょっと。

これから完全週5日制になって、総合的な学習の中でも、もっとそういう地域、学校などとも取り組みを進めて、子供祭りみたいな形でやるとか。どうしても実行委員会でそういう形が無理であれば、また企画を練り直すとかいうことも考えていただけたらなど。去年、こういった意見も出てたということ、そういった住民の方々のご意見があ

ったということも、この場で発言しておきたいと思います。

○山本委員長 松田委員。

○松田委員 131ページの秋祭り実行委員会。秋祭りそのものを言うのではないんですけども、実行委員会に対する補助金というのはいくつかあると思うのですが、行事を行う場合の補助金、いわゆる費用ですね。これを補助金という扱いにしているんですけども、実行委員会の会計処理は一体どうなってるのかなというように思うんです。どこでもこういうようになっているんです。少なくともこの種の関係は、実行委員会が求めていったとき、実行委員会に金を出す。だから、実行委員会が収支ゼロにした場合は、それでいいと思うんです。残金が出た場合の処理を一体どうするのかということになると、今までの関係で、私は即座に見てここに資料も何もないから、例として今は聞いておいてください。これは実際あったんやということとは言えないですけど。残金が出た場合、一般的な関係のように繰越金というふうな格好で処理されていないかと。繰越金として処理されているとしたら、これは間違いだと思うんです、単年度の関係ですから。補助金という形で見たら余ったと。余った、それを次年度に回せと。では、実行委員会は一日で解散、例えばすっとした。もうそれでなくなるわけです。その関係というのは戻入にされなければならぬと思うんです。必ずしもそういう処置がとられていなかったようなものがあるかと違うかなというふうに思うんです。そんなことはありませんでしたやろか。

繰り越すというような格好で処理したことは一度もないか言うてる。秋祭りだけと違いますよ。斑鳩町がいろいろ行事を実施するについて、実行委員会を組織をして、いろいろ事を行ったと。そのときの収支決算をして残金が出た場合の処理を、本当に戻入処置をしたんだろうか。そして、ゼロ決算をしたことということになると、僕は実行委員会の趣旨報告。例えば50周年記念や何かの関係のときでも知ってます。ところが、実行委員会で報告はする。だから、実行委員会で残金が出た場合の関係について、繰越金という扱いで処理をしようとした関係があったかと違うかなといった印象を持つんです。

だから、もしそういうことであるとすれば、それは正しくないというように私は思うんですけど。もう処理をして解散をしてしまうわけですから。だから、その辺の関係は、もし私が言っているようなことがあったんかなかったか一遍調べてもらって、もしそういうことがあるとするなら、こういう会の決算の収支の処置の仕方です。こういう面に

については誤りのないようにしておいてほしいということで、注意を喚起をしておきたいというふうにだけ申し上げておきたいと思うんです。また調べてみてください。結構です。なければもう、そんなことを言うけどないんやと言ったら、ここで言うておいた方がいいけど、あいまいなことがあって答弁せんないかんのやったら、そういうように調べてやってきてもらた方がいい。私の記憶で、ある日にそんなことがあったと思うんです。

○山本委員長 総務部長。

○植村総務部長 この関係につきましては、まさしく監査委員からも指摘を受けておったこともあります。そういったことで、前回の秋祭りの関係につきましては清算という形で処理させていただいております。以前はそういったこともあったということでございます。今後はそういったことのないように、今後は問題ない。委員さんがおっしゃるとおりでございます、このような方法で処理をしていくということにいたしております。

○山本委員長 松田委員。

○松田委員 改めるときは改めて、きちっと処理をしていくということにしておいてください。結構です。

○山本委員長 ほか、ご質問ございますか。

それでは、ないようでございますので、これをもちまして第6款 商工費に対する質疑を終結をいたします。

続いて第7款 土木費についての審査に入ります。

土木費についての説明を求めます。

鍵田部長。

○鍵田都市計画部長 それでは第7款 土木費についてご説明申し上げます。

133ページをお開き願います。

133ページから135ページにかけてでございます。

まず第1項、土木管理費、第1目、土木総務費でございます。本年度は8,838万9,000円、前年度に比べ1,343万2,000円、13.1%の減となっております。主に職員費に係ります人件費を計上したものでございます。

続きまして136ページをお開き願います。

第2項、道路橋りょう費、第1目、道路維持費でございます。本年度は4,681万8,

000円、前年度に比べ1,222万9,000円、20.7%の減となっております。安全で快適な道路通行の確保を図るための舗装工事、並びに道路肩の草刈りや補修等の維持修繕費。また、適正な道路財産の管理を行うための登記処理のための経費、及び昨年度に引き続き法定外公共物であります井戸、水路の無償譲渡を受けるための調査委託費を計上したものでございます。

続きまして137ページ、第2目、道路新設改良費でございます。本年度は2億6,885万3,000円。前年度に比べ2,481万7,000円、8.4%の減となっております。道路整備につきましては、住民に密着した生活道路として、また、斑鳩の景観にふさわしい道路としてゆとりと潤いのある道路整備に努めているところでございます。本年度におきましても道路5カ年計画として、13年度までに完成の3路線を除く10路線、及び昨年度新たに含めました5路線を合わせて、引き続き整備に取り組むとともに、主要幹線であります6メートル計画道路につきましても、測量調査等を進めることといたしております。また、前年度の予算の一部を本年度に繰り越しさせていただいております町道472号線の龍田南三丁目地内の道路につきましては、用地交渉等がまとまらず、次年度に繰り越しを行い進めてまいりたいと考えております。

次に、下段の3目、橋りょう維持費でございます。本年度58万5,000円、前年度に比べ14万2,000円、19.5%の減となっております。道路管理とあわせて橋梁につきましても維持管理の必要性から、町道438号線にかかる橋梁の横断取りかえ等の補修を行うものでございます。

続きまして、138ページでございます。第3項、河川費、第1目、河川総務費でございますが、本年度は396万4,000円、前年度に比べ58万6,000円、12.8%の減となっております。主なものは、地域におきまして河川清掃を実施していただきました土砂等の処理について、適切に対応するための経費でございます。

次に第2目、河川改良費でございますが、本年度は1,800万円、前年度に比べ1,400万円、350%の増となっております。地元補償工事として、地域でまとまりができたことによりまして、浸水の防止と内水排除のための水路改修に係る経費でございます。

続きまして139ページ、第3目、治水対策費についてでございます。本年度は3,024万2,000円、前年度に比べ2,318万2,000円、43.3%の減となっております。11年度から貯留浸透事業の新規箇所として進めております瓦塚池の整備につき

まして、本年度末に向け、昨年度に引き続き整備することといたしております。

次に、140ページでございます。第4項、都市計画費、第1目、都市計画総務費でございます。2億9,545万5,000円を計上させていただいております。前年度に比べまして1,417万8,000円、4.5%の減となっております。主に都市計画道路、法隆寺線整備事業に係ります用地取得、工事請負費等の事業費を計上いたしております。また、本年度より服部地区において地元施行の農住組合で工事を実施されます土地区画整理事業区域内の法隆寺線の一部が含まれておりますことから、将来、町が管理すべき道路の用地買収費相当分といたしまして、公共施設管理者負担金をあわせて計上しております。なお、前年度の予算の一部を本年度に繰り越しさせていただいております。

次に、斑鳩パークウェイ事業についてでございます。平成11年度から始まりまして、小吉田モデル区間の用地買収も平成13年度に完了し、いよいよ本年度から本格的な着工となるわけでございます。本事業を進めるに当たりまして、住民代表と行政による協議会を設置したところでございまして、本協議会を通じ、住民の方々の意見を取り入れながら、また、地元小吉田地区との調整等も十分図った上で、着実に進めていただこうと考えております。また、そのほかの区間においても地権者から買い取り要望に対応していただけるよう、引き続き国への要望、働きかけも努力してまいりたいと考えております。

次に、JR法隆寺駅周辺整備についてでございます。当事業につきましては、当町の玄関口にふさわしい魅力のある交通拠点として、駅前広場や駅へのアクセス道路、南側農地部分の土地区画整理事業、駅舎整備など、駅周辺を一体整備を図ろうというものでございますが、今日まで南側の農地部分について新家土地区画整理事業の立ち上げをと、地元調査等をしてまいりましたが、昨今の不安定な経済情勢から、地権者の不安もあり、進展が見られない状況が続いております。このような中、法隆寺駅舎のバリアフリー化を含む駅舎の改築整備に対する住民ニーズが日増しに高まってきておりますことから、このような住民の要請にこたえるため、本年度において法隆寺駅周辺のアクセス道路整備、法隆寺駅舎のあり方についてJR西日本と協議を行い、法隆寺駅舎を含む駅周辺の整備、基本計画の策定を行うため、その調査費といたしまして1,000万円を計上いたしております。

次に、服部地区土地区画整理事業につきましては、昨年5月に地元施行による農住組合が設立されまして、平成15年度の事業完了に向けて、今年度から工事着手されます。

先ほども申しあげましたように、土地区画整理事業区域内の都市計画道路、法隆寺線との整合を図りながら事業を進めてまいりたいと考えております。

続きまして143ページをお願いいたします。

第2目の公共下水道費でございます。特別会計への繰出金でございますので、その詳細につきましては特別会計で説明させていただきます。

次、第3目の都市下水路でございますが、本年度は785万円。前年度に対しまして195万円、33%の増となっております。内訳といたしましては、浸水対策等工事費といたしまして650万円、都市下水路の機能維持管理費といたしまして、35万円を計上させていただいたものでございます。

次、続きましてこのページの下段から144ページでございます。

第4目の公園費でございます。913万8,000円を計上させていただいております。前年度に比べて225万7,000円、19.8%の減となっております。これは、前年度においては小吉田児童公園の維持管理補修工事を計上いたしておりましたが、工事完了に伴い、本年度は通常の維持管理費の計上となったことから、減額となったものでございます。既存公園の維持管理委託料といたしましては、各公園の草刈り業務や清掃業務の委託等を計上いたしております。これまで以上に効率的で適正な委託発注を行い、住民の方々が快適で安心してご利用いただけるように努めてまいりたいと考えております。また、全国各地で公園遊具による事故等も発生しておりますことから、職員による定期的な各公園施設の点検パトロール強化など、安全管理にも十分留意してまいりたいと考えております。

次に第5目、都市計画審議会費でございます。これは、都市計画審議会の運営費といたしまして、33万6,000円を計上させていただいております。前年度に比べて62万6,000円、65.8%の減となっております。これは、議員報酬につきまして、前年度は年額による支給をしておりましたが、昨今の審議会の開催状況を勘案させていただきまして、開催回数に応じて委託報酬を支給するよう改めたことにより、減額となったものでございます。

次に第6目、開発指導調整費でございます。90万3,000円を計上させていただいております。前年度に比べて36万8,000円、68.8%の増となっております。これは、地方分権を推進し、身近な行政サービスの向上を図るため、地方自治法等が改正され、今日まで奈良県において事務処理を行っていた、奈良県屋外広告物条例に規定する

簡易除却事務が奈良県に、処理の特定に関する条例の改正によりまして、本年4月から市町村に権限委譲されることに伴い、その事務処理に係る所要額を計上したため、増となったものでございます。なお、これまでと同様、町公園指導要綱や、新たに加わった屋外広告物条例を適正に運用し、関係諸法令と調整を行いながら、住みよいまちづくりに向けた指導、及び助言となりますよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして145ページから146ページにかけてでございます。

第7目、景観保全対策事業費でございます。9,261万6,000円、前年度に比べて3,193万円、52.6%の増となっております。主なものといたしましては、法隆寺駅周辺におけます歴史的地区、環境整備街路事業としての都市計画道路、法隆寺藤ノ木線の整備でございます。歴史的な町並みにふさわしい、いい道路整備として昨年度から工事に着手いたしまして、昨年度は電線類の地中化や公園整備などに係る所要額といたしまして、8,756万9,000円を計上させていただいております。

また、従来から豊かな景観の形成を図るため、花いっぱい運動として取り組んでおります三塔周辺のコスモス栽培でございますが、近年この取り組みも定着し、町外からも開花状況等のお問い合わせがあるのも数多く寄せられております。好評を博しているところでございます。本年度も昨年同様に、三塔周辺5地区の皆様のご協力を得ながら、風景、景観の保全に努めてまいりたいと考えております。なお、本年度は町制55周年記念事業の一環といたしまして、法起寺周辺のコスモス畑でコンサートを予定しております。特にこの周辺における栽培面積の拡大に十分努めてまいりたいと考えております。

続きまして147ページでございます。

第5項、住宅費、第1目、住宅管理費でございます。本年度は317万2,000円、前年度に比べ142万6,000円、31.0%の減となっております。興留団地の老朽化した空き家住宅について解体を進めるなど、適切な維持管理に努めていくことといたしております。

次に第2目、住宅整備費であります。本年度は2億6,369万7,000円、前年度に比べまして2億4,115万7,000円、1,069.9%、10倍近くとなっております。町営住宅の整備についてでございますが、平成13年度補正予算分と本年度の予算分を合わせまして、住宅建設に着手したいと考えております。

以上で第7款 土木費の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○山本委員長 第7款 土木費についての説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

予算書の133ページから142ページでございます。

吉川委員。

○吉川委員 140ページから、土地計画の総務費の中で、142ページの委託料に関して、JR法隆寺駅駅舎及び周辺基本構想調査設計委託料1,000万円あるわけですが、整備基本計画の策定については、私ども了解したと思うんですが、あと法隆寺関係については4万5,000円しかないわけですね、予算上では。新家地区の土地区画整理推進についても、去年6万2,000円やったやつが、ことしは4万6,000円。査定は1,000万円かかるわけですから、事業化に向けた調査を進めてまいりますと、ちゃんとはっきり明示しておられるわけです。これで調査とかできるのか、ちょっと消極的ではないかと思うんですよ。実際、駅前整備についても、もう何年かかっていますの。全然一向に進まない。予算を見たら、こんな状態でね。係でも、こんなやる気ありませんわ、こんな。これで実際に進めようと思っはるのか、真意を私は疑います。はっきり言って、これについての答弁をお願いしたい。

もう1点は、パークウェイに関連して地元と覚書を交わしてはるのか、要望書になったのか、口約束か、聞いてないんですけれども、関連の予算がどこに載ってあるのか。いや、それは国で皆やっとする。要望については国で皆やってくれる。5カ年計画の中でのあれは聞いています。ほかは全部私も把握してないんで、その説明をお願いしたい。できますれば、約束された、要望事項になるのか、それをきょうと言わないんで、あした中に出していただくと、かように思っています。

○山本委員長 藤本課長。

○藤本都市整備課長 まずJR法隆寺駅周辺整備の中の一般事務的経費の4万5,000円という部分でありますけれども、この4万5,000円については、新家地区の区画整理事業の調整等に係る事務的な経費という形で計上させていただいているということでございます。

新家地区につきましては、今日まで何回も地元の代表の方と話はさせてもらっているわけですが、先ほど部長の報告の中にございましたように、不安定な経済情勢という中で、なかなか地権者の方々の立ち上がりがないというような現状が続いていると

というような状況でございます。今回、服部地区で組合の設立をされたということで、15年度までに工事を完了していきたいというようなことで進めてもらっていますので、その状況を見ていただく中で、また、そういう意気込み等、出していただけるんではないかと、このようには感じております。

そして、その1,000万円の計上につきましては、新家の土地区画整理事業も含めた中で、駅舎の北口、南口をどう整理をしていくべきなのか。そしてまた、踏切の関係について、どう整理をするのか。そしてまた、駅舎が平面化でやるのか、橋上化でやるのか、高架化でやるのか、それも費用等を考慮しながら、どうあるべきかというようなことも含めて検討をしていきたいと、こういうことで1,000万円の計上をさせていただいたということでございますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

そして、次のパークウェイに関連しての要望事項でございますけれども、400メートル区間について進めさせていただくに当たりまして、地元の方々についても非常に水路の関係について、道路によって水路が分断をされるというようなことがありまして、水路改修について要望もいただいております。そしてまた、パークウェイで町道部分が分断するというようなことについて、その道路町道分の交差部等改良の要望方、いただいております。国で支障となる部分については、水路改修についてはおおむね国の方で行っていただけるというような状況になっています。ただ、道路部分については先ほど委員の方から言っていただきましたように、町道5カ年計画の中に取り入れて整備をしていくと。また部分的な分については、その他道路改良というような形で進めさせていただくということで考えております。

○山本委員長 吉川委員。

○吉川委員 今、説明をいただいたんですけれども、整備基本計画についても、確かに先ほども前進だと言っていますけれども、言うたら遅いですわな、実際に。それだけやっているだけで、そしたらそれに対する調査とか、計画に対する調査とはこの中の1,000万円に含んでいると思うんですがね。町としてやるべきところがあると思うんです。大きな事業をやる。また特に火葬場とか皆が嫌う、嫌うというのは言葉が悪いかわかりませんが、焼却場にしろ、し尿処理場にしろ、やっぱりこっちから頼みに行かんと、だれが向こうからやってくれと言うてきますか。何ぼええ事業であっても。実際に13年度でも、新家地区へ何回足を運んでおられますか。行って、いや、ちょっとぐあいが悪いと言われたら、もう帰ってくる。もっと誠意を見せなあかんと思います。

前から言ってるように、やっぱり途切れたら、仮にオーケー言うてくれてはった方も、そんなもん2年も3年もたってみなはれ、またかわらはるのや。地元のことを言うていかんけど、道一つ広めるのでも、協力するとその時だけ言うてもろうてても、5カ月もたったら、ころっと変わらはるんやもん。あんな言うてたのに、何の返事もないと。それは予算の関係もあって、いろいろありますと言うてもそれは聞いてくれへん。また一からやり直し。もうちょっとやろうという気があるんなら、三代川の改修しかり、皆、駅前でとまってしまっている。やっぱり法隆寺の駅は斑鳩町の顔です。何とかここで頑張ってもらってめどをつけてもらわんとですな、えらい何遍も同じことを言うて申しわけないけども、町長も平成9年には一部工事にかかりたいという意欲まで見せてあったわけ。どないなってますか。もうそれから5年になります。この予算見てがっかりしますわ、ほんまに。課長、もう一遍、町の考え方を聞かせてください。

○山本委員長 藤本課長。

○藤本都市整備課長 新家地区等に対しまして、担当として足を運ぶべき違ふかと、誠意を持って当たれば、またその気になっていただけるということで、おしかりを受けているわけですけれども、新家地区につきましては地権者の方々に代表ということで、役員さんを選んでいただいております。町とすれば、個々地権者の方に当たるということではなしに、やはり役員さんを通じた形でやるということになってこようかと思っております。そうした中で、役員さんに13年5月に線引きの見直しの中で、新たに特保区域が継続されたということで、次の見直しの中では、継続した形で特保区域の設定もできない状況になっていくというふうなことで、早期に結論を出していく必要がありますというふうなことで、声かけをして地権者の方々にお集まり願って、いろいろ相談をさせていただきたいということで、声かけもさせていただいているわけなんですけれども、今のこの状況の中で、なかなかそういうことに踏み切っていただけていないというのが状況でございます。ご理解をしていただきたいと、このように思います。

○山本委員長 吉川委員。

○吉川委員 そのことは何遍も聞いてまんねん。私もこのことについては何遍も言うてまんねん。同じことばかり聞いてまんのや。法隆寺の門前整備しかりです。最後までやり通しできへん、いまだに。事業は何ぼでもふえていって、法隆寺線はやってもらわな、パークウェイはやってもらわな。その中で何ぼでもおくらせていきます。もう一遍、すみませんけど、町長か助役さん、気持ち聞かせてください。

○山本委員長 町長。

○小城町長 吉川委員のいつもおっしゃっていただくことはよくわかるんですけども、我々地元にながら、何回か私も地元のことでありますから、三代川の河川改修にしても、今現在、とにかく測量が終わって、家屋調査も済んでいます。いずれにいたしましても、駅前との関係のことについては私は最初の段階から非常に厳しい状態だったという中で、どういう隘路を見つめていくかという問題等もございます。私はそれは何も避けて通るということではできませんし、できるだけ新家の方々にも皆さん方が自分らが市街化区域を宅地に係るということで、これを線引きの関係で変えたという中で、今後どういうことであるかということ、特別保留地域にさせていただいた。その関係については新家の方も真剣に考えていただいた。私は何遍も申し上げるのは、皆さん方はこれから先どうなっていくのかということをお考えないといけません。今の時点だけじゃなしに、先がどうかということをお考えんと、なかなかあきませんよということをおっしゃるわけですが、なかなか今、責任の方が高齢やし、年がいつているということで、なかなかそういう点では寄ってもらえない。寄っていただいた中では、私もそういうことをはっきりと申し上げていかなかったら、なかなか前に進んでいかないと思います。当然、吉川委員におっしゃっていただくように、あの地域が1番駅前としては、玄関口であれだけの土地が残るということは非常にだれが考えてもいいわけですが、私は肝心のときに、そういうことが起こった中で、バブルがはじけてきた、そういうことを踏まえる中で、なかなか消極的になってきた。あるいはそういう点でいろんな問題等が絡んできたかというふうな感じも持ちます。

しかし、駅前とのJ Rの関係等、あるいはまたその周辺との関係等についても、あの周辺との関係、自転車のあいうものも町のもんですから、あるいはそういう点ではいかるがホールからやっぱりアクセスをよくすることも大事であろうと思います。そこらをひとつアクションを起こすことも大事であります。そのことを踏まえて、14年度中にJ R法隆寺駅舎等の関係についての基本構想の設計委託を組ませていただいたんですけども、この関係についてはそれはすべてがうまくいくとは限りませんが、我々としてはやっぱりこの関係については慎重に取り組んでいかなければいけないと考えております。相手が住民の方だから、非常に心配をされる中で、どう我々が対処するのかということも十分に明確にすることが大事であろうと思っています。

○山本委員長 吉川委員。

○吉川委員 今、難しい問題は私どもいつも申し上げています。確かに難しい。しかし、よそのことを言ったらいかんけど、三郷を見てみなはれ、郡山も皆できてる。斑鳩町だけですがな、できてないのは。それが今に始まったことでない。もう何十年も前からです。もう少し私はやっぱり誠意を持ってかかるべきだと思います。斑鳩町だけがおくれてまんのや。それはよそはよそ。それはよそができたからと余り言いたくはありませんけれども、今現状を見たら、そないなっています。計画道路一つ見ても。よそからいろいろ言われますがな。何や斑鳩町は。もうこれ以上申し上げませんので、誠意を持ってやってもらうことと、この1,000万円がむだにならんように、私は最善の努力をしていただくことをお願いして終わります。

○山本委員長 ほかございせんか。萬里川委員。

○萬里川委員 私も今、吉川委員と同じような思いですね。そうというふうに思っております。ただ、今まで私が1期目で上がった時点で、この都市基盤構想というのができておりまして、今のいかるがホールの手前まで、ここはA地区ですよB地区ですよ、C地区ですよと言って聞かされてもう10年以上たつということで、ある意味では、基本構想というのはできているはずなんです。忘れたころにまた調査。設計という形になっているという、これが同じように繰り返し委託料を渡して調査されているんじゃないかという、記憶違いだったら言っていたらいいと思うんですが、何か調査、また設計というのが何回も何回も同じところで繰り返されているような錯覚を起こすというか、そういう記憶でしかないというふうに私は思うんです。この1,000万円という金額は、1つの場所に道路を新しくつけるということでもないんでしょう、これ。このあれでは調査設計委託料しかわからない。そしたらこの1,000万円が本当に設計の段階で即できるんならいいですけど、また何年かおいて、でき得なくて、あやふやになって、また次の調査にならないのかというのが心配でございます。

それと、私も都市基盤で言ったように、駅周辺の中で、やはり合併の問題で安堵町の町長が言うてはりましたよというような、ああいうような感覚を持って、向こうからも依頼されれば、斑鳩町だけの財源じゃなく、安堵町からも出していただいて、駅をきれいにしようか。そして、それが車とか乗り入れられるようにしようかという構想もできるん違うかなというふうにも思うんです。こちらがあかんのやったら、受け入れるところからやっても、私はそこからの法隆寺駅、いかるがホールを利用するにはそんなに遠くにはならないというふうに、私自身も思っておりますので、やはりこの1,000万

円の調査設計ということに関しては、何回も同じような基本構想が組み込まれての費用に思えてならないんですが、その辺が私の勘違いだったら教えていただきたいというふうに思います。

○山本委員長 藤本課長。

○藤本都市整備課長 今ご指摘いただいておりますように、駅前については市街地再開発事業ということで、1度提案をさせてもらって、それがどうしても地元の中で受け入れしていただけないというようなことで、街路事業等に変更させていただいていると。そして、新家の区画整理事業の中では、区画整理事業としてA調査なりB調査をさせていただいて、減歩率がどうであるのか、地元に対する説明資料としても、当然必要でありますから、そういう調査もさせていただいて、地元と調整をさせていただいておるといような状況がございまして、何回か今ご指摘いただいておりますように、調査関係はさせていただいております。

今回お願いをさせていただいている分については、駅舎を含めた中で、そこに通ずるアクセス道路等がどうあるべきかとかいうことも含めてさせていただくということございまして、今日まで駅舎そのものについてどうこうという形で調査をさせていただいたという状況にはなかったということございまして、ご理解をさせていただきたいと、このように思います。

○山本委員長 萬里川委員。

○萬里川委員 駅舎そのものも踏まえて考えていくなれば、JRも入っていかないといけないわけですね。そうすると、そういう駅舎とあわせて、いろんな調査段階であれば、プロだけではいけない中で、これだけの委託料が要るのかどうか、ちょっと確認したいというふうに思います。

○山本委員長 藤本課長。

○藤本都市整備課長 当然、この調査をさせていただくに当たっては、JR抜きでは前に向いては進めないのかなと、このように思います。そして、その今現状がどうであるのか等からの出発というようなことも出てこようかと思えます。今まで調査させていただいた、その資料が使える分については資料を使って、そして調査を進めるということになると思います。1,000万円ということで、これが不足するのか、それともこの1,000万円が多いのかということになるわけですがけれども、契約に当たっては十分その内容について精査しながら契約していきたいと、このように考えております。

○山本委員長 萬里川委員。

○萬里川委員 斑鳩町においてのいろんなプロ的な感覚の人、またそれに携わっている人というのがいらっしやると思うんですね。それこそIT革命でインターネットを通してのこともでき得る。その中で、そういう分野で募集をして、この斑鳩町、法隆寺のある町並みとか駅舎とか、そういうのはどんな駅舎周辺にすればいいのかというような、そういった募集的なことも踏まえて考えられることはなかったのかというふうに思うんですが。そこから集約してプロにお願いをして、きちっとしたものにするということになれば、私はこういう形にならへんのと違うかなというふうに思うんですが、そういう一般住民からのそういった構想とか図面的な立体的なものとかというものの募集、考え方は受け入れられるようなことはないのかどうか、お聞かせください。

○山本委員長 町長。

○小城町長 基本的にはJR西日本が関係がありますが、JR西日本の関係者等々のご相談を申し上げながら、そういうことの調査委託をしていくとか、そういう形になっていくと思っています。

○山本委員長 萬里川委員。

○萬里川委員 住民の方がこの斑鳩町の駅舎でいいと思ってらっしゃるんだったら、それでいいんですが、そうじゃない人にこっちから自分の思いをぶち込める、そういう分野もやはりあってもいいんじゃないかなというふうに思いましたので、こんなことを言わせていただきました。とりあえず、先ほども吉川委員がおっしゃったように、やはり構想と調査設計で終わらずに、この委託料としてなされていくわけですから、やっぱりでき得れば、この委託料の構想ができたらすぐ進めるように、やはり準備を整えて頑張っていたきたいということで要望しておきます。

○山本委員長 松田委員。

○松田委員 今いろいろ委員の方で言われている調査、その問題はもう少しいろんな角度から、6月議会で一般質問でお伺い会議をしたいなと思っているんですよ。この間も総務委員会でいろいろと指摘をしたんですが、そういうこともあってですけども、当初これは12月議会ではですね、いわゆる17年をめどに橋上駅自由通路ということでした。こういう方針を出したわけですよ。これは私は疑問があるというふうに言ったんですけども。そこで説明のところに書いてるけど、法隆寺駅舎及び周辺整備として基本構想調査設計委託。結局周辺整備をするということで、比較的道路と並行しながら

駅舎の関係を考えなければいけないということで今日まで来た。そのためにいわゆる新家地域の関係の開発というものを目途つけた。こういつてきたわけですよ。それで駅舎の関係というのは、それだけの取り扱いとせずに、ところがどうしても思惑どおりと違って、地域の整備計画というものについて、合意を得ることができないということになったとするなら、それで駅の関係の開発がおくれているということになってきているんだと思うんです。

だからこういうことばかり言うてたんでは、もう駅の関係というのはどうにもならんし、取り残されてきているんで、周辺整備とある意味では切り離して、駅舎の関係の整備というもの、というような環境を、やっていこうことに方針を切りかえて、そこに駅舎をまずつくり出すというところに重点を変えればいい。そして何とか17年を目標に関係を打ち出したというふうに僕は思っているんですよ。だからまた同じように周辺整備と駅舎の関係というのは同じことになると思うんです。だからできないと思っている。

そして、例えば駅舎の関係がありましても、基本構想を委託して云々というのも、町がやるということになっているというふうに僕は思わんねん、これは。この関係、駅舎の関係などと、例えば何にしる、こういう関係での面の主体性というのは、僕はJRにあると思っている。JRが持つと、これは。我々が一体何々にせめても意見を取り入れててくれればいけれども、はっきりしていることは負担金だけや。おまえら銭持てよと言われることだけは精いっぱいや。だからこの調査の関係、僕は基本構想を策定するというようなことに、駅舎の関係について、要望の意向としては言えても、基本構想ということには僕はなっていかなやろうなと思うんですよ。

だから、注文した関係が幾つかあると思います。だから僕はこの間も言ったように、平面駅であるか、橋上駅であるのか、僕はエレベーターをつけるかエスカレーターをつけるかということなら、ある意味では受益者負担というか、受益者の面の関係はありますよ。ところが工事の主体性の関係というのは全くJRですよ。しかしそうならない。橋上駅だけを云々ということになれば、こないだ問題がありましたけど、負担金の割合を縮小できるという関係で橋上駅という関係は、これはむしろJRが主体です。ところがこのことであれば、別に自由通路とかどうかで我々は今の環境を、駅舎の関係だけやってということであれば、JRも主体です。

だからそういうものを考えて、僕はここのところに一緒にして基本構想調査委託料と

というようなことをしていても、これは僕はできへんやろうと思うんです。基本構想に打ち立てるまでにならん。町がこうしてほしいという希望をとることはできると思います。今も出ているわけやからね。いいんかどうかのことは別に、自由通路の橋上駅を兼ねたものとか。ところが私はそういうことをやっていく負担の関係、割合の関係も出てくるまでに、現在の駅舎の関係を改築する、平面でやっても、十分そのことは考えられるわけですから。そういうふうなことなどもあって、いわゆる我々の持ち出しの関係がどれだけ減少できるのか。あるいはそれをこれだけ出すから、それだったらこういうことにしてくれるのかという関係の面というのは、とてもやないかできん。これはいくら町が希望して構想立てたって、そんな構想にはなっていかなんと思うんです。

必要なことというのは、周辺で例えば駅舎の関係を王寺寄りに寄せようとか、あるいはどうしようとかいう関係になったら、それはその周辺はどうなるのでしょうかという問題、これは出てくる問題。ところが、町がそういうことができないということだったら、現行の許される範囲において、どういうものができるかということ判断する以外ないじゃないですか、それは。だからそのところがあるんで、これからも駅前周辺の整備という関係の、いわゆる今日まで言うてきた地区整備ですね。このことと駅舎の関係というのは切り離していかなんたら、話は前に進まんと思うんです。そうすると、こういう説明の仕方をするから、なおさらそういうふうになるんですが。だから周辺整備というよりも、新家地区なら新家地区というているなら、この区画整理事業からこの関係についての調査とか、あるいは駅舎なら駅舎改造に伴う調査費とかいう関係にした方が、誤解がないんですよ。結びつけて一緒にしてしまうと、かえってそういうことだという形が私は出ると思うんですよ。

だから、へたに自由通路、自由通路ということについて、どういう構想を考えていくんかということになりますと、自由通路という口調をするから、王寺のように自由通路に登る関係の両側のエレベーターの関係というのは見られる。いわゆる受益者負担ということで、受益者の自治体が皆持つということになってしまうわけですよ。王寺の場合は駅舎のエレベーターの関係なんかは、全然JRは持ってないんですから。自由通路であれば町道です。そういうことにのっかって行ってしまうとそういうことなる。今しているエレベーターの関係について、これは大体今言われているような関係の負担割合になってくるでしょう。ホームとの関係でこの間完成したんだと言っている。

だから、そういったことなどを考えると、余りにもこういうことについて行政サイド、

今までの基本構想の立て方というふうなこともなければ、この考え方だけ聞かせていっても、どこへ委託するんですか、これを一体。委託先へ委託してみたところでもしようがない。そしたら、委託業者の関係はJRの窓口と折衝して、こうやということにしかならんわけでしょうが。性格を少し考えてみたら、僕はそういうことにならんと思うけれども、いろんなやり方が出てくるから、ここの説明の仕方は、切り離すんなら切り離す。あるいは受益者の関係を優先して考えてつくっていくんやという、そういう方針を出さないと、二兎を追っていったら、どうにもこれは進んでいかんのと違うかと。

だから、この間の12月の関係もあったように、とにかくエレベーターをつくるか何かつくる、そのことが先やと。そのことでやったら本当に長い間かからんやろうと。

おそすぎると怒られるのはそこにあるんでしょ。だから僕はやっぱりそのところの関係をきちっとしないと、こういうことをまた繰り返してもいかんというふうに言われるのは、そこにあると思うんですよ。だから、そういう意味でこれを切り離すんか、切り離さないんか。このことを1つのものとして考えて調査して基本構想をつくっていきうということになってくると、今まで同じような形になりはせえへんかいなというように思うんですよ。

そして、いろいろ駅舎の関係について、調査云々というけれども、我々はそんなものは今、例えば遠いところへ行かんかって、県外まで出ていかんかって、幾らでも調査することはありますよ。加美の関係からこっち側の関係、各駅によってようけ違います。その条件の違いというのを調べてみなさいよ。そしていわゆる斑鳩町の法隆寺の場合は結局、快速等の行き違いをするということで、このことが小泉とか郡山と違いがあるんですね。小泉の関係も中畝がありましたけど、撤去してしまってます。小泉はそんなはありませんが、2線です。上下線だけ。だからそういう関係で王寺はまた特別という1つの性格を持っている。そして南にも関係の通路が1つある。それからこっちの関係については田原本線の関係、というように条件が本当に違うわけですから。それから三郷の関係は橋上駅でも何でもありませんよ。平面駅ですよ。これは渡り廊下があるだけのことですよ。だから全くそういうことが橋上駅でも何でもありません。平面駅であって、ただ渡り廊下という関係のものなんでしょう。だからそれぞれに、天王寺からこっちの関係の郡山を見ても皆それぞれの特徴があって、それぞれの条件違いがあるんです。そういうときに、斑鳩町が法隆寺の関係になるかなということにすれば、我々の方として出てくるわけです。そういうふうにくらでも調査できる。県外まで出ていく必要もないが、

ほんそばでも十分いける。結局昔の阪和線の関係は今みんな橋上駅にして、こんな幅や。乗降人員との関係があるさかいそうなる。どれだけ費用負担したんか知りませんよ。応分のことをしてできたんか知りませんがね。そういう関係があるのもう少しこの関係をどちらかに的を絞って、計画するようにしないと、先ほどから言われているようなところにまた戻ってしまうと違うかと。そういうことを言って、できないことになってしまいませんかということ言われている。もう少し具体的な面では、次の機会でもいいけど、また勉強していきたいというふうに思うんです。きょうは予告しておきます。

次の問題なんです。次の問題で、下水道事業の関係、ここで初めて出てきましてわかりました。資料のくれた関係ね。他会計の繰出金の状況。その他の関係という財源内訳している。その他だけは結局基金ですよ。1億1,000万円。ここで先ほど朝提出してくれましたこの関係は、3億1,035万5,000円ほど内訳を書いているんですけども、この関係を内訳書いて、ある意味ではないと言うたら言い過ぎ、この中で一体どこに充当しているのか。いうふうに見ていくと、ここの全部に、この関係はそうですわということすると、予算辻つま合わせで、どれとも言えませんということになってしまう。だから基金の関係、少し私は別の見方します。やっぱりこれはいろんなことがあるけれども、事業の公債費から要るんですよ。しかも1億1,000万円入れたとしても、まだこの2億3,367万の関係の半分にもならへんですわ。いうふうに見て、それから今度はこの関係に、そういうふうにしなればいかんのかなということ、1億1,000万円の関係というのは、説明のところを書いてある関係の中で、4項目書いているけれども、それでどれの中に含まれているというふうに見たらいいんですか。見方を聞かせておいてほしいと思うんです。

その見方、それは皆ですわといたら、皆でも結構です。そのことによって、下水道会計のときも今日の資料なんかを見て、私はどういう結果を示しているのかということ、お互いに理解をするために必要な議論になってくるんじゃないかと、こう見ますから、ちょっとそのことだけ聞かせておいてもらえますか。そのことだけで結構ですわ。本式には下水道ですよ。

○山本委員長 池田課長。

○池田企画財政課長 どの費目とは想定しなくて計上させていただいています。

○松田委員 だからいかん。説明ができなくなるんですよ。あとは下水道の方でやりませう。

○山本委員長 ほか、ご質問ございますか。

里川委員。

○里川委員 ちょっと確認だけなんですけど、133ページ、土木総務費のところの職員配置と、それと住宅整備費の方で、こちらの方で13年度のときには職員の配置というのはされてなかったんですけれども、14年度についてはこちらの方で職員配置というのが1名されているんです。これは今年度に限って、こういう形をとられたのか、今後こういう形での考え方をされているのかという、考え方だけ確認をさせたいと思います。

○山本委員長 堤課長。

○堤建設課長 土木総務費の職員の人数の関係と、昨年まではこの中で、全職員の本課に係ります職員の人件費等を組み入れてきました。そして、その中で住宅費に組み入れましたのは、昨年度13年度から補正予算をお願いしまして、建設事業にかかるということがございます。そういった中で、職員の携わる1人分につきましては、事務事業の中で国の補助対象事業の中で入ってくるということになりますので、科目をこの整備事業の中で人件費を出させてもらっているという形でございます。

○山本委員長 里川委員。

○里川委員 そしたら、一時的というたらおかしいですけど、住宅建設のために、そういう形の性格の方ではついているのでやったということですね。それが終われば、またもとに戻るという考え方でよろしいですか。

○山本委員長 堤課長。

○堤建設課長 説明不足で申しわけないです。今、委員が申されている形になるということでございます。

○山本委員長 松田委員。

○松田委員 今まで何回も言ってきて、そして余りしつこく言うのもどうかなでしたんですけれども、言うたときは、ちゃんとこういうふうに説明してくれる。その後、どうなるかということも聞いているけどね。いわゆる龍田北4丁目地内の幻の道路の関係はどないなっているんですか。せめても固定資産の関係などの面から見てでも配慮することにできへんのかと。いろいろ説明いただいたというけれども、そのことがあるわけですよ。えろ主幹課のところまで行って、どうやらこうやらと言うてどうかなと思ったけど、そこに書いてるんですけれども、それはええことで、そういう関係についての

取り組みを説明してあげてくれよというのにしてくれてない。どういう言い方を皆さんにしたら聞いてくれるんですか。この種の問題は、できるできないにかかわらず。そして弁明ばかりしてくれるんやけど、全然聞いてくれないんですよ。早急に措置されていない。来てもくれない、いうふうに思われて仕方がないんやけど。どう取り組んでいくの。聞かせておいてほしいんですわ。

○山本委員長 堤課長。

○堤建設課長 今、委員がご指摘の場所につきましては、特にできる箇所からということで取りかかっておった経緯がございます。そういった中で、その立ち会いするにつきましては、その相続権者等も隣接者の方もおられまして、特に最近亡くなられた経緯もございまして、そういったことで、また行きどまったという状況になっています。ですから、今現在、その路線の中でできる区域、部分的にもできる区域を今、依頼しております公嘱協会の方と打ち合わせをしておるという状況ですので、確かに今委員申されるように、報告というのができていないということについては、申しわけないと思います。ですから、そういったことで逐次、報告もあわせて今後していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○山本委員長 松田委員。

○松田委員 よろしくお願ひしますと、どうよろしくお願ひされるのかわからん。同じことをずっと繰り返しているんや。そしてもたもたもたもたしているうちに、死んでしまふからと言うてだからできへん。死ぬ前の関係で言うてみても、前のおやじが死んでしもうたって、その地籍の関係になっているのはおやじの前の人や。そういうようなことを言うて、そして全体ができない。そんなばかなことはあるもんかと。了承せえと。どう了承するんや。もうええかげんにこの種の問題にめどをつけるとか、何らかの方向を出してもらわんとや。わしらかていつのこっちゃかわからへんが。具体的にいろいろ取り組みをしてきたでしょう。そのなぜそういうことになってきたというのが、結局行財政が今のところないから、地元になんとかしてやってくれよということになって、どんどんつぶれてきたと。後始末をしてくれへんさかいに、登記の。それが終わらんとということからして、4丁目あたりの、あの地域の1番大きい道が立派な道路が図面になんやと。そんなあほなことをいつまでも続けさせていたら、どないもならんやないかと。これは何年になります、もう。

そして、我々にも責任があるかもしれん、ある意味では。今まで何も処置されないの

に黙ってたという。決して黙ってたんでもなんでもないわけですよ。そんな道路ができていろいろやってきた。やりますねんと言うてくれる。せめてできた道路の関係について、1つの処置をし、その処置ができないなら、相当する、面での固定資産税の援助策をとるとか何とかいうことをしてくれないと、取るもんは取る。徴収するものは徴収しといて、それであきまへんねんと。それで死んでしもうたさかいにできへんのやと。そんな言い方通りますか、そんなもん。余り言いたくないと思ってるけど。だから僕は公式の場でしか言うてないんです、これね。そのときだけ説明してちょちょこと言って。わしに説明するよりも関係者の皆さんに説明してくれと。できてるところがあるなら、できてるところだけでもせめてでもしてくれと。どうしても残っているなら残っているのがわかりますがな。その関係について、同じことばかり繰り返さんと、担当者も気の毒やと思うで。課長もいつもそう言うてくれてて、もうわかっているのになあと気の毒やと思うんやけど、あんたに言わんなんだら、わしは言うてこないもん。この種の問題は行政にやってもらわんなんだら。そうでしょ。そう愛想をつかさんと、しっかりやってくれよ、頼みますわ。それだけ申し上げておきます。

○山本委員長 ほかにありませんか。萬里川委員。

○萬里川委員 145ページの広告物撤去業務委託料21万6,000円ですが、これは先ほどのご説明の中で、市町村に責任を持たせて、指導及び助言を行ってきているということがございます。要するに、指導及び助言の中で、広告物を置かれた方が撤去されてきたのはどれぐらいあるのか。そして、この費用というのはやっぱり市町村がかかわっていくべき撤去費用というふうに思うんですが、早く見てここではだめですと言えば、そういう撤去することはなくなると思うんですけれども、去年の分に関しては、どのような指導、助言の中で、業者が撤去してくれたのかどうか。広告物を置いた人が撤去してくれて、自分たちが撤去せずに済んだのかとかいろいろあると思うんですが、その実績を教えていただきたいと思います。

○山本委員長 藤本課長。

○藤本都市整備課長 違反広告物につきましては、12年、13年は県の対応ということで進めていただいております。11年までは補助執行者ということで、町職員、県知事から任意を受けて張り紙等の除却に協力をさせていただいていたわけですがけれども、自治法の改正等から12、13は県の対応ということで、平成10年度の実績しか持っていないんですけれども、張り紙で760枚。そして張り札、板にポスターを張ってい

る張り札130枚、立て看板217枚、残り26本。合計で1,133。これは簡易除却ということで撤去している実績ということでございます。

そのほかに指導関係ですけれども、これは県の方で口頭指導等をやってもらっているわけですけれども、なかなか一般質問でもお聞きいただいて答弁させていただいているわけですけれども、張っている現行犯ということになっていきますので、なかなか現行犯の確認がとれないというような状況がございまして、西和署で検挙はさせていただいておりますけれども、先般も連絡協議会がありまして警察の方が来ておりまして、警察と十分連携をとってやっていこうということで協議はいたしております。町も警察に十分連絡をしながら対応していきたいと、このように考えております。

○山本委員長　ほかにご質問ございますか。

小野議長。

○小野議長　内容については余り言わないと思ったんですが、今までの議論で、ちょっとお聞きしたいと思います。136ページの法定外公共物譲与申請業務委託料600万円。部長、先ほどこの中で業務調査ということで説明をしておられましたが、2点聞かせていただきます。13年度で200万円ほど使っておられるんだと思うんです。発注されたと思うんですが、その内容。それと、譲与申請が完了するまでに、幾らぐらい要ると思っておられるのか、いやそれはそのときの進め方次第で要るんだというのか、その2点を聞かせてもらえませんか。

○山本委員長　堤課長。

○堤建設課長　まず1点目の平成13年度の委託料の内容ということでございますけれども、これについては1つは調査内容につきましては、まず法務局の資料としての構図がございまして、この構図につきましては13年度はカラーマイクロフィルムによりまして、構図の転写をいたしました。これにつきましては件数として430枚ほどございました。それとあわせまして、閉鎖の構図もございまして、そういったことを全部転写しております。その中で、今年度につきましてはその中の無番地公共物、いわゆる里道、国水の分にあたるのですけれども、その抽出を地番図上でやっていくという形でございます。この流れにつきましては、1つは最終的に国からの譲与を受けるわけですけれども、その中で、この資料につきましては、そういった構図では430枚ほどの構図があるわけですけれども、これを1つの、つぎはぎをしてデータ化処理しないと、その線上があらわれてこないということがございまして、受けていくにはそういった形の中で、路線

的な形で地図を受けると。それとあわせて、また公共施設の中においても、そういった里道、国水が走っている場合もございますし、また県道、ないしまた国道にも走っている場合もございます。ですからそういったときには、そういった国、県と協議をしていかなければならないし、そういった関係で最終的には、そういった現地の確認も行いながら、整理をしていくと。整理ができないものについてはソフト化して、譲与を受けた後において、十分な管理体制をできるようにしていこうというのが内容でございます。ですから、平成13年度は、まず構図の複写を行っております。

この費用につきまして、幾らかかるということなんですけれども、この予算書の9ページをごらんいただきたいと思うんですけれども、平成13年度は、今申し上げたとおりなんです、平成14年度予算を含めた中で、平成16年3月31日までの事業費として1,070万円という形で予算を計上させていただきます。これは債務負担行為ということで、今年度も含めて1,070万円ほどかかるということで予算化をさせていただいている状況でございます。

○小野議長 そしたら、13年度には幾ら使われて、構図の複写ということで、複写だけでその値段がかかるのか。それとまたデータ化したということで、データ化するからその値段となったのかということですが、そこらを教えてください。

○山本委員長 堤課長。

○堤建設課長 平成13年度の契約金額につきましては、262万5,000円ということでございます。内容につきましては、先ほどの法務局の調査資料、1つはマイクロフィルム、それとマイクロフィルムによって、今度スキャニングして同じ大きさのものに色分けすると。それを今度つづっていく。それについてはソフト化していく資料もあわせての関係でございます。そのソフトについては次年度以降も活用しながらやっていくということです。

○小野議長 この譲与申請に1番最初に係るのは、どこに公共性、事業性があるかということなんです、それだけでよろしいでしょう。何でデータ化すると必要があるか。私はもうこれは意見として、発注してしまっておりますからどうこう言いませんけど、この事業に対して何が必要なのか、こんな構図なんて、一般質問でも言うてはりましたやろ。こういうのでデータ化しても何もならんですよ。利用できないんですよ。利用できないから難しくなったんですよ。そんな難しい利用できないものをデータ化するような経費なんて、本来こんなん使う必要がないですよ。

だから先ほどからいろいろ議論されていますけど、こんな有名なコンサルが自分の仕事として何ぼでも宣伝しとるんですよ。そんなものに乗っていく必要ないと思うんです。今までの登記業務の用地測量というものに、コンサルはできるからと言うて、用地測量の土地を発注して、どういうことになったんですか。そこらをもっとしっかり勉強してほしいと。皆これは税金からですよ。さっきの1,000万円の話でもないけど、それも一緒やと思うんです。何でこれが必要なんか、コンサルがそういう営業に来るから、それに乗っていったらと違うんですか。これは改めて言うておきます。これからそういうことはしっかり勉強してから、これは発注せんならんとか、なぜ必要なんか、今の公共物の譲与に対して、あんな構図をデジタル化して管理する必要は一切ないでしょう。よう考えてくださいよ。

そんな費用があるんやったら、せめてあつて地番で、それをデータ化したらよろしいです。現場に合っていないんです。あの構図というのは。そんなものすり合わせがどないしてできますの。何ぼデータ化しても、それができるとするのは国調図面だけですわ。実測したんやから。あんな明治の初めにまんが書いてあるやつをデジタル化して、それをすり合わせ、そんなんでできるはずないです。そこらをしっかり考えてください。それだけ言うておきます。コンサルの営業にかかっていったらあきません。全部国会でも最近それですやん。コンサルの連中のそういう営業面に皆かかって、政治家も皆立たされてますやんか。そこらしっかり考えてください。それだけ言うておきます。

○山本委員長 堤課長。

○堤建設課長 ちょっとすみません。説明が1点抜けておった関係があるんですけども、委員が申されておるように、1点は町の地番図を用いまして、それを構図に載せまして、そういった形で今の作業を進めているという形です。その地番図と、その構図の関係につきましては町が持っております税務課の地番図をもとにして、その上、構図を合わすというんですか、そういう形で場所の抽出なりをしていっているという状況でございます。

○山本委員長 ほか、委員さんの方からご質問ございますか。よろしいですか。

それではないようでございますので、これをもって第7款 土木費に対する質疑を終結をいたします。

続いて第8款 消防費についての審査に入ります。

消防費についての説明を求めます。

総務部長。

○植村総務部長 それでは第8款 消防費についてご説明申し上げます。予算書の150ページから153ページであります。

消防費全体といたしましては3億2,156万6,000円を計上いたしております、前年度の予算額と比較いたしまして、7,473万6,000円、18.9%の減となっております。

初めに第1項の消防費 第1日常備消防費についてであります、2億7,396万5,000円を計上いたしております。前年度比162万6,000円、0.6%の増となっております。これにつきましては西和消防組合の負担金でございます。

次に、第2目の非常備消防費でございます。日ごろから町民の安心と安全、生命、財産を守っていただいている消防団の活動等に要します経費と、整備において、各消火活動における消防力の充実を目指し、自主防災組織の育成を図るための経費、また更新時期を迎えた、奈良県防災行政無線システムの地上系無線の設備更新のための県への負担金と、2,923万9,000円を計上いたしております。平成13年に比べまして680万7,000円、30.3%の増となっております。

次に、152ページに移ります。第3目の消防施設費でございますが、消火栓や消防コミュニティセンター、法隆寺消防センター等の消防設備にかかります維持管理に要する経費と消防水利の確保・充実のため、防火水槽設置の工事費として1,720万3,000円を計上いたしております。平成13年度と比較いたしまして、717万円、71.5%の増となっております。

次に、153ページでございます。第4目の水防費でございますが、水防警戒に要します経費といたしまして、昨年と同額の16万5,000円を計上いたしております。

次に、第5目の災害対策費でございます。本年度は99万4,000円を計上いたしております。前年度の予算と比較いたしまして233万9,000円、70.2%の減となっております。まず災害用の備蓄についてであります、人口の10%を避難者として想定する中で、年次計画に基づきまして、本年度は食料750食、毛布100枚を追加で備蓄してまいりたいと考えております。また、平成9年度から5カ年にわたり、小学校区、防災訓練、郡町総合防災訓練を実施してまいりましたが、新年度から地域に密着した特別防災訓練を継続していくことといたしております、地域住民の防災意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。また、新年度において、香芝市、生駒郡、北葛

城郡を1つのブロックとした、区域におきまして、奈良県防災訓練及び奈良県林野火災消火訓練を行われますため、その運営経費に当てるための当町分の負担金を計上いたしております。

以上、第8款の消防費について説明させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○山本委員長 第8款 消防費についての説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

予算書150ページから153ページでございます。

よろしゅうございますか。

松田委員。

○松田委員 152ページの関係の、消火栓は1基ふやしてますの。

○山本委員長 西本課長。

○西本総務課長 消火栓1基につきまして約70万円程度の費用がかかります。

○松田委員 1基分で70万円ですか。1つだけするわけ。

○山本委員長 西本課長。

○西本総務課長 この70万円につきましては毎年1基分計上いたしておりますが、上水道に係ります老朽管更新の関係で消火栓をつけかえるという費用を見込んでいるわけでございます。

以上です。

○山本委員長 松田委員。

○松田委員 消火栓の関係というのは、大体どの程度の基準をおいて、消火栓を設けることについてですか。僕は消火栓の設置はホース2本つないで、大体放水が可能というのが1つの基準と思ったけど、違うんですかな。

○山本委員長 西本課長。

○西本総務課長 消火栓、町内で全部で559基ございますけれども、1基につきまして消火栓が通っております水道管の太さにもよるわけですが、太いところでしたら、1つの消火栓から2つの放水口がとれるというふうに考えております。

○山本委員長 再度答弁を求めます。西本課長。

○西本総務課長 すいません、1基につきまして120メートルという基準がございます。120メートル以内であれば、1つの消火栓を設置すると。それを超えると、また

新たに設置すると。

○山本委員長 松田委員。

○松田委員 僕はそういうことじゃなくて、説明するときに必要なけどやね、大体消火栓を設置する基準にしているのは、さっきホース、例えば2本なら2本つないで、放水が可能という範囲を大体1つの単位に考えていけるんやというなら、そういうふうに言ってくれたらええだけなんや。自治会がつくってくれとかいうことは高いさかいに、何がなしに言うてもあかんでと僕らは言うてるわけや。だから大体そういうふうな基準でいくと、大方出きたんと違うのと。だから多けりゃあええというて、あっちもこっちも言いに行っても役場はうんと言うてくれへんぞということがあるさかいに、念のために僕は聞いているんであってな。割にたこうつくさかいに、これはと。だからそのことを言うて、そういう要望があったときに説明してあげんなさかいに、念のためにお聞きしたんですわ。

だから1基70万円、そうそうね。ただ老朽管を取りかえただけでということが、結局分布も整っているというふうに見られなんだらいかんわけです。ところが新たに家を建てる所ありますが。昭和団地とかちょっと知らんうちに、家が建ってしまっている。だから新たやから消火栓が全然付いていない。それでも業者に言うてつけさせているんかというて、そうでもないところもあるわけですわ。これは状態として10件が一斉に申請されていないから。注文だけやというようなことを言うて、1個1個交代でできる、知らんうちに10件になってしまっていると。ところがホースの長さがあわへんと。それでつけてくれと、言わんなんのです。そしたら今度は全額町費で負担やというふうなことになるたら、かなわんさかいにな。そういうふうな面が出て、言われてるさかいに、私らにはじめにちゃんと指導してほしい。これはいわゆる開発指導要綱に基づく関係になってくるということがあるんでお聞しているんで、そういう点がちゃんとしていかなんたらあかんのと違うかと思うからお聞きしたんです。結構です。

○山本委員長 ほかが質問ございますか。

里川委員。

○里川委員 152ページの防火水槽の工事なんですけれども、水利弱点地域の優先度の高い地域との関係で、本年度組んでいただいているのかどうかということが、ちょっと心配になったものですから、工事される場所、そして考え方についてお聞きしたいと思います。

○山本委員長 西本課長。

○西本総務課長 防火水槽、平成14年度1基設置いたしました。場所は三井の集会所のところでございます。あと弱点地域に防火水槽を設置しているという中で、今日まできております。三井の集会所につきましても、三井には1つ防火水槽があるわけですが、この集会所のところにもう1基設置していきたいと、このように考えています。

○山本委員長 ほかが質問ございませんか。

それではないようでございますので、これをもちまして第8款 消防費に対する質疑を終結をいたします。

本日の審査についてはここまでで終わらせていただきたいと思います。

(午後8時27分散会)